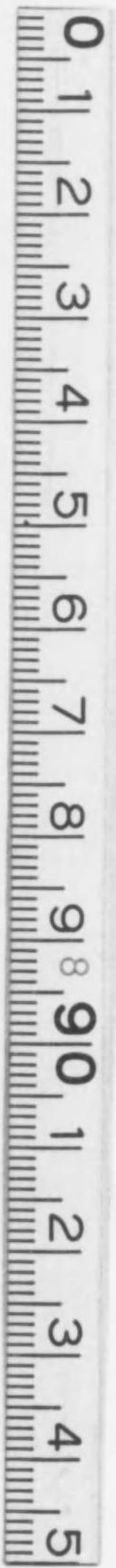


384-43
1200501455383

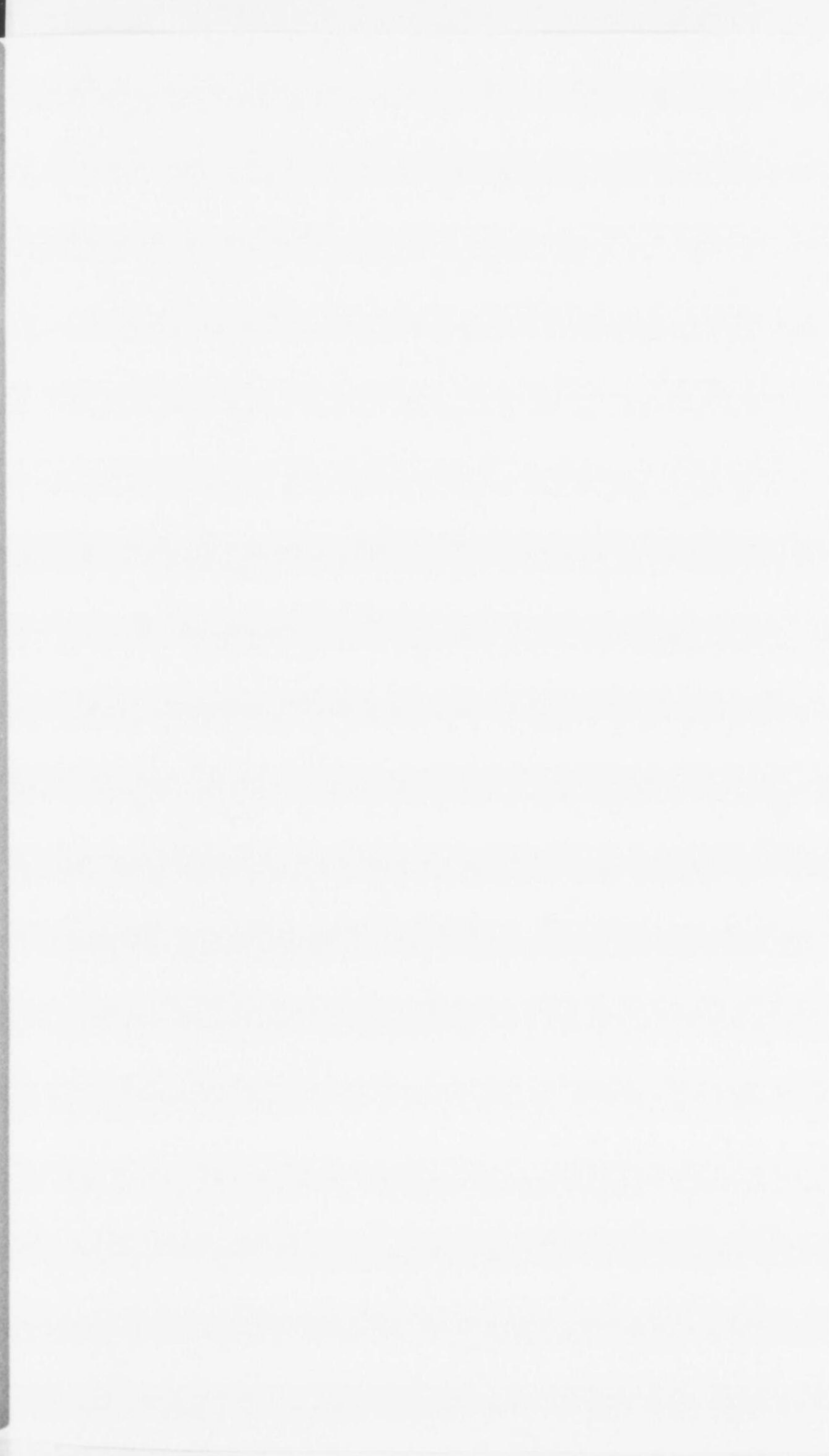
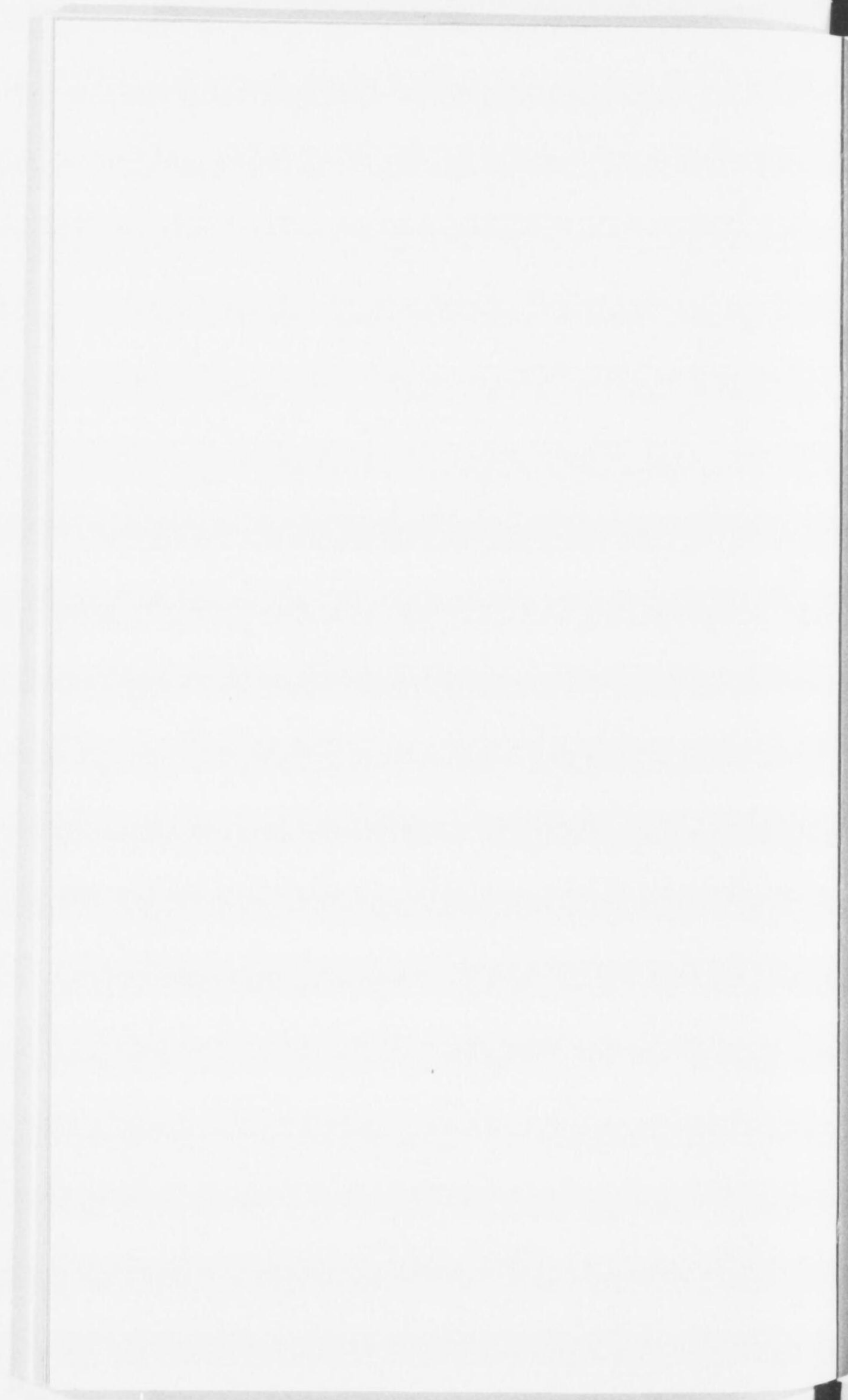
384
43



始







工上2M-86

近世日本
國民史



46

文久
大勢一變上篇



文久大勢一變上篇刊行に就て

時代の分水嶺

文久時代は、嘉永安政から慶應明治にかけての、中間の分水嶺だ。文久以前と文久以後とは、均しく孝明天皇の御宇であつても、均しく徳川幕府の末期であつても、殆んど別天地の看がある。文久以前は如何に幕府の霸威が銷沈したとて、尙ほ形式だけは、舊時の面目を存して居た。文久以後に至りては、其の形式さへも、殆んど一掃し去らんとし、且つ半ば以上一掃し去つた。

再反動の政状

此の如く重大なる變化を、文久時代に見るに至りたる所以は、井伊直弼反動政策の所謂再反動にて、云はゞ、井伊時代に於ける地震の揺り戻しと云ふも、過言であるまい。即ち井伊が餘りに右端に偏したる政策は、やがて其の反動として、更らに餘りに左端に偏せしむるに至つたのだ。而して此の揺り戻しの舞臺に現はれ出したのが、長州の代表者長井雅樂と、薩摩の代表者島津久光とだ。

日本の大

日本國中の大藩を數れば、未だ必らずしも薩長二藩に限らない。より大なる者を擧ぐれば、加賀がある。仙臺がある。互角のものを擧ぐれば、肥後、筑前、肥前、藝州、土州、水戸などは勿論、尾州、紀州などは、互角以上のものだ。

薩摩擡頭
の理由

然るに斯る場合に長と薩とが先づ首を擡げ來つたのには、未だ必らずしも關原以來の對幕宿怨の存したるが爲めと云はず、更らに他に其の理由がある。薩摩に於ては、島津齊彬が天下を狭しとするの志もて、一藩の士氣を鼓舞し、其の強兵富國の策に於て、殆んど遺算ない。いざといへば、天下の變に應ず可き準備は、彼が生前に出來上つてゐた。其の遺志の相續者として、彼が遺命を奉じたるは、實に薩摩當藩主島津茂久(後に忠義)の實父、而して即ち齊彬その人の異腹弟島津三郎久光であつた。

長州擡頭
の理由

長に於ては、天保年間より其の藩士に村田清風あり、藩政の要路に當りて、大に長防二州の士氣を鼓舞し、食を足し、兵を足すの政治を行つた。而して藩中の俊秀に吉田松陰の如き人物出で來りて、大なる刺戟を、一面藩の要路に與へ、他面藩の青年子弟に與へ、やがて其の藩主を動かし、延いては長防二州をして、天下勤王志士の望を繋がしむるに至つた。

水戸の勢
力燃盡

されば苟も勤王の事を談ずる者は、東に水戸あり、中國に長州あり、鎮西に薩摩あり、此の三者は實に天下の新勢力の根據にして、又た新運動の發動所たるの看を做さしめた。而して朝廷が此の三藩に倚信し給ひしもの多大であつた。ことは固より云ふ迄もなし。但だ水戸は文久時代に於ては、殆んど半は燃盡したる噴火山であつた。彼等は餘りに事前に其の勢力を消費したるが爲めに、大事に際して之を用ふるに不足であつた。否な不足であつたかの如き感。第三者に與へた。之に反して其力を全うしたる者は、薩と長とであつた。當時の朝廷は

勿論、天下の志士を擧げて薩と長とに倚信せしめたのは、決して偶然の事ではなかつた。

四

時代の急
進者と漸

急進と漸進とは、如何なる時代、如何なる場所、如何なる場合にも是れ無きは無
い。薩摩に於ても有馬新七等一味の急進派と、島津久光の漸進派とがあつた。西
郷隆盛の如きは、此の兩者を或る程度まで調停し、その全力を一にして、以て尊
皇の大業に従はんとした。而して彼は事志と違ひ、三年の遠島より召還、未だ二
個月ならずして、再び前回よりも一層嚴勵なる遠竄の刑に就いた。

公武合體
の二種

若し長州に於て、非凡の人材を擧ぐれば、村田清風以後、恐らくは長井雅樂の右
に出づるものはあるまい。彼は大局を洞察するの明と、排難解紛の手腕と、頑石
をも點頭せしむるの辯舌とを以て、殆んど一時は朝幕の間を震動せしめた。彼
の公武合體も、島津久光の公武合體も、實質に於ては、殆んど何等の相違は無か

つた。但だ長井の公武合體は、開國遠略を眞甲に鑿し、然も動もすれば幕府をし
て直接其責に當らしめんとし、島津久光のそれは、開國遠略などの當り障りの
ある題目には、頓著せず、只だ公武合體のみを説き、然も長井の動もすれば幕府
を主としての公武合體らしく、傍人に思はしめたるに反して、島津のそれは朝
廷を主としての公武合體であるかの如く思はしめ、その爲めに均しく公武合
體でありつゝも、島津のそれは好評を博し、長井のそれは朝廷に於ても受けが
悪しくあり、單り長井其人のみが窮地に陥りたるばかりでなく、又た藩主をも
併せて朝廷に對して、不首尾に陥らしめんとしたる事件を出來せしむるに至
つた。勿論これには長藩中の長井反對者が、潜航艇式の運動を公家仲間に戻し
くしたが爲であつたとは云へ。

長井失脚
の因

長井の失脚の一半と云はんよりは、其の大半は、彼が吉田松陰の社中と相容れ
なかつた爲めであつた。松陰の門弟、故舊、親戚等は、何れも長井が手を幕府に藉

五

りて松陰を死地に陥れたと思つた。獨り彼等ばかりでなく、松陰自身も亦た斯く思つた。斯る下地があるに、更らに長井が彼等純尊皇家に取りて面白からぬ合體論を主唱するに於て、彼等は九天の上に揚り、九地の下を潜りても、此の長井をやりつけんとしたるは、決して意外の事でも何でもない。

六

長井失脚
の他の一
原因

然も長井をして失脚せしめたる他の一原因として、我等は彼が餘りにも朝幕の間に持て囃され、其の儕輩を尻目にかけて己れ獨り榮進したる事を計上するを遣れてはならない。凡そ世の中の人事の十中七八は嫉妬が其の重なる動機だ。男女の間の事は勿論、人と人との間に於て、此れが尤も微妙なる働らきを爲すものだ。乃ち聖人君子と雖も、此の一念は往々自から其の然るを覺えずして然るものがある。吾人は長井の同志であつた周布政之助などが、やがて其の意見を變更して、長井の反對論者となりたるを見て、未だ必らずしも妬心の爲めとは云はない。周布は恐らくは現境と現勢に動かされて然るものであつた。

らう。されど更らに、一膜を排して考察すれば、周布も亦た人なり。誰か敢て彼の肚皮裏に此の一念が手傳はずと保證し得るものぞ。

嫉妬心

更らに薩長の關係に就ても、其の離合聚散の跡に就て、仔細に之を點檢すれば、之を表面から云へば權勢の競争であり、之を裏面から云へば、嫉妬喧嘩である。所謂の焼餅なるものは、婦人孺子の専有物にあらず、天下の英雄豪傑でも世界の偉人高士でも、將た大版圖を掌握し、大帝國を左右する有力者でも、皆な銘々其の持前々々に於て、往々嫉妬神に乗り移られ、その爲めに驅使せらるる例は少くない。文久年間より元治年間に至る薩長の干係を説くには、少くとも此の心理的一要素を除外しては、到底解釋は出來ない。

敵の最も
恐るべき

凡そ敵の最も恐るべきは、味方の中より生ずる敵だ。正面の敵には誰しも警戒して居るから、別段の失敗は少ない。けれども背面の敵に至りては、如何に用心

七

八
堅固の者と雖も、或は油断を免れない、長井雅樂を死地に就かしたものは、其の同藩の士であつた。西郷隆盛を再び遠島の厄境に擠したる者も、亦た同藩の士、否な會ては同志の士であつた。人心惟れ危く、道心惟れ微、測り難きは實に人間の心理作用である。

昭和九年六月二十二日正午前三十分 大森山王草堂に於て

蘇峰七十二叟

近世日本國民史 文久大勢一變上篇 目次

第壹章 丙辰丸盟約……………一

一 櫻田事件後形勢漸く一變す……………一

櫻田事變の影響〔一〕 幕府内容の一變〔二〕 維新史運行の大拍車〔三〕 皇妹降嫁の目的〔三〕 御降嫁の齎したるもの〔三〕 却て志士の眞りを招く〔四〕 形勢の急轉直下〔五〕

二 水長兩藩士の會盟〔一〕……………五

坂下門事件の影響〔六〕 事件關係者の目標〔六〕 坂下門事件の因由〔六〕 水長有志聯盟〔七〕 西丸松島初會見〔七〕 鳥八十樓再會〔八〕 當時の人心〔九〕

三 水長兩藩士の會盟〔二〕……………九

誓書交換會議〔九〕 西丸桂密議〔一〇〕 西丸の策〔一一〕 大藩獻言の策〔一一〕 獻言實行の役割〔一二〕 桂離色〔一三〕 丙辰丸會合提議〔一三〕

目次

四 水長兩藩士の會盟 (三) 一四

西丸等丙辰丸に至る〔一四〕 大日本史を周布に贈る〔一四〕 誓盟成る〔一五〕 血盟議定書〔一五〕 不幸實行を見ず〔一六〕 桂武田の勸誘書希望〔一七〕 武田謝絶〔一七〕 長藩伶惻〔一八〕 美濃部永井交驛〔一八〕

第二章 盟約後水長兩藩士の交渉 二一

五 東西相ひ應ずるの謀 二一

會盟の目的〔二一〕 水藩士の脱藩西上〔二二〕 清河伊牟田〔二二〕 安藤血祭りの謀議〔二二〕 讓位取調一件〔二三〕 水戸有志斬奸舉義の計畫〔二三〕 金子高橋の故智〔二四〕

註 坂下事變の一因〔徳川慶喜公傳〕 二四

六 水藩有志より長藩有志への書翰 (一) 二六

野村等書翰本文〔二六〕 幕府横暴の所爲〔二六〕 水藩内情〔二七〕 烈公死後の狀況〔二七〕 舉國一致の困難〔二八〕 有志協力の要〔二八〕 萬一讓位に備ふ〔二九〕

京都への周旋依頼〔二九〕

七 水藩有志より長藩有志への書翰 (二) 三〇

秦檜排除の策〔三〇〕 安藤斬除後の策〔三〇〕 當今應急の策〔三一〕 頼むべきは只長藩〔三一〕 薩州に失望〔三二〕 水藩士氣〔三三〕 秘密計畫〔三四〕 潜客消息〔三四〕

八 桂小五郎の返書 三五

長藩の事情〔三五〕 周布等の行動〔三六〕 周布と長井〔三六〕 長藩中俗説〔三七〕 長藩人物些少〔三七〕 右要領〔三八〕

註 西國諸藩形勢〔水戸藩床井親徳秘笈實録〕 三九

第三章 大橋訥庵等の運動 四一

九 水戸有志と宇都宮有志 四一

野州有志との連繫〔四一〕 舉義通告〔四一〕 桂の忠告〔四二〕 野州有志の消息〔四三〕 安藤刺殺の計〔四三〕 殊士八人〔四四〕 平山の行動〔四五〕

一〇 大橋訥庵の意見書(一)……………四五

大橋訥庵(四六) 大橋行動の便(四六) 大橋淡雅父子(四七) 訥庵の時務上奏(四七) 大橋意見書本文(四八) 幕府の恐夷(四八) 志士頼晦の所以(四九)

一一 大橋訥庵の意見書(二)……………四九

攘夷勅命の要(五〇) 寂慮通ぜず(五〇) 前日勅諭の無効(五一) 潜上隨一徳川氏(五一) 人心徳川氏を離る(五二) 徳川氏衰亡の運(五二) 徳川無力(五三)

一二 大橋訥庵の意見書(三)……………五三

朝廷果斷の不足(五四) 幕府實力有破の要(五四) 因循の時に非ず(五五) 大橋の豫言(五五) 英斷の要(五五) 大橋の本志(五七) 大橋の結論(五七) 本論の大主旨(五八)

一三 大橋と義徒……………五八

大橋意見容れられず(五九) 有志大橋に謀る(五九) 多賀谷尾高の計(五九) 大橋有志を宥む(六〇) 安藤刺殺の計成る(六〇) 形勢刻々危険(六一) 京都よりの消息(六一) 大橋一身危し(六二) 大橋身邊の警戒(六一)

第四章 坂下門外の事變……………六五

一四 大橋の態度定る……………六五

大橋原に與ふるの書(六五) 安藤要撃尙早論(六五) 志士出府見合せ要望(六六) 打合せ要望(六六) 志士上京の事(六七) 大橋安藤刺殺に全然同意か(六八) 慶喜擁立策(六八)

一五 大橋訥庵の下獄……………六九

安藤刺殺舉行決定(六九) 参加志士(六九) 訣別の宴(七〇) 變心密告者出づ(七〇) 大橋の缺點(七一) 實行に疎(七一) 大橋捕へらる(七二) 至急要解決の要(七三)

註 下總間中雲帆説話(水戸藩史料)……………七四

一六 坂下門外の一擧……………七五

義盟の士(七五) 志士變名(七六) 安藤側の警戒(七七) 志士離出(七七) 一大争闘(七七) 安藤僅かに免る(七八) 高島總次郎奮闘(七八) 河野黒澤亦失敗

一七 河邊佐治右衛門の自殺……………八〇

河邊機を逸す〔八〇〕 河邊自殺〔八一〕 自殺實況〔八二〕 伊藤博文の實見〔八三〕 桂伊藤嫌疑〔八三〕

一八 所謂る斬奸書(一)……………八四

斬奸狀本文〔八四〕 井伊刺殺の動機〔八四〕 安藤奸謀〔八五〕 正義の士抑壓〔八五〕 前途憂懼〔八六〕 時機切迫〔八六〕 斬殺の要〔八六〕 罪狀の逐一〔八七〕 廢帝古例調査〔八七〕

一九 所謂る斬奸書(二)……………八八

外夷親睦〔八八〕 安藤久世の比較〔八九〕 シイボルト雇傭〔九〇〕 災禍防止の要〔九〇〕 公邊に異心無し〔九〇〕 皇國危急の時節〔九一〕 幕府改心の要〔九二〕 斬奸書の効果〔九二〕

二〇 負傷せる安藤對馬守……………九三

安藤の事變届出〔九三〕 井伊の寫で間に合せ〔九三〕 朝廷への事變奏上〔九四〕 流言蜚語〔九五〕 安藤辭せず〔九七〕 安藤の傷〔九七〕 註 當日諸侯の警戒〔鈴木大日記〕……………九八

二一 至尊の御述懷書(一)……………九九

主上宸憂〔九九〕 時勢嘆息宸翰〔九九〕 戎虜交易〔一〇〇〕 神州陸沈〔一〇〇〕 一身の安を顧はず〔一〇〇〕 幕吏專斷迎商〔一〇一〕 一々聖慮に従はず〔一〇一〕 三家三卿召せども來らず〔一〇二〕

二二 至尊の御述懷書(二)……………一〇三

公武不和の難〔一〇三〕 事多く不如意〔一〇三〕 正義の士退けらる〔一〇四〕 間部の言白〔一〇四〕 枉て其請に任ず〔一〇五〕 櫻田事變〔一〇五〕 外人刺殺〔一〇五〕 和宮降嫁〔一〇六〕

二三 至尊の御述懷書(三)……………一〇七

忍び難きを許す〔一〇七〕 安藤刺殺の件〔一〇八〕 愛むべきの士〔一〇八〕 大變激生を憂ふ〔一〇八〕 汚穢酒掃掃請〔一〇九〕 更始一新の御望〔一一〇〕 攘夷十

第五章 清河八郎の運動

二四 文久年間の新現象……………一三三

薩長兩藩運動開始(一一三) 各藩内の急漸兩派(一一三) 薩長藩論一變(一一四) 薩長協調の困難(一一四) 有志浪人の介在(一一五) 長州急進派本營となる(一一六)

註 尊王攘夷の主張者〔幕府衰亡論〕……………一六六

二五 清河八郎(一)……………一九

有志中の較著者(一一九) 清河四方の志(一一九) 江戸卜居(一二〇) 名聲天下に馳ゆ(一二〇) 幕府の注意人物となる(一二〇) 水死を装ひ失踪(一二一) 幕府追索人相書(一二一) 清河同志の人相書(一二二)

二六 清河八郎(二)……………二四

失踪中伊半田に會す(一二三) 伊半田水藩の計畫を語る(一二三) 清河入京(一

二四) 田中河内介に頼る(一二五) 田中と謀議(一二五) 青蓮院宮奉擁策(一二六) 九州に義兵募集の計(一二六)

二七 清河八郎の九州遊説(一)……………二七

清河企謀(一二七) 清河九州に赴く(一二八) 松村大成訪問(一二八) 松村平野の計を語る(一二九) 平野と相知る(一三〇) 平野の肥後人物論(一三一) 註 眞木和泉藩公に上る書の一節〔眞木和泉守遺文〕……………一三一

二八 清河八郎の九州遊説(二)……………三二

眞木和泉守訪問(一三二) 和泉守と語る(一三三) 阿蘇大宮司訪問(一三四) 川上彦齋訪問(一三四) 平野等薩摩より還る(一三五) 薩摩の消息(一三六) 計を肥後人に託す(一三六)

二九 清河八郎の九州遊説(三)……………三七

熊本人士と最後會見(一三七) 宮部鼎藏來らんとす(一三八) 宮部來る(一三九) 宮部と永島(一三九) 小河彌右衛門訪問(一四〇) 入京(一四〇)

第六章 京都に於ける長井雅樂の運動……………一四三

三〇 密使萩に至る……………一四三

長州藩運動(一四三) 従來の長州藩(一四三) 毛利氏の勤王(一四四) 長州への密使(一四四) 密勅を賜はる(一四五) 密使甲谷(一四五) 水戸下賜勅諭體本來(一四五) 周布正親町三條會議(一四六) 周布復命(一四六)

三一 吉田松陰と長井雅樂……………一四七

吉田大原に長州下向を勧む(一四七) 吉田長井の關係(一四七) 兩者漸次疎遠(一四八) 吉田周布意見相違(一四八) 松陰下獄(一四九) 周布入府(一五〇) 大高平島萩訪問(一五〇) 入江野村亦投獄(一五〇) 松陰死刑(一五一)

三二 長井雅樂、公武合體運動の開始……………一五二

長井の見識(一五二) 長井の立身(一五二) 其の人物(一五二) 長井の意見書提出(一五三) 長井意見書納(一五三) 藩主慶親内諭(一五四) 長井正親町三條會見(一五五) 長井意見書捧呈(一五五)

三三 長井雅樂の建白(一)……………一五六

長井口上書(一五六) 國威衰微(一五六) 武備興復の要(一五七) 人心不和の根源(一五七) 時宜を待つの不策(一五八) 叔慮寛大(一五九) 蘇張の口吻(一九九)

三四 長井雅樂の建白(二)……………一六〇

時論淑閑に達せず(一六〇) 攘夷の難(一六〇) 其理由(一六一) 戦の名分(一六一) 關東委任の政體(一六一) 破約不信の名(一六二) 曲を取るの不策(一六二) 外國の航海熱練(一六三) 戦の不策(一六三) 京都危殆(一六四)

三五 長井雅樂の建白(三)……………一六五

開戦不利(一六五) 鎖國舊法ならず(一六五) 鎖國神慮に叶はず(一六六) 神功征韓(一六六) 鎖國到底不可(一六七) 攻取の要(一六八)

三六 長井雅樂の建白(四)……………一六八

急速航海開始の要(一六八) 攘夷仰出の不策(一六九) 朝幕不和の不利(一七〇)

朝幕水解の要(一七〇) 海内一和の得策(一七一) 現状の不可(一七二) 朝廷の決議緊要(一七二) 先づ朝旨奉伺の要(一七三) 言上結語(一七三) 末段修正(一七四)

三七 長井雅樂と正親町三條實愛

との問答……………一七四

正親町三條感納(一七四) 語りて未詳(一七五) 正親町三條の言明(一七六) 長井の周旋意向(一七六) 毛利氏心掛(一七七) 長井用意の返答(一七八)

三八 長井雅樂の意見書京都に於て

嘉納せらる……………一七八

嘉納御和歌を賜はる(一七八) 敬感御下問(一七九) 御諮問要領(一七九) 毛利家江戸周旋勸奨(一八〇) 繪旨代りの御和歌(一八〇) 御下賜御製(一八一)

第七章 江戸に於ける長井雅樂の運動……………一八三

三九 長井の江戸遊説……………一八三

四〇 長井の周旋藩主の東觀……………一八七

早川長井の滯府を勧む(一八七) 長井建言の要領(一八七) 長井久世再訪(一八八) 長井奏功歸京(一八八) 毛利へ内勸(一八八) 長井歸藩(一八九) 毛利慶親參觀發途(一八九) 長井周布會見(一八九) 兩人意見反對(一八九)

四一 周布政之助の心境一變……………一九一

周布の意見(一九一) 周布長井桂の關係(一九二) 周布長井と遠ざかる(一九三) 周布久坂京に向ふ(一九三) 周布の心算(一九四)

四二 毛利慶親の幕府に對する建白書(一)……………一九五

周布待罪書(一九五) 周布失脚(一九五) 慶親參府(一九六) 慶親國事周旋を背んぜず(一九六) 慶親の内意提出(一九七) 右本文(一九七) 待夷の良策(一九八) 開鎖論對立の弊(一九八)

四三 毛利慶親の幕府に對する建白書(二)……………一九九

開鎖畢竟枝葉(一九九) 和協の必用(二〇〇) 塞源治流の要(二〇〇) 厚重の要(二〇一) 天朝崇奉の要(二〇一) 開國國是確立の要(二〇一) 武備擴張の要(二〇二) 右要領(二〇三)

四四 毛利慶親の幕府に對する建白書(三)……………二〇三

耳目一新の要(二〇三) 國是勸諭の策(二〇四) 右建白の所以(二〇五) 長井建白と同じ(二〇五) 幕府大目付と長井會見(二〇六) 公武周旋依托(二〇六) 慶親答辯(二〇六)

四五 長井雅樂運動の一頓挫……………二〇七

坂下門事件の影響(二〇七) 長藩士運動の一結果(二〇八) 將軍の毛利氏依頼(二〇八) 長井の意見(二〇九) 藩主長井賞功(二〇九) 長井西上(二一〇) 長井の京都運動(二一〇) 長井岩倉(二一一) 註 長井雅樂の失敗〔水戸藩史料〕……………二一一

第八章 薩藩の運動開始……………二二三

四六 島津齊彬以後の薩摩……………二二三

薩摩の實力(二二三) 齊彬の勢力(二二三) 齊彬の志望(二二四) 齊彬の開國意見(二二四) 齊彬の後繼者(二二五) 薩藩士の特權(二二五) 薩藩志士中の領袖(二二六) 天下志士皆薩摩依頼(二二六)

四七 精忠組の擡頭……………二二七

薩士運動開始(二二七) 島津周防(二二七) 周防實權を握る(二二八) 薩水同盟延期(二二八) 日置派擡頭(二二九) 精忠組と日置派(二二九) 精忠組日置派に代る(二二〇) 大久保西郷關係(二二〇)

註 島津久光の藩政整理〔島津久光公實紀〕……………二二二

四八 島津久光上京以前の準備……………二二三

舉藩突出準備(二二三) 藩主參觀阻止策(二二三) 藩邸燒棄策(二二三) 秘中の秘(二二四) 久光舉兵上京の決心(二二五) 堀次郎參府(二二五) 堀參府の目的(二二五)

四九 島津氏への宸翰及び近衛

忠房の復書……………二二六

志士それぞれ派遣(二二六) 中山の運動(二二七) 宸翰御製下賜(二二七) 近衛忠房副書(二二七) 同復書(二二八) 聖上思召(二二八) 勅説降下の難(二二九) 島津氏に依頼(二三〇)

第九章 大久保一藏の京都奔走……………二三三

五〇 大久保一藏上京の使命(一)……………二三三

久光上京の準備(二三三) 大久保の政治的手腕(二三三) 伊予田平野と大久保(二三四) 大久保上京(二三五) 大久保陣述要旨(二三六) 悲涙涕泣(二三六) 天朝尊重の勢(二三六) 和宮申下の奸計(二三七) 以上要領(二三八)

五一 大久保一藏上京の使命(二)……………二三九

復古の要(二三九) 京地實力守護の要(二三九) 上京兵數(二四〇) 江戸藩邸警衛の事(二四一) 關東へ勅使の事(二四一)

五二 大久保一藏上京の使命(三)……………二四二

朝廷改造の事(二四三) 萬機親裁要望(二四三) 屯兵場所要望(二四三) 薩藩元來禮當(二四四) 長藩との差(二四四) 意氣込の猛烈(二四五) 薩藩論貫徹に熱心(二四六)

五三 近衛忠房の復書(一)……………二四六

大久保復命(二四六) 近衛氏復書(二四七) 出兵を厭ふ(二四七) 近衛氏腹痛(二四八) 勅説到底困難(二四八) 大臣の權限(二四八) 忠照亦無力(二四九) 言上の困難(二五〇) 正視町三條亦頼りなし(二五〇)

五四 近衛忠房の復書(二)……………二五一

近衛氏添論(二五一) 忠房誤解(二五二) 言上の效無し(二五二) 巨細申入の要(二五三) 忠照退隱意向(二五三) 忠房安全第一(二五四) 暖簾腕押(二五四)

第十章 薩州精忠組左翼の運動……………二五七

五五 薩摩に於ける有馬新七 二五七

薩藩最左翼(二五七) 有馬の人物(二五七) 藩中に於ける有馬の地位(二五八) 有馬建白有力藩連盟策(二五八) 其實行方法(二五九) 大久保の策(二六〇)

五六 精忠組極左翼の計企 二六一

是枝柳右衛門の上京(二六一) 是枝歸國(二六一) 精忠組左翼運動進捗(二六二) 平野有馬等の謀議(二六二) 謀議始末(二六三) 有馬等の決心(二六四) 柴山橋口の出府(二六四)

五七 柴山橋口の有馬、田中に與へたる
書翰(一) 二六五

柴山橋口江戸著(二六五) 柴山等肥後人士と語る(二六六) 筑後人士と語る(二六六) 平野と會見(二六七) 久光東上策を喜ぶ(二六七) 眞木等決策に同意(二六八) 所謂決策(二六八)

五八 柴山橋口の有馬、田中に與へたる
書翰(二) 二六九

五九 柴山橋口江戸に入る 二七五

柴山等富田宛狀(二七五) 伏見舉兵計畫(二七六) 同志面々(二七六) 田中等の合流(二七七) 堀次郎(二七八) 江戸舉義中止(二七八) 志士入薩の企(二七八)

必要人数(二六九) 小河との交渉(二七〇) 小河よりの狀につき(二七一) 對長州策(二七一) 肥前枝吉との關係(二七二) 眞木身上に就き(二七二) 坂下一舉の風説(二七三) 大久保と出會(二七四)

第十一章 薩長藩士の交渉 二八一

六〇 島津の上京に對する長藩の策動(一) 二八一

長藩士の薩藩提携企圖(二八一) 榊山三圓の運動(二八一) 其の効果(二八二) 來原入薩(二八二) 其の効果(二八三) 吉村等の運動(二八三) 薩藩續々出兵(二八四) 計畫の大要(二八五)

六一 島津の上京に對する長藩の策動(二) 二八六

各藩志士馬關に集る(二八六) 山田森山會見(二八七) 小河平野亦來る(二八七)

山田等の第一二三策(二八八) 西郷村田馬關に入る(二八九) 長藩の立場(二八九)

六二 山田亦介と西郷、村田との會見……………二九〇

會見模様(二九〇) 京都手配の人数(二九〇) 山田の希望(二九〇) 西郷返事(二九一) 山田報告書(二九一) 西郷の決心(二九二) 久光の勢(二九三) 薩藩兵糧積寄せ(二九三) 西郷噴止策(二九三) 山田決意(二九四)

六三 眞木和泉の入薩……………二九五

眞木脱出(二九五) 鹿兒島に入る(二九六) 大久保會見(二九六) 眞木小松會見(二九六) 眞木退去を求めらる(二九六) 眞木一たび鹿兒島を去る(二九七) 小松の眞木庇護(二九七) 眞木背んぜず(二九八) 有馬の情報(二九八) 眞木入京決意(二九九)

第十二章 薩藩の西郷隆盛起用……………三〇一

六四 西郷隆盛の召還……………三〇一

大久保の西郷援助(三〇一) 西郷金子拜領(三〇一) 大久保西郷召還周旋(三〇二) 西郷島より歸る(三〇二) 薩摩の三派(三〇二) 三派皆西郷驛迎(三〇三) 西郷聊か不満(三〇三) 西郷の底意(三〇四)

註 大久保等の西郷召還運動(勝田孫彌著西郷南洲先生傳)……………三〇五

六五 召還後の西郷隆盛……………三〇五

西郷と中山(三〇六) 西郷の藩中觀察(三〇六) 誠忠派状況(三〇七) 期待せられ却て不幸(三〇八) 西郷大久保の相違(三〇八) 西郷の本色(三〇九)

六六 西郷の島津久光上京に関する異議(一)……………三一〇

西郷の期待裏切り(三一〇) 西郷中山會見状況(三一〇) 中山返答に窮す(三一〇) 勅諭降下の手續に就き(三一〇) 幕府勅諭不應承の場合(三一〇) 西郷觀察亦時世に遅る(三一〇) 上京派西郷期待の因(三一〇) 西郷重責を避く(三一〇)

六七 西郷の島津久光上京に関する異議(二)……………三一四

西郷久光に謁見(三一四) 西郷久光意見相違(三一四) 西郷の見解(三一四) 西

郷極言(三一五) 久光意見(三一五) 久光出立延期(三一六) しかも久光初一念止めず(三一六)

六八 西郷止むを得ず身を上京派に委ぬ……………三二七

西郷二策建言(三一七) 第一薩州割據(三一八) 第二直に江戸入りの計(三一八) 二策共に用ひられず(三一九) 西郷の陰運氣分(三一九) 不得止出足(三一九) 國人不平の害(三二〇) 小人反噬の恐れ(三二〇) 三派鼎立の害(三二二)

第十三章 上國に於ける西郷隆盛……………三二三

六九 西郷馬關を経て上國へ赴く……………三二三

西郷馬關より入京(三二三) 其事情(三二三) 小河等との會見(三二四) 小河の西郷觀(三二四) 小河西郷に感嘆(三二五) 西郷大阪に入る(三二五) 西郷の重責(三二六)

七〇 西郷久光の怒に觸る……………三二七

大阪に於ける西郷(三二七) 西郷平野と死を決す(三二七) 西郷一死決心堅し

七一 西郷の辯疏……………三三一

諷口の因て來る所(三三一) 無實罪案辯明(三三一) 若年者檢制(三三二) 堀等の奸(三三二) 堀の智術(三三二) 西郷の堀叱責(三三三) 是亦禍因(三三四) 堀面責の理由(三三四)

七二 西郷の長井論……………三三五

長井の奸(三三五) 永井を打つの策(三三六) 朝廷の長州依頼(三三六) 長州大勢長井を離る(三三七) 西郷の計(三三八) 西郷と久光との關係(三三八)

七三 島津久光の出發と初度の訓令……………三三九

久光東上發途(三三九) 久光訓令(三四〇) 人心紛亂(三四〇) 輕卒の不可(三四〇) 浪人交際禁止(三四一) 浪人絶交に就き(三四一) 久光訓令厲行(三四二) 志士に對する薩藩態度(三四二) 西郷大久保地位(三四三)

七四 島津久光再度の訓令と大久保の先發……………三四四

久光の再訓令(三四四) 舉藩一致の議(三四四) 精忠組への一棒(三四五) 若年者放恣の戒(三四五) 久光一行馬副著(三四六) 大久保先行の命(三四六) 大久保の周旋(三四七) 大久保急發(三四八)

七五 西郷、大久保伏見に會す (一).....三四八

大久保西郷會見(三四八) 兩雄肝膽相照(三四九) 在伏見有志久光を待つ(三四九) 西郷伏見藩邸訪問(三五〇) 西郷宇治に遊ぶ(三五二) 大久保伏見到着(三五二)

七六 西郷、大久保伏見に會す (二).....三五二

人々のひしめき(三五二) 西郷等伏見歸還(三五三) 西郷大久保會見(三五四) 西郷に形勢を語る(三五四) 西郷の志士抑制(三五四) 大久保疑問の解(三五五) 西郷心事(三五五)

七七 會見後の大久保と西郷.....三九六

久光室津著(三五六) 大久保引返し(三五六) 大久保大藏谷著(三五七) 久光を見ず(三五八) 西郷の行動(三五八) 長井建白草案大要(三五八) 西郷等部署(三六〇)

七八 兩雄耦刺の相談.....三六〇

西郷兵庫に大久保を訪問(三六一) 久光怒り解けず(三六一) 大久保耦刺決心(三六二) 西郷忍耐論(三六三) 右談話の精確(三六三) 英雄の心事(三六四)

七九 西郷再度の流竄.....三六四

西郷の觀念(三六四) 歸國命令(三六五) 西郷捕縛命令(三六六) 大久保の態度(三六七) 西郷再配流(三六七) 久光對西郷の感情(三六八) 一生不返の流罪(三六九)

註 島津久光兵庫に著す(伊地知貞馨著 紹述編年).....三六九

第十四章 島津久光入京.....三七三

八〇 島津久光伏見に到る.....三七三

久光入京決心(三七三) 近衛家消息(三七三) 久光大阪に入る(三七四) 藩士訓諭(三七五) 大久保謹慎一日(三七五) 直接參府の勸め(三七六)

八一 近衛忠房の穩便第一……………三七七

久光伏見著(三七七) 近衛氏狀(三七七) 近衛氏穩便第一(三七八) 長州提携要
望(三七八) 慎重要望(三七九) 久光寧ろ右傾(三八〇) 浪人同意にあらず(三
八一)

八二 島津久光近衛邸に伺候す……………三八二

久光改革意見手控(三八二) 其大主旨(三八二) 幕閣暴政(三八二) 人心激昂
(三八三) 久光發向の次第(三八四) 入京豫定の方策(三八五) 粗暴事を好むに
非ず(三八五)

八三 島津久光の改革意見……………三八六

改革條項(三八六) 暴政平反(三八六) 松平慶永起用策(三八七) 時勢急轉(三
八七) 安藤退職の要(三八七) 久世上京命の事(三八八) 幕役辯責の事(三八八)
浪人を嫌ふ(三八九) 一橋後見の策(三八九) 齊彬遺策の踏襲(三九〇) 久光の
最善努力(三九〇)

八四 島津久光輦下の鎮撫に任ず……………三九〇

久光に勅諭下賜(三九一) 公卿思惑(三九一) 久光入京(三九二) 歡應安心(三
九二) 浪人抑制の要(三九三) 當時の浪人(三九三)

註 島津久光の入京(島津久光公實紀)……………三九四

八五 薩長軋轢の淵原……………三九五

各個勢力の對峙(三九五) 形勢錯綜(三九六) 公武合體論提唱者(三九六) 久光
聲望(三九七) 薩長相反撥の勢(三九七) 兩雄併立の難(三九八) 相互不快(三
九八)

八六 島津久光に先じたる長井雅樂の運動……………三九九

長井の運動依然繼續(三九九) 長井中山訪問(四〇〇) 所謂書付(四〇〇) 書付
修正(四〇一) 修正書付(四〇一) 長井演說筆記(四〇二) 長井島津大體同意見
(四〇三)

第十五章 諸藩志士の京畿舉義策動……………四〇五

八七 有馬新七の勤王唱首……………四〇五

薩摩勤王派(四〇五) 有馬の人物(四〇五) 主義の人(四〇六) 有馬勤王心の来由(四〇六) 有馬の運動繼續(四〇七) 近衛家奉仕の企(四〇八) 有馬大久保關係(四〇八) 有馬決死上京(四〇八) 有馬志情(四〇九)

八八 眞木保臣の討幕意見……………四一〇

九州志士の首領(四一〇) 眞木の運動(四一〇) 有志中の最年長(四一一) 眞木の人物(四一一) 討幕勤王論由来(四一一) 有馬と同じ志情(四一二) 義舉三策(四一三)

八九 清河八郎訣別の家書(一)……………四一三

清河の人となり(四一四) 清河の志(四一四) 其の心事(四一五) 幕張の周旋(四一五) 薩摩との關係(四一五) 中山氏との關係(四一六) 九州同志招集(四一六)

九〇 清河八郎訣別の家書(二)……………四一七

西國諸藩兵士上京(四一七) 志士の打算(四一八) 清河の覺悟(四一八) 大阪薩

邸に移る(四一九) 封事献上(四二〇) 封事の内容(四二〇)

九一 平野二郎の尊攘英斷録……………四二一

平野の人物(四二一) 薩摩との關係(四二二) 生一本討幕論(四二二) 西郷との關係(四二二) 西郷と語る(四二三) 尊攘英斷録(四二三) 王政復古條目(四二四)

註 平野二郎等久光に建言(紹述編年)……………四二五

九二 平野二郎の密奏三策……………四二七

平野回天三策を上らんとす(四二七) 回天三策要領(四二七) 上策(四二八) 中策(四二八) 下策(四二九) 上策に出づるを要す(四三〇) 平野述懐(四三一)

九三 志士京都に集る……………四三一

志士集合所(四三一) 義士催促(四三二) 京畿舉義決定(四三三) 薩土著京第一(四三三) 岡藩士来る(四三四) 久留米の士来る(四三五)

第十六章 清河一派の分離……………四三七

九四 志士大阪に集る……………四三七

京都(田中)の家注目さる(四三七) 堀の同志收容の計(四三七) 志士大阪に下る(四三八) 薩邸に入る(四三九) 小河來會(四三九) 平野亦來る(四四〇)

九五 平野伊牟田大阪薩邸を去る……………四四〇

大阪集合三人者(四四〇) 久光大阪著(四四一) 黒田氏島津の入京阻止策(四四一) 平野の黒田島津會見阻止策(四四二) 平野伊牟田を誘ふ(四四三) 兩人奏效(四四四) 兩人捕はる(四四四)

九六 清河八郎薩邸退去の始末(一)……………四四五

志士決心(四四五) 志士中の浮才薄行者(四四五) 本間と清河(四四六) 本間の人物(四四六) 安治川舟遊(四四七) 譏察甚だ敵(四四八) 清河本間保護(四四八)

九七 清河八郎薩邸退去の始末(二)……………四四九

退邸を促さる(四四九) 田中小河の清河嫉視(四五〇) 清河退去決心(四五〇) 清河久留米の士誘引(四五一) 退去真相(四五二) 退去眞原因(四五二)

第十七章 長州反長井派の運動……………四五三

九八 長藩の上國に於ける運動(一)……………四五三

長藩衝動(四五三) 長藩の相違(四五三) 長藩有志の苦心(四五四) 長藩刺下の對策(四五四) 周布東上發途(四五五) 浦再起勸告(四五五) 周布の京都運動(四五六)

九九 長藩の上國に於ける運動(二)……………四五六

浦親負再起(四五七) 浦從行希望者(四五七) 山田亦介報告(四五八) 山田等の思惑(四五八) 在京長藩士の策(四五八) 浪士取鎮め(四五九)

一〇〇 久坂玄瑞歸藩の命に應ぜず……………四六〇

長藩の激派(四六〇) 久坂召還を肯んぜず(四六一) 久坂の役目(四六一) 久坂召還の不利(四六一) 久坂と長井(四六三)

一〇一 長井雅樂の歸府……………四六四

長井危し(四六四) 長井京都引上げ(四六四) 其口實(四六五) 長井退京理由書(四六六) 長井に對する人氣(四六六) 長井京都發(四六七)

一〇二 長藩有志の態度……………四六八

長藩志士浦東上を待つ(四六八) 浦伏見に入る(四六八) 長人焦躁(四六八) 薩州左翼と連繫(四六九) 薩人の見たる長州(四六九) 長州否長井策動(四七〇) 長井刺殺申宥(四七一) 堀長井關係(四七一) 京都に於ける堀長井(四七二)

一〇三 長藩有志對薩藩其他の有志(一)……………四七四

長藩士立後を厭ふ(四七四) 宍戸久坂の仕事(四七四) 京都に於ける長井と薩人(四七五) 長井の正親町三條説得(四七六) 長井打倒論(四七六) 宍戸入京(四七七)

一〇四 長藩有志對薩藩其他の有志(二)……………四七八

長井の久坂召還運動(四七八) 長井東下(四七九) 浪士の期待はづる(四八〇) 浪士の計畫(四八〇) 長州藩士の参加者(四八一) 浦入京(四八二)

一〇五 長藩有志對薩藩其他の有志(三)……………四八二

長藩部署(四八二) 他藩との交渉訓令(四八三) 輕舉妄動を誡む(四八三) 寺田屋一件と長藩士(四八四) 一件参加者(四八四) 長井運動の反動(四八五) 薩長互に刺戟(四八六)

第十八章 志士の入京……………四八七

一〇六 薩藩有志の畫策……………四八七

薩藩有志の覺悟(四八七) 有馬小河等の會見(四八八) 舉義相談(四八八) 舉義手配(四八九) 一舉停止(四九〇)

一〇七 大久保の下阪の効果如何……………四九〇

奇兵一舉の策(四九一) 大久保下阪(四九一) 大久保有馬小河等と議論(四九二) 會議狀況(四九三) 大久保下阪效無し(四九四)

一〇八 延期又た延期……………四九四

在阪志士上京手配(四九四) 長州人との契合(四九五) 薩邸史に勘付かる(四九六) 長州藩士の用意(四九六) 一舉決して再度延期(四九七) 薩人長州に嫁焉

〔四九七〕

一〇九 眞木和泉の参加……………四九八

在阪志士の用意〔四九八〕 眞木大坂著〔四九八〕 志士目途〔四九九〕 眞木の行動〔四九九〕 眞木薩摩屋敷に入る〔五〇一〕 田中等と會見〔五〇一〕 運動始末上奏の事〔五〇一〕 小河奏案を示す〔五〇二〕 入京決定〔五〇二〕

註 眞木和泉其弟加賀及び男主馬に贈るの状……………五〇三
〔眞木和泉守遺文〕……………

一一〇 薩藩有志伏見に赴く……………五〇五

志士發途〔五〇五〕 途中の出来事〔五〇六〕 志士海江田を撃たんとす〔五〇七〕 永田佐一郎自殺〔五〇八〕 高崎また斬られんとす〔五〇八〕 寺田屋到着〔五〇九〕

一一一 小河所志を奈良原海江田の兩士に告ぐ(一)……………五一〇

青木頼母青蓮院宮に到る〔五一〇〕 久留米十人追々出立〔五一〇〕 田中海江田等と語る〔五一二〕 田中出發〔五一二〕 奈良原海江田去る〔五一二〕

一一二 小河所志を奈良原海江田の兩士に告ぐ(二)……………五一三

小河兩士に再會申入〔五一三〕 事實打明け〔五一四〕 小河等大坂發〔五一五〕 伏見著〔五一六〕 薩邸長屋に入る〔五一七〕

第十九章 寺田屋事件……………五一九

一一三 八勇士伏見に向ふ……………五一九

一大悲惨事〔五一九〕 餘儀なき措置〔五二〇〕 上意打の命〔五二〇〕 上意打命令の次第〔五二二〕 八士伏見に向ふ〔五二二〕

一一四 寺田屋の悲劇(一)……………五二三

志士寺田屋來集〔五二三〕 長州藩の用意〔五二四〕 同志隊伍編制〔五二四〕 四勇

士有馬に面會申入〔五二四〕 久光の命を傳ふ〔五二五〕 有馬等命をきかず〔五二六〕 田中柴山斬らる〔五二六〕

一一五 寺田屋の悲劇 (二) 五二七

柴山無抵抗〔五二七〕 道島有馬關死〔五二八〕 有馬の面目〔五二八〕 森山奮闘〔五二八〕 橋口奮闘〔五二九〕 西田斃る〔五二九〕 階上の士始めて事變を知る〔五二九〕 奈良原階上に呼かけ〔五三〇〕

一一六 寺田屋の悲劇 (三) 五三一

奈良原の命をきく〔五三一〕 一回薩邸に入る〔五三一〕 眞木の行動〔五三二〕 激闘の狀〔五三二〕 田中の傷〔五三三〕 交闘始末〔五三三〕 橋口最期〔五三四〕

一一七 慘劇の結末 (一) 五三四

打手の歸還報告〔五三五〕 特派四人〔五三五〕 激闘の狀〔五三六〕 奈良原神妙の働き〔五三六〕 寺田屋組の人数〔五三七〕 浪人人数〔五三七〕

一一八 慘劇の結末 (二) 五三九

開死者〔五三九〕 上意打勇士の感狀〔五四〇〕 長州との経緯〔五四一〕 酒井所司代職備〔五四二〕 久光酒井への通報〔五四二〕 亡命者取扱方〔五四三〕
註 長藩士寺島忠三郎父母に贈るの書〔馬屋原二郎防長十五年史〕 五四四

一一九 藩士及諸浪人の送還 五四五

生者の處分〔五四五〕 大久保田中河内介等説諭〔五四六〕 海賀宮門面會要求〔五四七〕 浪人一味護送〔五四八〕 田中河内介等の最後〔五四八〕 海賀宮門等亦死〔五四九〕

一二〇 田中等一件に就て西郷の意見 五五〇

同天史上一点點〔五五〇〕 田中等死骸の處分〔五五〇〕 田中等殺害の理由〔五五一〕 實は豫定の行動〔五五一〕 堀の鎖撫計企裏切らる〔五五二〕 西郷の田中殺害觀〔五五二〕

年表並人物概覽

目次
其一年表 一一二
三七

共二 人物概覽 一三一—四八

索引 一—七

挿入繪圖

- 一 島津久光寫真 卷頭
- 一 長井雅樂自筆辭世(三〇)密使萩に至る 一四三
- 一 有馬新七自筆楠公社祈願狀(八七)有馬新七の勤王唱首 四〇八

近世日本
國民史

文久大勢一變上篇

蘇峰學人

第壹章 丙辰丸盟約

〔一〕 櫻田事件後形勢漸く一變す

櫻田事變
の影響

萬延元年三月三日、櫻田門外に於ける大老井伊掃部頭直弼の刺殺は、實に徳川幕府に對する一大打撃であつた。それは單に大老其人をして、其元を喪はしめたるばかりでなく、隨て井伊内閣の破碎を來たしたるばかりでなく、亦た井伊大老により代表せらるゝ、徳川幕府の政柄御委任の根本義に向つての、再び恢復す可からざる大鐵槌であつた。

幕府内容
の一變

幕府其物の外形は、井伊大老の手足であつた安藤を始め、其他可もなき不可もなき閣老共によりて、一時を糊塗したが、然も其の内容は全く一變した。云はば、徳川幕府は此の一舉によりて、正しく鼎の輕重を問はれた。天下を舉げて、其の外様譜代、旗本の差別なく、其の上士、中士、下士、浪人乃至は、農工商其他を問はず、或は意識的に、或は無意識的に、幕府は今尙ほ昔ながらの虎ではあるが、昔は活虎、今は張子の虎であるを、感じないものは無かつた。而して此れと同時に、如何に將軍は威權赫々たるも、京都に對しては、頭が上らない。日本は徳川將軍の日本ではなく、天皇陛下の日本であり、且つ日本國民の日本であることを、自覺し、若しくは自覺せんとしつゝ、あつた。

維新史運
車の大拍

されば櫻田事件を以て、單に水戸の浪士が、井伊大老に向つて、鬱憤を晴らしたものとすることは、固より皮相の見に過ぎず。さりとて之を以て天下の亂兆となすも、亦た餘りに概括的の觀察に止まる。詮じ來れば此の一舉は、實に維新歴史の運行に於ける一大拍車にして、朝幕盛衰隆替の轉機、實に此に存すと云ふを妥當とする。云ひ換ふれば、此の一舉の物質的影響も、決して少小ではないが、其の精神的の感化は、更らに偉大、痛切、且つ深刻なるものがあつた。凡そ此種の事件にして、斯の如き深甚、廣大の効果を齎らし來りたるものは、歷史上、殆んど比類無き事例と云はねばならぬ。

皇妹降嫁
の目的

幕府當局は、此の大勢の推移を覺悟せず、徒らに井伊大老の遺策たる、皇妹降嫁を以て、其の難局を開濟せんと試みた。此れには朝紳の方面でも、戮協したる者があり、その爲めに萬障を排して、其事は成就した。然も朝紳側と幕府側とは、魚心あれば水心と云ふではない、同床各夢にて、銘々の立場々々によりて、各々利せんとする所があつたに相違ない。幕府側では之を以て、既に剝げかゝりたる箔を塗り直し、朝幕一和、公武合體の合言葉もて、天下に向つて、號令せんと欲し、朝紳側に於ては、之を以て朝旨を幕府に徹底せしむる楨杆たらしめんと欲し、而して此の一大悲劇を演出した。

御降嫁の

悲劇の二字は、恐れ多いが、若し立ち入りて和宮の御心中、更らに孝明天皇の宸

齎したるもの

慮に立ち入りて考察すれば、斯の文字を使用するより他はあるまい。然も其の悲劇は、何物を齎らし來りたる乎。朝廷に向つては、幕府は唯だ七八年乃至十年以後の鎖國攘夷を保障したるに過ぎない。此れは他日に於て空證文であつた化の皮を暴露したばかりでなく、當時に於て已に斯くある可きものであり、幕府當局も、固より出來ない相談と知りつゝ、斯く朝廷を欺罔したに過ぎなかつた。而して幕府は此れが爲めに何物を得たる。

却て志士の招く

和宮降嫁は、毫も幕府の威信を加へなかつたばかりでなく、却て天下志士の曠りを招いた。朝廷は此れが爲めに、幕府に向つて一步も假藉し玉はなかつたばかりでなく、之を好機として、將軍其人から恭順の直筆を徴し玉うた。此れは朝廷から見れば、相當の事でありとするも、幕府から見れば、江戸幕府開祖家康以來、未曾有の事と云はねばならぬ。即ち端的に云へば、將軍の自主權失墜の鐵案だ。斯くしてまでも萬障を排し、多大の費用を糜して和宮の東下を強ひ、之を以て得策としたるは、實に何故たるを知るに苦しむ。乃ち政策的に見れば、幕府側

形勢の急轉直下

に取りては、萬損ありて一得なし。若し強ひて其の一得を求めば、幕府瓦解の際、和宮の千代田城大奥に在した爲めに、官軍東下に際して、特別の注意を拂うたると、和宮が徳川氏の爲めに、朝廷に哀願あらせられた事であらう。されど和宮御降嫁の際には、固より斯る場合を豫期したでもなく、豫想したでもなかつた。櫻田事件以來、文久年間、實に局面が一變し、形勢が急轉直下した。その間には安藤閣老は坂下門に要撃せられた。薩と長とは殆んど公式に其の運動を開始した。而して民間の浪士は、全国的に結束し、攘夷のスローガンは、漸く事實の上に具體化せんとした。然も幕府は尙ほ藪醫者が、病人を打診せずして、徒らに投藥する如く、愈よ出で、愈よ拙策を施した。

【三】 水長兩藩士の會盟 (一)

坂下門事件の影響

文久年間の大勢一變の機は、萬延元年三月三日、櫻田門外に於ける、井伊大老刺殺が、少くとも其の誘因となつたが、更らに其の一變の實行を促進したるは、文久二年正月十五日、坂下門外に於ける閣老安藤對馬守要撃一件であつた。此れは刺殺の目的を達し得なかつたが、安藤其人をして、要路より去らしめ、遂ひに幕政變革の端を啓かしめた。されば其事は浪士輩の意中を果さなかつたに拘らず、其の效は、浪士等の意想外に大であつたと云はねばならぬ。

事件關係者の目標

元來櫻田事件關係者は、當初より井伊第一、安藤第二と、其の目標を定め、出來得可くんば、兩者を同時に心掛けたが、其力及ばざるをもて、先づ井伊に其の全力を傾け、安藤を後廻しとした。されば安藤は偶然にも、此れが爲めに井伊に殉ずることを、當時は免かれたることとなつた。

坂下門事件の因由

然も爾來彼は井伊の後繼者として、専ら外交の衝に當り、世間では彼が所謂廢帝説の張本とまで猜せられ——固より此れは風説に止つたが——遂ひに坂下門の遭難となり、然も彼は頼ひに一命を取り留めたが、此れよりして彼は

一生失脚の人となり了り、以て明治の時代に及んだ。彼と同一の天網を免れたる者は、安政戊午大獄の下手人の一なる役目を働らいた間部詮勝だ。抑も前記の如く、坂下門事件は、自然櫻田事件の餘波にして、從て此の事件を語るには、水長有志聯盟の一事を看過する譯には參らなむ。

水長有志聯盟

曾て水戸からは、安政五年八月、勅諭の水戸に御下賜ありて以來、矢野長九郎、關鐵之介をして、關西に遊説せしめたが、遂ひに要領を得ずして去つた。然るに萬延元年の夏水戸藩の西丸帶刀と、長藩の松島剛藏との會見が、出で來つた。そは松島が水藩の士に交を求めて、其の事を肥前の草場又三に謀つたところ、又三は昌平黌の同窓西丸帶刀(亮)に紹介し、爾來水藩の岩間金平、長藩の桂小五郎(後に水戸孝允)等と屢ば相ひ會し、遂ひに品川灣碇繋中の長藩軍艦丙辰丸にて密議し、盟約書を交換するに至つた。その顛末は西丸帶刀(亮)の筆記に詳である。今ま之を左に掲げんに、

西丸松島

七月八日(萬延元年庚申)長藩松島剛藏(同氏は長州海軍丙辰丸の長なり)を、下谷

初會見

鳥八十樓に見る。剛藏曰、我れ貴藩人（水戸）を欣慕する久し、故に一見舊知己に不異るの感あり、加るに足下の人と成り、草場氏の語によりて信認す、且足下兼て席上の偶言を不好と、予も亦然り、然るも今酒酣なり、以て大事不可語、加るに予が友桂小五郎なる者あり、氣概有爲の士なり、共に大事を可謀、亮曰諾く、杯盤狼藉の間、雑話數時期するに十二日を以てす、（午後を約す）此の如くして水長會盟の端緒は啓かれた。

七月十二日

鳥八十樓再會

此日晴、亮然る所を岩間金平、園部源吉、越宗太郎等に告ぐ、十二日に至りて、此三士、亮と共に長藩を見んことを請ふ、故に亮三士と共に十二日午後鳥八十の酒樓に登り、以て長藩の來るを待つ、少時ありて松島剛藏、桂小五郎、草場又三等來る、亮が曰、曩に約するに今日の會は、共に策を定て、之を當世に施さんことを以てす、諸君の謀る所、夫何の術ぞ、小五郎曰く、予は先づ貴藩君公（徳川慶篤）を初めとし、尾公及他侯伯の幽蟄を解かんと欲す、而して足下の謀る所

當時の人心

何の術ぞ、亮が曰、身を殺して至大事を當世に行はんと欲す、必誓約なくんばあらず、先生不欲誓をるか、不誓亮敢不謀、小五郎曰諾、於是互に誓文を綴て、以て大事を謀るを約し、期するに十五日を以てす、雑談數時、快を盡し日暮開散す。所謂る「身を殺して、至大事を當世に行はんと欲す」とは、何事であつた乎、當時天下の人心、頗る安定を缺き、志士何れも臂を攘うて蹶起を望みつゝあり、所謂る一夫叫べば、天下響應と云ふ程ではなかつたとしても、其の勢やや之に幾かつた、此時に於て兩藩有志の謀る所何事ぞ。

【三】 水長兩藩士の會盟（二）

誓書交換

七月十五日（萬延元年）に至りて、愈よ水長兩藩有志の間に、誓書交換の相談まで

會議

漕ぎつけた西丸帶刀の手記は、左の通りだ。

七月十五日

十五日晴、亮(西丸帶刀)岩間(金平)園部(源吉)越(宗太郎)三氏と、誓書を懐ろにし、又鳥八十樓に登りて、長藩の來るを待つ。須臾にして桂(小五郎)松島(剛藏)草場(又三)等來る。杯盤之間、互に微醉、亮が曰、今日議する者不偶然共、泥醉せば大事を不可議、微醉の間、事を議し、議了して以醉を可取なり。然るも杯盤之間、歌妓の傍、以大事を不可議、願は別室に亮獨り桂、松島二先生の内、一君と共に議す可しと、於是桂と亮と別室に對坐す。

西丸持密

兩人對坐して議する所、何事ぞ。

亮其の懐にする所の誓書を示す。桂熟視して曰く、諾く、亮が曰、十二日の會(參照二)先生の説に水戸、尾張及諸有名大夫の幽蟄を解かんと、誠に然り、其幽蟄を解くの術、何等の術ぞ。桂曰、當今の有名公侯と盟約協同、幕府に上書して、以て其罪を可解なり。亮が曰く、誠に然り、而して其の結ぶ所の侯伯、何の侯ぞ。小

五郎曰未だし、亮が曰、方今三百歳の安逸、諸侯大夫たる有名と雖ども、多くは虚名安きをすて、危を侵(冒)す者殆ど稀也、敢侯伯のみならず、天下の志士仁人の名ある者、其實を謀れば、敢て共に事を議す者なし。幕吏を恐るゝこと蛇蝎よりも甚だしく、既に我藩重三(三月三日櫻田事件)の事よりして、志士は擧げて、其の當路を去り、俗士各其位に上り、江戸邸の如きは俗士充滿、一つも當世の事務を言ふ者なし。況や他藩をや、如斯んば、先生も席上の談にして、之を實務に施す不能る者也。

以上は西丸の所説だ。

西丸の策

桂が曰、果して然らば足下の術、何の術、亮が曰、我が著意之に異り、我死士を放て、重三(櫻田事件)の事を施さんか、或は横濱に外國人を屠らんか、我必ず此二つの者に出ん。

大藩獻言

此れは幕府當局者を刺殺すると、横濱焼打、外人殺戮、兩者其一に出でんとの意、若し夫我之を施行するも、有爲の大藩、此虚に乗じ、幕府に獻言し、世如斯んば、

の策

政令遂に不可治、災は之を未然にさく可く、就ては水戸、尾張老公（徳川慶恕）幽蟄を解き、天下歸向の侯伯をして之を當路に上げ、以て其俗士大夫の當路にある者を退けざれば、災遂に之より大にして、濟度す不可に至る、日を期して可待なり。

乃ち幕府を威嚇し、恐怖せしめて、而して後其の幕政改革の獻白を致す可しとの意。

獻言實行の役割

此獻言の任、貴藩（長州）の君公をして作興せしむるの任、先生負を得るや否、貴藩若し其任に當らば、亮必ず彼の二つの者に出ん、先生若し此の二つの者に出でば、亮侯伯をして、幕に獻策するの事を、可負なり、先生其一つを取れ。

西丸は水戸有志にて、直接行動に出づるから、長藩の方で、其の藩主をして獻白せしめよ、若し又た長藩有志が刺殺、燒打の直接行動を取らば、水戸有志の方にて、獻白一件は引き受くるであらう、就ては兩者の何れにても、其一を擇べとのこと。

桂難色

小五郎難色あり。小五郎曰、予今日、誓書を不作、足下の誓書の如きは、予之を受ん、而して其謀る處至大、即答し難し、加に此議容易に酒樓に不可議、弊藩之舶、丙辰丸なる者、品川洋にあり、洋中尤其處なり。

丙辰丸會合提議

流石に木戸孝允は、慎重だ、彼は輕諾せず、又た輕舉せず、然も又た水藩有志との交渉を必要視して、適當の順序と措置とをもて、其の達す可きところに達せんことを期して、丙辰丸に於ける會合の提議をした。

亮が曰、諾期するに十九日を以てす、談成りて復席す、亮が曰、談成れり、諸君請ふ賀せよ、諸君拍手起舞、亮が曰、然らば其誓書に血印して以て先生に贈らん、亮小刀を採り小指を刺して血印す、岩間、園部、越等各小刀を採り、指を刺して血印、以て之を桂、松島二氏に送り、各泥酔快を極め、日没して各途に上る。此れから愈よ丙辰丸上の會盟だ。

【四】水長兩藩士の會盟(三)

西丸等丙辰丸に至る

愈よ會盟の當日となつた。

七月十九日

十九日亮(西丸帶刀)岩間、園部、越三氏と、書林玉巖堂に至り、大日本史を購なへ、兩國に至り、小船を買へ、品川洋に發す。時に午時なり。半洋にして、雷雨沛然、此日晴、共に雨衣を不設、全身水に投ずるが如し、漸にして丙辰丸に達す。桂、松島等喜舞、酒肴を供し、又誓書に二氏の姓名を記し、血判して、亮に之を贈る。亮再拜して受け、以て岩間、園部、越等に示す。園部携帶する所の大日本史を松島に渡す。該日本史は、長藩周布政之介に贈る所にして、曩に桂、松島等、我が藩の才力家、永井(雅樂)周布等尤絶倫、藩をして作興せしむるは、此二生にありと、故に結交の志を、周布に示すの信とし、周布に贈る者なり。剛藏再拜日本史を受く。當時長藩の牛耳は、永井、周布の兩人が掌握してゐたことが判知る。而して長藩

大日本史を周布に贈る

誓盟成る

の藩論も、略ぼ一致してゐたことが判知る。

亮が曰く、十五日に誓言する所、其の破ると成すと孰れが難き。桂が曰、破る難し。亮が曰、然らば其難き者を取らん。於是成破の盟成る。之を丙辰丸の誓と云ふ。

破るとは横濱の夷人を殺し、要路の大官を刺殺するを云ひ、成すとはその機を見て、幕府に建言し、其の失政を改めしむるを云ふ。乃ち水戸側は前者を取り、長州側は後者を取ることとなつた。

誓約全く成り、快談無量、日没するも敢て辭するを不知、泥酔甲板に上る。日已夕なり。於是纜を解き辭去る。長藩丙辰丸の舩に乗ず。松島大呼して品川驛に著船を令す。船子以品川驛樓に、我が四生を送る。

血盟議定書

議定書

尙ほ當時桂小五郎(木戸孝允)等の血誓書は、左の通りであつた。

當今之勢、世間億萬之人士視見する如く、夷狄縱横に跋扈、加之内姦吏私を營

み、天下日に逼迫、眞に皇國未曾有之御最大事、幕府御安危之決、實に一介之草莽と雖も、累世御明德に奉沐浴候もの、不顧身命、盡力可仕儀、勿論候。就ては鄙生我々如きと雖、勉勵致し、公平正大、一點之私意不挾爲天下熟慮仕、御相談申候儀、違背有之間敷、違背於有之は、可蒙神罰。依而血判如件。

萬延元八月

松島 剛藏

桂 小五郎

孝允花押

越 惣 太郎殿

西 丸 帶 刀殿

岩 間 金 平殿

園 部 源 吉殿

不幸實行

此の會盟は、不幸にして、直ちに其の實行を見るに及ばなかつた。その理由は水

を以て

藩も藩論一定せず、藩中の黨争未だ熄まず、有志者の力を伸ばすに餘地なく、長藩にても同様であつたからだ。

右に就き、尙ほ岩間金平の記する所は左の如し。

桂武田の
勸誘書希
望

庚申(萬延元年)の秋と覺ゆ、一日桂小五郎に會見の際、桂は自國の不振を歎じて曰く、弊藩は何分俗論の爲に振はざれども、永井雅樂、周布政之介の如きは、藩中屈指の人物なり。此二人憤發せば、防長二州の振起は、期して待つ可し。願くは貴藩武田大夫(耕雲齋)より永井雅樂へ一片の勸誘書を贈らるゝことは、成るまじきやと、頻に懇請して已まず。然るに爾時武田は退隱後にて且つ嫌疑多き世態なれば、余は何分書通も六ヶ敷、御受合は成り難き事なれども、何れ徐々に謀り試む可しと答へたり。

如何に永井雅樂、周布政之介兩人殊に永井が、長防二州に於て、重きを做しつつあつたか、判知る。

武田謝絶

其歲(萬延元年)八月烈公薨去にて、君公(徳川慶篤)御歸國の時、余も御供にて水

戸に下りければ、或夜武田隱大夫を、黒羽根町に訪て面會し、桂より懇願の旨を、具さに告げたるに、武田曰く、桂は先年余が在府の時、齋藤彌九郎と同行にて、屢々來られ、且つ擊劍の仕合をも見しことありて、能く其爲人を知れり、然ども元來長藩は、憐惻にて油斷ならず、殊には目下老公御逝去、尙君上にも御慎中にて、拙者も嫌疑多き場合なれば、輕卒には應じ難し、先づ程よく斷はり呉れよとの事なり。

長藩 憐惻

武田の申すところも、亦た一通りの理由はある、長藩 憐惻、薩藩 重厚は、當時の通り文句であつた、然も時局の進歩と與に、其の評判が追々と變遷した。

美濃部 永井 交驩

因て出府の後、右情實を以て、桂に斷はりたるに、桂は殊の外失望の様子にて、然らば武大夫に願ふこと叶はざるとも、美濃部殿(新藏)より一書を贈らるゝことは、相成まじきやとて、切に懇請して已まず、因て之を美濃部に謀りたるに、美濃部曰く、一書を送るは易き事なれども、拙者も役柄(御用人)をも勤る身なるに、若し先方より返書なき様の時は、職權にも拘はるのみならず、萬一嫌

疑に觸れなば、意外の大事を惹起することなしとも、謂ひ難し、故に先づ姑く御斷に致度との事なり、然ども桂より斯く依頼あるに、美濃部位の立場にて、一片書さへ贈ること成らずといふは、あまり頼甲斐なく、詰り美濃部の名譽にも拘はるべしと思ひ、西丸と協議して、美濃部より永井へ贈る所の一書を作り、之を桂に與へたり、然るに此一書は好結果を得、此後永井の出府するや、桂小五郎を介して答書を贈り、且つ美濃部に會見せんことを求めたり、因て之を美濃部に告げ、其實を自白して之を謝せしに、美濃部も一時は驚きたれども、亦敢て尤めず、竟に永井等と會見して、交を修め、且つ國事を協議したり、

〔水戸藩史料〕

此の如く水長兩藩士の間に、交驩は行はれたが、兩藩の形勢は、未だ容易に動くことを容さなかつた。

第二章 盟約後水長兩藩士の交渉

【五】東西相ひ應ずるの謀

會盟の目的

水長有志の會盟が、如何なる經緯を経て、坂下門事件となつた乎。その會盟の目的の一半は、前掲の通り〔參照 三、四〕要路の大官刺殺、若しくは横濱夷人屠戮にあつたとすれば、斯る事件の出來は、決して不思議ではあるまい。

水藩士の脱藩西上の

却説水戸藩有志の面々は、其の在藩して、志の達し難きを見、平山兵介、住谷悌之介、中島久藏等は、脱藩して上方に赴いた。此れは萬延元年十二月のこと。而して彼等は淡路須本の劍客佐藤兵馬を訪ひ——此れは住谷の兄寅之介が、安政五年南海訪問の際の縁故をたどりてのこと、思はるゝ——幾もなく京都に入り、事を謀らんとしたるも、政府の取締り嚴重にて克はず。住谷、中島兩人は、文久元年二月九日、泉州堺にて、幕吏の爲めに捕はれ、四月江戸に送られ、兩人共に獄

中にて死した。平山は一人にて事の爲し難きを見て、萬危を冒し、姓名形容を變じて東歸し、五月水戸の領内に隠匿して其の時機を俟つてゐた。

清河伊牟田

平山の失踪後、數旬ならずして、文久元年五月廿八日、東禪寺の變があつた。〔參照 開國初期篇 九九—一〇三〕幕府は此れよりして嚴令を諸藩に下し、浪人狩りを爲さんとし、特に水戸に向つては、尤も彈壓を加へたから、有志者は最早義を輦轂の下に唱ふるの外なしと、京都を指して推し上らんとしたが、出羽の浪人清河八郎、薩藩の浪人伊牟田尙平等は、相ひ前後して水戸に來り、水藩有志の議を聞き、之を贊成し、伊牟田は西南諸藩の同志を、糾合す可く去つた。而して兩人互ひに水戸に來りたるを知らず、伊牟田は清河を奥州石巻港に追蹤し、相ひ會して此事を告げた。尙ほ清河等の運動は、別に記する所あるであらう、斯る場合に江戸からの報知では、閣老安藤對馬守は、和學者塙次郎をして、御讓位の典例を調査せしむるとの報があつた。そこで何はさて置き、先づ安藤を血祭りにと謀企した。此れが文久元年九月のことであつた。

安藤血祭りの謀議

讓位取調一件

尙ほ御讓位取調の一件は、水戸藩野村彝之介の雜記中には、

一 御讓位一條、五月比より風説有之、調は塙檢校忰次郎前田謙介書記頭取にて、加藤總兵衛、高木幸次郎、奥右筆所詰表御祐筆格小川忠衛門、右五人え御内調被仰付候よしに相聞候間、探り見候處、彌無相違事に有之、扱々不容易云云。

とあり、又た同藩士鈴木大の日記には、文久元年七月四日の項に、

一 公邊にて専ら御讓位の御調有之、御家(水戸家)へも問合せ等有之候は、廿日方之事也、何歟御燒失に付、調べ候由に候得共、催促烈しく候、〔參照 久世安藤執政時代 九五〕

とある。野村のは此方より幕府側を偵察したる記事、鈴木のは幕府から水戸へ取調の照會の記事、前者は五月、後者は七月、何れも別々の記事ではあるが、全く無關係とは思はれない。

水戸有志斬奸舉義

何は兎もあれ、水戸の有志者中には、斬奸舉義の一件に付て、彼是評定した。然も

の計畫

近き櫻田事件でも、井伊大老はやりつけたが、上方に於て義兵を擧ぐることは、其計齟齬し、高橋金子の諸人、事志と違ひ、空しく死地に就いた程なれば、今回も輕擧は無用なりとて、それ〴〵思案中のところ、十月美濃部新藏、岩間金平等江戸より還り、長藩有志の輿に爲す可きを語つたから、當時有志中の牛耳を執りたる野村彝之介は、下野隼次郎、住谷寅之介等と相議し、書を長藩有志に寄せて、京都方面を周旋せしめ、我が有志もて閣老安藤對馬守を要撃し、東西相ひ應じて、大勢の挽回を謀つた。

金子高橋の故智

此れは恰も櫻田事件の發頭者、金子孫次郎、高橋多一郎等が、薩藩有志と相ひ約して、東西響應せんと、の故智を襲ひたるものにして、薩藩に代ふるに、長藩を以てしたるだけの相違あるのみであつた。

坂下事變の一因

水戸激徒再興歴

水戸にては、烈公の薨後、激徒の横行益々甚しきより、幕府は運動を猶豫し、激徒の領

廢立風評

袖岡川信濃守、大場一眞齋、武田耕雲齋等を執政に復して之を鎮定せしめんとせしかば、激徒は一たび順境に立ちたるに、ヒュースケンの暗殺、東禪寺の夜襲など頻りに起りしかば、幕府は又もや、信濃守等三人の執政を免じ、鎮派を起して激徒を壓迫せしめ、遂に未曾有の黨獄を起せしかば、激徒の憤怒は大方ならず、これ全く鎮奸兩黨が安藤對馬守に責難するによる。對馬守の在らん間は、吾徒は志を得ること能はず」と思惟せり。折からゆゑしき風説を傳ふるものあり、曰く、「幕府は主上が攘夷の勲慮を固執し給へるに困しみ、陰に廢立を圖らんとし、和學者塙次郎、前田健助等に命じて、専ら其典例を取調べしむ。其主謀者は安藤對馬守なり」と。此に於て對馬守に對する憎惡は益々しきを加へたり。されば此年の冬、西丸帶刀、岩間金平等は、密に書を桂小五郎に寄せ、日を期して事を發せんことを謀りしが、此時長藩にては、かの公武合體の周旋に付いて周布政之助と長井雅樂と意見を異にし、激論の末、政之助は其職を罷はれて藩地に還塞せしめられしかば、小五郎はしばらく其期を緩べんとせしも、帶刀等聽かず、「事既に此に至り、強ひて抑止せば、士氣沮喪して再擧を圖り難し。來年正月十五日には斷然破の任を實行せん、公等は奮つて成の任を盡せ」と言ひ送り。これを坂下事變の一因となす。(徳川慶喜公傳)

〔六〕 水藩有志より長藩有志への書翰 (一)

野村等書
尊本文

前掲の如き理由もて、(參照 五)野村、下野、住谷等が、長藩の周布政之介、桂小五郎當に送りたる書翰は、左の如し。

未得拜眉候得共、愈御壯健爲天下國家御盡力之段奉并賀候。兼て御高名も承知仕、御盛事も追々傳聞罷在候處、同袍之士美濃部新藤(金平)等江邸より下著に付ては、別而御眞情も相分り、勤王之御義勇、英算堂々之段、實に奉感佩景慕候。扱夷狄跋扈以來、幕府畏縮、奸賊共私權を恣に致し、天朝之叡慮に奉違背、不容易事共指許し、國體を穢し、未曾有之大恥を招き、大患を醸し、天下の忠臣義士をば排陷致し、夷人をば益親み候始末、痛憤浩歎は申上候迄も無之。此れは勿論水戸流攘夷家の口吻であるが、此の口吻は、當時の志士間共通のものと見ねばならぬ。

幕府横暴

此度公武御合體の名を設け、和宮様御下向を奉促、甚敷に至り候而は、主上之

の所爲

御英明を奉忌、御讓位の調に取懸り候暴横之所爲、絶言語可惡之至に御座候。實に京師之御憤悶如何計と奉恐察候。

此れは最近の政情に付ての陳情だ。至尊御讓位取調一件は、幕府が如何なる理由、若しくは目的であつたか分明でないが、世間に専ら其の評判があつたことは、隠れもない事實だ。

弊藩(水戸)之情態打明け申上候は、可恥事に候得共、天下之大事御相談仕候上は、無伏藏、左に陳情仕候。

水藩内情

以下は水藩の内情に付て語つてゐる。是亦た已むを得ざる次第。

祖宗以來尊王攘夷之名分大義を重んじ、烈公に至り益繼述被致候、讒人罔極、國難打續、勅意を奉遵奉候事も、遲緩之折柄、不幸にして烈公逝去被致(萬延元年八月十五日)悲痛願天候事に御座候。

此れは烈公在世中の事。

烈公死後

爾后姑息之小人共、益勢を得候様成行、君相之間に建議致候而も、離間の讒相

の状況

進み、とかく幕風に被押、正論黨議は被行不申、要路閑然、節義之士は排斥被致、
黨派頻りに相分れ、政教相崩れ申候。

此れは烈公死後の情勢。

將又國難以來爲天下國家慷慨奮激力を盡し候而就死、又は繫獄候者、士民に
而は凡二百人にも罷成候、升平の世には奇怪の事と慨歎に不堪候。
如何にも其通りだ。

舉國一致
の困難

右之次第により義勇之士残り候ものも不少候得共、乍殘念闔國一致之業は
六ヶ敷罷成、汗顔之至に御座候。

此れが實情だ。

有志協力
の要

併し烈公之遺志を継ぎ、勅意を奉遵奉、他日天下の變に應じ、機會に投じ、勤王
之大義を志し候ものは、たとえ慘害に苦み候共、元より不顧憚儀に御座候間、
貴藩の御有志とも、是非力を合せ、尊攘之微衷を奏し申度奉、渴望候。
水長兩藩有志の戮協を云ふ。

萬一讓位
に備ふ

乍恐萬一御讓位の儀にも至り候様にては、實に神州之御大變、無此上御儀に
御坐候間、其節は勤王之力を盡し、竊に地利をも擇み、至尊を奉擁護候様仕度
○ 奉存候。

御讓位云々の説は、當時の志士の間には、殆んど確信をもてゐたかの如く思は
る。如何にして斯る風説が出で來りたる乎、火の無きところには、烟の立つ可
き筈がない、幕府が積極的に廢帝の目論見など企つるものとは思はれぬが、さ
りとして御讓位の典故調査なども、斷じて皆無と、誰れか保證することが出來よ
う。

京都への
周旋依頼

貴藩(長州)に於而は君臣御一致、全力を御展べ、勤王被爲、在候儀に候へば、實に
御羨敷奉、存候、仍而は弊藩の情實をも御推察被下、京都へ至情相達候様、何分
御周旋奉、祈候。

長藩とても必らずしも一致と云ふ譯では無かつたけれども、水戸ほどの黨争
は無かつた。概して云へば當時の各藩何れも勤王に異存はなきも、急漸激穩の

二流は、何れの藩にも存在した、豈に獨り長州のみならんやだ。

〔七〕 水藩有志より長藩有志への書翰 (二)

秦檜排除の策

抑勅意に本き、公武御合體之御盛業を奉_レ賛襄、外虜之侮を不受候様内備を整候事も、内に秦檜有_レ之、權を握り候而は、岳飛の精忠も貫き不_レ申、三字の獄に陥り候勢に而、大業も難建候間、秦檜をば除き置申度奉_レ存候、今秦檜は則安藤對州に御座候。

安藤對馬守を以て、秦檜に比す、當時の志士の眼中には、尤も其の比倫を得たものであつたらう、されど其實は安藤は小才子で、到底秦檜程の惡玉では無かつた。

安藤斬除

對州事故井伊掃部頭遺志を繼ぎ、奉_レ愾_レ叙_レ虛候段、大罪人に御坐候間、掃部頭同

後の策

様斬除致し、其機に乗じ、勅使を以勅_レ諭御下に罷成候はば、天下之人心感激奮起致し、衰頹を挽回之基も相立可_レ申、さも無_レ之候而は、奸謀稔熟致し、勅_レ諭下り候とも、彼是奉_レ妨_レ候手段を廻し候程、難測奉_レ存候間、何分貴藩之御忠誠を以、叡念を奉_レ安候御良談奉_レ渴望候。

櫻田事件の際には、薩からも兵を上國に出して、東西相應ずる策であつたが、今回はそれ程の事を、長藩に期待せず、單に勅使東下、勅_レ諭下降のことを周旋せよと云ふ事に止めた、恐らくは此れが水藩有志から、長藩有志へ依囑する最少限度のものであつたらう。

當今應念の策

一體天下の正氣を充實し候上に而、自然尊攘之政被行候様仕度は至願に候共、當今幕府の爲體にては、輔佐之良弼出候儀不相成、次第に衰弱に趨り、夷狄に被_レ侮詰り大變引出し候儀瞭然に御坐候得ば、弊藩の議は只今之内、極密に相計り、内奸を除き、外夷を挫き、勤王之義氣を振ひ候儀、專要と奉_レ存候。

以上は水戸有志者の即今時勢の急に應ずる策である。

頼むべきは只長藩

併し深謀遠慮不致、僥豪躁厲にして、事を敗り候而は、遺憾千萬に御座候間、何分議論を詰め、機に投じ候而、至誠の貫き候様仕度罷在、當今諸侯の有志を洞察仕候に、奉依頼候は、貴藩に及ぶもの無御座候間、心腑を吐露して申上置候、長藩以外には、即今與に談ず可きなく、謀る可きなし。

薩州に失望

薩州の盛んなる事も兼て承り居り候得共、黨派の憂無之とも難申、近來に至り候ては、如何之意氣組に候や、相分兼候得共、去三月櫻田之義舉を催し候以前、杯は、薩藩にて田中堀高崎諸子、弊藩に而は、金子高橋等、存分に大義をも議し、既に斬奸之上には、薩州にて勤王之兵をも繰出し候議論迄も御座候處、未だ時節到來不仕事と相見へ、又同藩の議も一致不仕、時節を待候様成行候哉、何等の舉動も相聞不申、失望仕候。

以上は婉辭ではあるが、薩藩と約束手違の爲め、水藩の計企が齟齬し、その爲め當惑したる事實を陳べてゐる。此れは事實其の通りであつた。

弊藩の人氣は、國難打續候旁、天下國家の爲には、赴死就義候を甘じ候事故其

水藩士氣

内には遠慮に不暇之弊も有之歟に候得共、左様計にも無之、高橋金子等に至り候而は、曾て戸田藤田の門にも出入致し、遺志をも繼ぎ候もの故、有志の人も望も歸し居候處、志願不成して、忠義の鬼と相成候義遺憾に被存候。

水藩の内情を打明く、謙遜ではあるが、自から地歩を占めてゐる。

弊藩追々人材凋謝いたし、國論も一致不仕候得共、義勇之輩に於ては、烈公の遺志を繼ぎ、大義を踏み候赤心故、天下有名之諸藩と結交熟議致し置、他日勤王殉國之事に至り候ては、誓神明而不可疑、神魂皇都へ飛揚罷在候、御面晤ならでは眞情委曲難盡候得共、貴藩の御英名を奉景慕、聊著眼の大意を申上候事に御座候、他日天假良之期、有之候は、蹶起趨陪御高談相伺度、眷々の至に御坐候、狂言不文、御海恕御推讀是祈候、不悉。

十月念九(文久元年)

小場 源 介

竹下 鷹之允

周布政之介様

桂 小五郎様

小場は住谷寅之介、竹下は下野隼次郎の變名だ。以上の文は流石に文字の藩である水戸人士の手になりたるもの、如何にも委曲情を盡し意を盡してゐる。

秘密計畫

二白、本文之大事等に至り候而は、弊藩にても野村舜之介等、僅四五輩と密議致候事故、此先共御存分に御賢慮御示教可被下候。

潜客消息

一 桂賢兄へ得貴意候弊藩潜客之儀に付而は、岩間より相願、追々御懇情御示談被下候義奉深謝候。既に御役介に罷成候含に御坐候處、櫻田の處置有之、右人名も出候事故、召捕騒ぎに相成、國中に潜伏も不能成、北國へ微行之後消息無之、残念に被存候其内相分り候はゞ、指上候様仕度奉存候。不惡御推察可被下候。其他貴藩を御慕ひ申上ものも、少候。將又岩間より相願來島(又兵衛)君へ之御添書頂戴奉深謝候。何れ時節を得候はゞ、是非御國へも罷越度奉存候。勿々以上。

以上によりて見れば、水長有志間の交際も、既に或る程度までは、進み且つ熟したるものと思はる。但だ本文の通りに、其の計企が進行するには、前途尙ほ幾許の曲折を経ねばならぬことは云ふ迄もな。

【八】 桂小五郎の返書

長藩の事情

水戸の有志から、長州の有志へ、前記の如く(參照 五―七)持ち掛けたが、長州でも長井雅樂が、開國的航海遠略の論を提げ、京都と江戸の間を周旋し、京都では正親町三條實愛によりて、叡聞に達し、江戸では久世、安藤の諸閣老に遊説し、その威權一時に赫々たりしかば、尊攘派も一時屏息するの外なきに至つた。乃ち桂小五郎の岩間金平に與へたる返書は、能く此間の消息を語つてゐる。

十月廿九日(參照 六、七)十一月十四日御認之御示書、只今七時にも(午後四時)

可有之歟、外より罷歸候處、留主に到來仕居拜見仕候、先以老臺御壯榮御歸國奉賀候、御發足前には一度御面會可相願と存中、公私彼是取紛、法外混雜にて御尋も不申上、遺憾此事御座候、御府下(江戸)も其以後相變候義無御座候、樹々皆秋色、山々只落暉と申景色に御座候、和宮様も過る十五日清水御殿に御著輿、たゞ徒らに涙をそゞぎ候已御座候、上國(上方)も其已後是こそと申廉は絶而無御座候、周布(政之介)等も餘程周旋仕候趣に被相察候得共、終に如何と難致勢に而、且主人(毛利慶親)も漸過る十三日著府仕候、然處途中にて大に物議出來仕、周布なるものも、中國路尾道と申所にて主人に行逢、直に歸國仕候而勇退致候。

周布等の行動

周布と長井

此れは周布が長井と意見を殊にし、その爲めに勇退することとなつたのだ、元來長井と周布とは、是迄同じく政府の要路に立ち、相ひ提携し來りしもの、今や一は江戸、京都の間に、長州を代表し、開國的公武合體の唱首となりて、羽振を利かし、他は故山に退隱す、長州藩論の歸一せざる以て知る可し。

長藩中傳

折角御兩君(住谷、下野)よりも御投書之所、右周布歸國仕候一件に従ひ而は、眞に相談出來候人も無之、其上隨分俗説も相應に有之、會薩(會津、薩摩)へも相計置候義も手違に相成、其上御兩君(住谷、下野)へ直に御答申上候様にも相成兼、殘憾萬々御諒察可被下候。

如何にも其通りだ、桂小五郎の立場も、剛ならんと欲して剛なる能はず、斷せんと欲して斷ずる能はず、動かんと欲して動く可からざる頗る困難の位地に陥つた。

長藩人物
些少

尤今朝突然山田君(平山兵介)御訪之所、未此御兩通到著不仕中にて、弟も甚訝しく相考候處、尤老臺(岩間)御示書、猶又御兩君よりも御書も有之候事に付、過日御光來之都合故、其節は御直に萬々御談可申上候、いかにも周布之歸國仕候所、大に當惑、實に前後を失ひ候勢御座候、是非とも周旋仕候而、再出訴仕候様に仕度候、何も日夜心配罷居申候、いづれ其中承、山田君にも拜顔仕候都合に御座候間、其節は委曲承に可有之、且周布なるものより、老臺且美濃部(新藏)

君方へ一體之國論之處、御談申上候由の所、御兩君方に篤と御禮被成遣候や、乍恐對尊藩候而は、實以人物些少、此度之俗論に而も、切齒に不堪次第に御座候。乍去可成丈は、勉勵仕候間、左様御致意奉願候。只々同志之無之をうらみ申候。先は其爲勿々頓首九拜。

十一月廿日(文久元年)

右要領

如何にも桂小五郎(木戸孝允)其人の性格が、此の書翰の上にも躍如としてゐる。「人物些少」とは水戸に比すれば、長州の人物が乏しいとのこと、此度之俗論とは恐らくは長井雅樂の公武合體論のことであらう。尙ほ山田君とあるは、水戸の士平山兵介にて、彼は同志を代表して、出府したるもの。乃ち他日の坂下門の義徒七士中の一人。

尙々後便に山田君(平山)御談も得と伺候而、逐一御答可申上候。只恨は周布なるもの歸國仕候而は、彼是違却仕候所は、殘憾萬々御諒察奉仰候。以上。

岩間 先 生奉復

尙々御兩君之御示書は、周布歸國仕居候に付、早速國へ相廻し可申候。山田字衛門と申ものは、政府の(長州)役人に御座候得共、當時之事、随分迂遠にて困入申候。

此の返書を受取りたる、水滸の有志者は、全く長州の當てが外れたことに失望を禁じ得なかつた。

西國諸藩形勢

一、西國杯は徳川家威武之行者甚數、殊之外幕府を恐れ居、肥前にても、薩にても、之旗を擧て天下を恢復せんとする者もなく、所詮回復は水戸家ならでは可出来勢なし。水戸にて諸方へ手を御廣げ被成候は、西國は盡く服従可仕。乍併それを御當には被成候事は不出來候。此後夷人職を致にも、浦賀より江戸へ迫候は必定、萬一之事有之、甲府へ御開き杯申候は、西國大名は皆各が國々に引取、壹人も江戸にて防戦仕候者は有之間敷、國富兵強き者も江戸の助けには成不申候。只參勤をいやに思ひ居候故、眞の胸中は國へ引取候のみ望候也。今にも事をなすべき様之勢を爲見

居候も、畢竟はそれ故にて、決して事を起す事は無之候間、水戸にて回復を被成候半にも、今迄の様にては参り申間敷、何とか手口を御替被成候方可然。西國はどの國も左様の譯合也。云々。長州人之嘴。〔水戸藩床井親徳秘笈實錄〕

第三章 大橋訥庵等の運動

【九】水戸有志と宇都宮有志

野州有志との連繋

桂小五郎の返書〔参照ハ〕は、少からざる失望を、水戸有志に與へた。さりとして致方ないから、彼等は頻りに焦躁したが、水戸の藩情も、彌よ非にして、到底藩力を擧ぐることの不可能は勿論、さりとて此儘中止す可くもなく、彌よ野州の有志者と相謀り、斬姦の擧に出んとして、左の一書を桂小五郎に送りて、其の前約の履行を促がした。それは來年正月十五日を期して、事を擧ぐる通告であつた。

舉義通告

態飛(脚)を以拜啓、本年も無餘日候處、御佳適奉賀候。然ば先般拙書相添、人差上候處、貴命には重大之事件、夫々密議に及度處も有之、旁緩期に致度との御事、至極御尤にて、拙者共も決して得策と心得候には無之候得共、事是に至る、萬停止す不可之情狀にて、此擧に臨み、他之周旋助力を不加しては、多少之功を

奏し難し其多少之功を要するは、同盟志士の力にあり。此舉傍觀せば、如此之舉再出不可期實は徐々に御謀り不申而は、多罪に似たれ共、事情の是に至る、人事の能く成し得候處に無之、先生願は丙辰成敗之盟、御固取し被下度、(參照二一五)書は不盡言、來正十五日を御期し被成度、勿々頓首。

十二月十八日(文久元年)

西丸 帶刀

岩間 金平

桂 小五郎様

所謂る騎虎の勢、禁せんと欲して、禁じ難きものがあつたから、寧ろ進んで、其の成功を、此の一舉に試んと、の心で、桂の贊同を求めた譯合ひだ。

桂の忠告

江戸に在る桂は此書を得て、其の周邊の模様を見るに、櫻田事件以來、幕府の警戒頗る嚴重にて、到底手を著くるの餘隙無きを見、伊藤俊輔(博文)を水戸に遣はし、西丸、岩間等に向つて、暫らく時機を待つ可き旨を申し送つたが、如何に桂が

野州有志の消息

忠告すればとて、一旦定めたる期日は、今更ら變更す可くもなく、水野の有志によりて、愈よ事を舉ぐることに其の計企を進めた。尙ほ野州の有志側の消息に就ては、小山朝弘(號春山)の留丹録に、左の如く記してある。

癸丑甲寅以來、邊疆釋騷、人杞憂を抱く、而して幕議、苟安、内訌並び臻る、禍變の激發する所、豫め算す可からず、余も亦慷慨、食味を甘とせず、寢眠を安んぜず、因て自ら揣らず、國家の爲めに爲す有らんとす、乃ち郷友横田祈綱(藤四郎と稱す、國學を修む)と江戸に抵り、竊に大橋正順(字は周道、訥庵と號す)に就て事を議す、時に肥前の人中野某(方藏と稱す)伊豫の人人見某(無馬と稱す)長門の人多賀谷勇等十餘人、正順の家に往來し、與に議する所あり焉、余緩急應援を約して還る矣、實に文久元年辛酉十一月也、(原漢文)

此れにて見れば、大橋訥庵の家が、實に此舉の策源地にして、訥庵は其の謀主であつたことが判知る。

安藤刺殺

是より先き、宇都宮の人兒島矯(強介と稱す、水戸に遊學して、藤田東湖及茅根寒嶽

の計

殊士八人

の門に入る。水戸の人平山繁義(兵介と號す、槍法を善くす)と謀りて、將さに闇老安藤某(對馬守と稱す)を刺さんとす。其の上を欺き、民を罔し、國を誤るを以て也。且つ有司を迫脅して、以て悔悟の徑を開かしめんと欲する也。屢ば吾家に來りて商議す。殊士八人を得たり。曰く小田朝儀(彦次郎と稱す)曰く河邊元善(左次衛門と稱す)曰く高島胤正(萬藏と稱す)曰く黒澤保高(五郎と稱す)共に水戸の人。曰く下野の人河野桓(字は子威、顯三と稱す。余と交最も親善)曰く越後の人河本弑(字貫之、杜太郎と稱す。芳野金陵に學ぶ。劍法を伊庭氏に學ぶ)及平山、兒島也。壬戌(文久二年)正月十五日を以て、事を舉ぐるを期す。是に於て各自服を易へ刀を脱し、潜行して江戸に入る。同盟相助くる者、往いて周旋を爲す。即横田祈綱、並びに男昌綱(藤太郎と稱す)、津和野の人椋木潜(八太郎と稱す、訥庵門人)人見某等也。獨矯(兒島強介)病に因りて留る焉。余別に臨んで詩を賦して云く、

一穉寒燈照席紅。

劍光電閃影如虹。

悲歌慷慨丈夫淚。

生死誓期回復功。(以上漢文)

平山の行

尙ほ平山は槍法でなく、劍法を善くし、高島は萬藏でなく房次郎であると云ふ。何れにしても安藤對馬守要擊一條は、先づ平山、兒島の間に相談熟し、それに同志が參加したることが判知る。而して平山は水戸にて刺客の選手であつた。彼の消息は既記の如く(參照五)淡路、京都邊を、同志の住谷悌之介、中島久藏等と彷徨したが、住谷、中島は幕吏に拘執せられ、彼は獨り身を脱し、姓名を細谷忠齋と變じ、郷里に還り潜伏してゐた。而して其間に兒島強介が、大橋訥庵等の旨を承けて水戸に來るに會し、遂ひに宇都宮を経て江戸に入り、桂小五郎と水藩との間に周旋した。桂は平山を庇護したが、然も斬奸の舉は、寧ろ長州有志を擱いて、水戸と宇都宮との有志家の間に其の計企は進められた。

〔一〇〕 大橋訥庵の意見書 (一)

大橋訥庵

宇都宮有志の領袖は、言ふ迄もなく大橋訥庵だ。彼は有名なる長沼流の軍法家清水赤城の子にして、佐藤一齋の門に入り、その紹介もて、巨商大橋淡雅の掎養子となり、その因みによりて、宇都宮藩の士籍に列した。外難の來り迫るや、元寇紀略を著はし、古を語りて今を訓へた。安政の初期水戸前中納言齊昭の幕府の議に參するや、其の黙々として輿望に副はざるを憾として、隣疇臆議を著はし、之を諷した。其の關邪小言は、嘉永五年に成り、安政四年に出版せられ、當時尤も志士仲間にあざせられた。此れは西洋は窮理を知らず、西洋は天を知らず、西洋は仁義を知らず、西洋は活機を知らずとして、只管ら西洋を罵倒したるものにて、固より通論ではないが、然も其漢學者の立場から、蘊蓄を傾け來り、其博辯宏辭、人を動すに足るものがあつた。

大橋行動の便

彼は所謂寒儒と異りて、其の家資裕であつたから、其の所思を行ふにも便宜が多かつた。乃ち頼山陽の子、三樹三郎が、安政戊午の大獄にて死に就きたる際にも、從來何等の縁故なかりしに拘らず、彼は金を捐て、厚く之を葬つたから、

大橋淡雅父子

四方の志士は、其の高義を傳へ聞き、彼を訪ふもの彌よ多きを加へた。彼の義弟は菊池淡如と云ふ。其父は大橋淡雅、即ち訥庵の岳父であり、且つ養父であつた。淡雅は下野國都賀郡粟宮の生れにて、宇都宮の商人菊池次右衛門の養子となり、晩年家を其子淡如に譲り、大橋氏に復姓した。彼は殖産の道に精はしく、一代にして巨萬の富を積み、而して其子淡如も亦た父の風ありて、文武の學藝を修め、宇都宮藩主亦た其の才器を認め、士籍に列せしめた。而して淡如は義兄訥庵と相得て、毎に國家の憂を憂とした。乃ち關邪小言の序文の如きも、訥庵之作り、淡如之を書してゐる。從て此の兩人が、宇都宮に於ける志士の倚信する所となつたのは、極めて當然の事であつた。

訥庵の時務上奏

大橋訥庵は、徒らに書齋的學者としては、自から満足せず、屢ば時務を建白し、上書した。彼は幕府の到底成すに足らざるを察し、彌よ朝權復古の大策を持し、文久元年九月門人椋木八太郎を上京せしめ、議奏正親町三條實愛に就て、之を上奏せしめた。椋木は宇都宮の志士岡田眞吾の妻の兄にして、石州津和野藩士だ。

大橋意見
書本文

癸丑甲寅の歲、外國來て、通商を乞へるより以來、幕府の處置一事も其宜しき所を得ず、因循姑息のみを専らとせられしかば、外國は益々驕慢を逞しうして、凡そ其欲する所、強て乞はずと云ことなく、幕府の有司は、彼を怖るゝこと、日々に甚だしうして、外國の強て乞ふ所は、是非を論せず、利害を問はず、總べて許さずと云ことなし、(中略)然るに天朝を始め奉り、海内數十家の大藩に至るまで、黙々然と手を束ねて、幕府の失策を傍觀し、皇國の滅亡を待つ如くなるは、果して如何なることぞと云に、最初列藩の中に於て水戸の景山老公(齊昭)を渠魁として、攘夷の策を建んとする者、兩三藩もありつれども、處置に少く失策ありしかば、奸吏の爲に顛覆されて、其事空くなりたる始末は、遍く世人の知れるが如し。

幕府の恐
夷

以上は嘉永、安政の始から、安政五年戊午大獄に至るまでの形勢の大綱を説く、さて幕府の有司どもは、彼が威力を怖るゝのみにてはなく、彼が佞黠に眩惑されて、今は彼を頼もしき者ぞと思ひ、反て攘夷を議する忠士を惡み、若しも

海内の諸侯などに、攘夷を謀る者あらば、或は外國の援兵を假りても其國を討しめんと欲する勢あり。

此れは餘りに甚しき文句であるが、やがては斯る情勢を醸し來らずとも云ひ難し。

志士暗
の所以

かくては折角義旗を擧ても、奸吏の爲に叛名を負せられ、外國の賊兵を誘ひ納れて、皇國を擾亂するにも至る筋ゆえ、天朝に對して恐れなき能はず。此が天下の諸侯の中に、縦ひ忠憤の人ありとも、容易に義旗をも擧げ難く、志を韜み迹を晦まし、徒に彼が跋扈を切齒しつゝ、手を出さざる所以なり。

天下有志の大名等が、憤慨しつゝも屏息する所以だ。

【二】 大橋訥庵の意見書 (二)

攘夷勅命の要

されば勤王の義心ある者に、叛名を負はせずして、十分に其力を出させ、攘夷の快舉を爲さしめんとするには、別に奇策と云物なく、只速に天朝よりして外夷攘斥の勅命を、公然と海内に下し玉ふて、感奮激發せしむるに如く無し。是れは攘夷の勅命を、朝廷より公然全國に降下せらる可きを云ふ。

叙慮通す

(中略)然るに戊午(安政五年)の歳の三月廿日に、海内の諸侯の赤心を、委細に聞しめされんとある、あり難き勅諭を下し玉ひ、其後も徳川家を御扶助の意にて、幕府並に水戸等へ、政事改正の勅を下し玉ひしかど、兩度とも幕府の奸吏に抑遏せられて、折角の叙慮も、天下に通せず、空くなりたるのみにはあらで、水戸へ勅諭の下りしより、一番の紛擾を生じ出し、貴き公卿の方方で、冤罪を蒙り玉へるほどの莫大の災禍も起りしことゆえ、右等の事に懲り玉ふて、御英斷もつかぬなるべく、誠に御尤至極のことなり。

以上は戊午の事件よりして、朝廷も、美に懲りて膾を吹くの情態にあらせらるるを云ふ。

前日勅諭の無効

されども前日の勅諭は、徳川の武威を憚り玉ふて、其御論も激切ならず、頗る寛裕なりしが上に、關東へ向けて下されたるゆえ、反て奸吏に抑へられて、終に其効なかりしなり。

徳川の武威を憚るの一句が、主要の眼目だ。

潜上隨一徳川氏

是は鎌倉の頼朝以來、武家と云者、天下を馭して、何れも威力ありつれど、徳川家の威力の如きは、開闢以來に比類なく、實に盛大の事と云べく、餘りに威力の盛なるより、天朝を輕蔑し奉りて、絶て名分と云物を知らず、僭上至極の事のみ多し。

徳川氏を以て、武家僭上の隨一と斷ず、論鋒敵なし。

されば前日の勅諭なども、關東へ下されたりしかば、幕府の奸吏俗吏の徒は、少しも天朝を恐るゝ意なく、反て慢侮の念を生じて、兇暴の處置にも及べるなり。

徳川氏を相手とすればこそ、却て其侮を受く。

人心徳川氏を離る

然るに天下の人心は、兼て外國の跋扈を憎み、幕府の政事の因循なるを怪しみ居たる所なれば、あり難き叡慮の旨を、強て沮抑したるを見て、扱々けしからぬ暴擧かなと、幕府を疎んずる心を生じて、人心の徳川家を離れたること、今は十の八九に至れり。されば叡慮の行はれざりしことは、恨むべきに似たりといへ共、それに因て天下の人心、徳川家を見離して、天朝を慕ふことの深くなれるは、朝廷御恢復あるべき所の、氣運に向へる筋にして、慶賀すべき事とも云ふべく、此時を失ふべきには非ず。

天命人心既に徳川氏を去りて、朝廷に向ふ、唯此時を然りとす。

徳川氏衰亡の運

元來天地の間には、盛衰盈昃のある所が、一定自然の道理にして、徳川家の威力の如きは、餘りに盈滿を極めたるゆえ、今は衰亡の運に赴き、凡そ有司の處置する所、一事として義理に當らず、諸侯はあきれ、庶民は怨みて、海内の人心の暗に離れ切たる上に、金銀米粟まで虚耗になりて、僅に司農府の有司共が、種々様々の詐謀を以て、目前の急を支梧するのみ。

徳川無力

現今の徳川氏は、正に窮地に陥りてゐる。人心も離れ、財政にも窮してゐる。故に古の徳川氏ならば、天朝にても憚らせ玉ふて、不臣の筋をも忍び玉ひ、御ひかへ勝にてよからんなれ共、今日にありてはそれに及ばず、承久、元弘などの兇逆をば決して行ひ得ざるなり。

此の如く彼は徳川氏の内部は、白蟻に喰ひ潰されたる柱の如く、外は依然たるが、其の内は空にて、到底其力を以て、朝廷に反抗するほどのことは出来ない。一言にして云へば、徳川幕府の今日は、洵とに與し易きのみと云うてゐる。

〔三〕 大橋訥庵の意見書 (三)

然るを天朝の方に在りては、幕府の衰弱の内實を、我々ほどには熟知し玉はず、憚り玉ふ氣味ありて、御ひかへ勝の勅諭を、竊に出し玉ひしかば、奸吏は其

朝廷果斷の不足

氣を見すかして、天朝の力のほどを、制し易しと侮りて、道をも義をも問ふことなく、前年の暴舉に及びつるにて、幕府が違勅の大罪は、固より多言を待たざれ共、畢竟朝廷の方に於ても、幕府の内實を、知しめさず、威力を、憚り玉ふよりして、御果斷に不足ありしかば、反て奸吏に制せられて、遂に其效のなかりしならずや。

戊午の失敗も、朝廷が幕府を、實力以上に買ひ被られたる爲めだ、幕府の大罪は勿論であるが。

幕府實力
看破の要

されば先づ徳川家の威力のほどを、明に見抜き玉ふて、外面は猶盛大に似たりといへ共、實は衰弱極りて、毫厘も恃みにはなり難く、又怖るゝにも足らざることを、熟知し玉ふ所を以て、第一の肝要となすことなり。此の御見識堅からずして、幕府の威力を、憚り玉ひ、恐れ玉ふ氣味ありては、奸吏は其氣に附込て、反噬することの早き者ゆえ、熟慮なくんばあるべからず。

制幕の要は、先づ幕府の畏るゝに足らず、與みし易きを看破するにあり。此れが

要旨だ。

因循の時
に非ず

さて徳川家の祖宗の功を、今までは深く御思召れて、公武一和と云處に、篤く叡慮を勞し玉ひ、何事も幕府の方へ、御相談の上ならでは、敢て一事も令し玉はず、御ひかへ勝にましませし事、敦厚の至りと云はんかなれ共、今はそれらの例に泥み、因循し玉ふべき時節に非ず、そは前にも申すが如く、徳川家の武威衰へはて、天下の人心全く離れ、僅に祖宗の餘澤を、恃みて、諸侯を指揮する迄なれば、一日一日に元氣憊れ、恢復すべき機と云物は、萬中に一つも見えず。されば幕府の滅亡せんこと、決して遠きことにてはなく、近く十年の間にあらんこと、鏡にかけて明白なれば、誠に危殆の至りと云べし。

大橋の豫
言

今日は公武合體など、徒らに幕府の意を迎へ、因循の策を、做すの時節ではない。大橋訥庵は幕府が十年以内に滅亡すると豫言したが、その實際に就て察すれば、七年の後には滅亡した。

英斷の要

かくまで危き幕府に對して、徒に舊格を守り玉ひ、區々たる小義に泥ませら

れ、何事も御相談の上ならでは、決して玉はぬと云ことにては、遂に御恢復の機會もはづれて、天朝も亦幕府と俱に顛覆に至り玉ふべく、此ぞ存と亡との岐路にて、神州となるも夷狄となるも、只此一著に係れることゆえ、如何ぞ御英斷なかるべけんや、(中略)萬一海内へ詔勅ありしを、幕府の俗吏共怨み思ふて承久、元弘などの故事を援き、朝廷に弓を彎んとする共、家門も譜代の大名も、少しは名分を辨へて、朝敵の名を受るをば、深く恐れてある故に、彼是事故に假託して、京師へ向ふ者としては、一人半個もあるまじく、或は自國に引籠りて、幕府の斃るゝを待つもあるべく、若し又兇逆の大名ありて、幕府奸吏の暴命を奉じ、朝廷に弓を彎んとならば、草莽微賤の間に蟄し、勤王の忠志を懐ける者共幾萬人もあることゆえ、それ等が忽ち勃興して、朝敵の大名を誅せんこと、雞子を碎くよりも易かるべく、承久、元弘の時の如く、畏多くも乘輿をば、孤島に遷し奉る迄には、決してなり立たざるなり。(原註、是は臆測を以て申すに非ず、某(大橋訥庵)が門下なる豪農の徒にも、百人二百人の兵を率ゐて、勤王せんと欲する

大橋の本志

者ども、五六輩はあることゆえ、廣き海内の間にては、其夥しき推て知るべし。

以上は朝廷に向つて、大英斷を促がし奉りたるもの、大橋訥庵の眼中には、固より幕府なし、彼は決して公武合體など生ま温き意見にて満足す可きではなかつた、彼は倒幕と攘夷を以て、其の旗幟としてゐる、其の目的が攘夷にありて、其爲めの倒幕である乎、將た倒幕の爲めの攘夷である乎、恐らくは彼の本志は前者であつたであらう、彼は心からの攘夷論者であつた、然も同時に彼は勤王論者であつた。

大橋の結論

されば當今の朝廷は、御微弱に似て實は強く、關東の幕府の方は、外面強大に似たりといへ共、其實は人心離れて、衰弱殊に甚だしく、朝廷は天の眷顧を得たまふて、勃興あるべき氣運に向ひ、幕府は皇天に見離されて、斃るるに近き時節なれば、少しも猶豫狐疑するに及ばず、天下の義士を奮興せしめて、天祖へ報答ある可きことなり、今まで微弱にましましつる、天朝の御威光も、是より古に復せられて、寶祚の無窮に至らんこと、瞭然として火を觀るが如し、誠

に愉快のことに非ずや、是某が巨罪を忘れて、かゝる鄙論を艸定し、若し芻蕘に詢ひ玉ふの時もあらば、速に身を闕下に致して、策を獻せんと欲する所以なるのみ。

文久紀元辛酉九月謹書

本論の大
主旨

乃ち外夷攘斥の勅命を、海内に降し玉ふに於ては、一舉して天下の人心を作興して、外は夷狄を制し、内は幕府を制し、復古の業自から成らんとは、本論の大主旨、大主腦である。斯の如き議論が、將軍家膝下の學者から吐露せらるるを見れば、如何に時勢が最近數年間に推移したるか、之を推察するに餘りありと云はねばならぬ。

【一三】 大橋と義徒

大橋意見
す容れられ

大橋訥庵の意見書は、不幸にして京都には容られなかつた。そは當時京都は公武合體の雰圍氣尤も濃厚にして、とても彼の意見書の如き、幕府を度外視したる勅諭を海内に御下しあるなどは、思ひも寄らぬ事であつたからだ。

有志大橋
に謀る

然るに一方には訥庵の義弟——妻の弟——宇都宮の富豪菊池淡如は、兒島強介、平山兵介等が、老中安藤對馬守を要撃せんと企てに興したから、兩人は訥庵を訪ひ、其の指揮を請うたが、訥庵は時期尙早しとして、之を容さなかつた。同時に又た淡如の友、長藩の一族毛利筑前の家臣多賀谷勇、武藏本庄の郷士尾高長七等は、日光より輪王寺宮様を奪ひ奉り、義兵を擧げんと企て、淡如の添書もて、又た訥庵を訪ひ、其の誨を乞うたが、これも時機尙早しとして同意しなかつた。

多賀谷尾
高の計

多賀谷、尾高等の企ては、日光の宮様を奪ひ奉り、淡如を主將として宇都宮藩士を味方につけ、筑波山に本陣を置き、水戸、結城の兵を集めたらんには、關東は響應し、攘夷の先鋒となるであらう。就ては訥庵を軍師に推さんとの相談であつ

たが、前記の通り、訥庵は姑らく待てとて、之を止めた。然も彼等はその翌日は江戸を去り、近國を走り廻り、我師大橋先生義兵を擧ぐ、有志の面々來り投せよと唱道したから、下野の河野通桓、小山朝弘、横田祈綱、同昌綱、下總の川連義路、國分五郎、福田又介、長谷川俊十郎、肥前の中野晴虎、丹後の宇野東櫻、江戸の乙葉大介、薩摩の鮫島雲城、上野の小關隼之進、長門の吉田榮次郎、筑後の松浦寛敏、伊豫の得能淡雲など三十餘人の壯士來り集り、訥庵に向ひ、いざ打ち立たんと迫つたが、訥庵は徐ろに自から門人椋木八太郎を京都に遣はし、獻白の次第を説き聞せ、いづれ朝廷から、攘夷の大詔渙發せられんこと遠くはあるまい。その際には諸君は淡如を主將として、宮の御供いたされよ、我自らは上京して、西國の諸大名に遊説し、京都に於て義旗を擧げんと説き宥めた。

然るに平山兵介等は、彌よ安藤對馬守を要撃せんと、屢ば來りて談合したから、訥庵も其志の奪ふ可からざるを感じ、それに要撃の計略を授け、斬奸趣意書を書き綴り、別に同盟規約書をも作り與へたから、平山等は此れにて大願成就と

大橋有志を宥む

安藤對馬守の計成る

雀躍した。

然も形勢は刻々危険を招來した。今ま訥庵が淡如に與へたる書翰を見れば、左の如し。

形勢刻々危険

電(宇都宮藩執政某のこと)よりの荷物(平山以下の有志)數箇御遣はし被下、昨夜相届、儘に受取申候。折節強介(兒島)は留守に付、拙者相改候處、眞物に相違無之、印鑑等も所持致し居候間、即ち拙者方に留置、今朝強介を呼びに遣し、只今參り、種々相談最中に御座候。

此れは宇都宮から志士の出府に就てのこと。

京都よりの消息

花邸(京都御所)よりの消息絶て無之、甚懸念致居り候處、先日長藩の者參りて、拙生の藥方書(意見書)儘に天覽に入候趣、花邸同志の者より、内々報道致來り候由の嘶ゆへ、先づ一榮幸の事と存候。然處右長藩の者、昨夜又々來りて、昨夜中是非共、面晤致度段申候に付、面談致候處、其者口上の趣如左。

以上は長藩の者が、大橋方に來りて、上方の消息を語り、併せて急を告げたる次

第

大橋一身
危し

今日國許よりの飛脚、到着致候。其飛脚花邸へも立寄候て、近狀探索致候處、南
入事種々周旋に力を用るに付、幕吏より目を被付、殊の外危き様子にて、多分
近日の内被捕可申形勢なり。南八被捕候はゞ、必定先生(大橋訥庵)へも連累致
候様、相成可申も難計候間、何卒只今の内、奸吏の鋒を御避け被爲御處置有之
度、今晚至急に御内通申上候。實は長州表へ、唯今急に御招き申上候様致度、少
少は有司へも談じ見候得共、兎角俗論多く、急の間には合兼候間、何方へなり
とも暫時御潜伏にて、様子御見合せの方、可然と奉存候。云々。

以上は長州人から、大橋への警告だ。大橋の一身も、今や危殆に瀕し來つた。

大橋身邊
の警戒

右の通りの嘶に御坐候。南八被召捕様に相成候事實に候はゞ、藥(意見書)の功
能も無覺束、其上扇町(正親町三條)へも連累可致哉と、甚だ心痛罷在候。申略何
れにも拙生は、電の方は、面談致度筋も有之、昨夜の荷主等も、拙生參り候はゞ、
至妙と申候故、近日強介同伴にて、貴地(宇都宮)迄極密に參り、夫より電の方へ

も出掛可申と存候。其節御家御初め、皆々様も御驚き無之様、且世間へ評判に
相成不申様前以て巧に御處置被成置可被下、先は右至急申陳度、貴酬如此。草
草頓首。

當 賀

浦

安様

手 展

龍

岡より

龍岡は小梅村即ち大橋の住所、浦安とは菊池淡如のこと。今や大橋訥庵の身邊
にも漸く幕吏の手が來り迫らんとしつゝある。

第四章 坂下門外の事變

【一四】大橋の態度定る

大橋原に
與ふるの
書

元來水戸では、水長有志會盟の決議通りに〔參照 二一八〕専ら刺奸の一事を以て、當面の急務となしてゐたが、大橋訥庵は、前掲通りに、京都に上書し、攘夷の大詔を渙發して、義兵を擧ぐるを本旨とし、その爲めに、水戸有志の一人、原市之進に向つて、文久元年十月十六日附にて、左の一書を與へてゐる。

安藤要學
尙早論

未得拜顔候得共、一書敬呈候。秋冷相近候節、愈々御佳勝被爲渡奉大賀候。然ば先比は備後屋殿（兒島強介）を以て、御國産庖丁（水戸の刺客）之義、相願候處、早速御承知被下難有奉存候。此末とも荷物御送り方の義、何分宜敷御取計被下候様奉希候。尤先比相願候節は、鯨（外人を斥す）切之注文有之、差掛り入用に付相願候處、此節貴店には、鮫鱧（安藤對馬守を斥す）切の方計、御所持之趣、委曲拜承仕

候。鮫鱈は只今急に料理致候譯にも參不申候間、其内注文有之候迄、右荷物其御方へ御控へ置被下候様仕度候。注文有之次第早速急便を以可申上候間、其節早々荷物送り被下候様奉願候。

訥庵の當初の目的は、外人刺殺であつた。水戸側は安藤要撃であつた。彼は必らずしも安藤要撃に反對ではなかつたが、時機未だ可ならずとしたのであらう。

志士出府
見合せ要

貴啓にも相見候通り、此節道中荷品改方、殊之外嚴重之趣故、(右は志士往來の誤、甚だ緊密なるを云ふ)貴店より御積出し之處も、唯々御六ヶ敷事と奉料察候。左様に御六ヶ敷を、只今強て御積送り被下候ても、此方にて捌け兼候節は、御同様迷惑仕候間、何卒御積出し之處は、此方より申上候迄、御見合置可被下候。對馬守要撃實行の前途も、未だ見据えがつかぬから、その以前に刺客の出府は困る。當分差し控へ呉れとの通牒だ。

打合せ要

乍去其節の手續等は、前以御相談申上置度候間、貴店之御番領様方壹兩輩、内内島渡御差越し被下候は、至極絶妙の事にて難有奉存候。又は御沙汰次第、

志士上京
の事

此方より參上候ても宜敷候間、此段御勘考可被成下候。此れは豫じめ打合せ置く必要があるからの事だ。水戸から來りても、此方から往ても、何れにてもよろしとの譯合だ。

鮫鱈切り捌き方の義、此間上方筋へ談じ遣候事も有之候間(參照一〇一一二)萬一上方表にて入用の趣、注文申越候は、早々貴店へ可申上、其節は無相違御送り被下度奉願候。

此れは若し京都方面に、死士が入用の際は、直ちに水戸より上京せしむる様との相談。

其外道中荷物拵方の義、並に荷上げ致候間屋藏屋敷等の處も、追々御相談可申上候へ共、先づ不取敢右之條々申上度、艸略如此御座候。猶又備後屋殿(見島強介)より、御相談爲致候様可仕候。以上。

十月五日(文久元年)認

安本屋

良介(大橋訥庵)

水原(水戸原市之邊)

御店様

買御用

大橋安藤
刺殺に全
然同意か

以上によりても、大橋の如何に京都への上書に、自から多大の希望を囑してゐたか判知る。然るに京都の方も、彼が思ふ様に參らず、否な却て大橋其人にさへも、危険が身に迫る状態に陥つたことは、既記の通りで、(參照 一三)大橋も今は寧ろ所謂る鯨鯨切——安藤閣老刺殺——に全然同意するに至つたものであらう。

慶喜擁立
策

尙ほ此の際に、宇都宮藩士岡田眞吾、松本鎮太郎等は、一橋刑部卿慶喜を誘ひ出し、彼を大將に仰ぎ、水戸の有志を糾合して旗を擧げんと企をなし、一通の上書を認め來つたから、訥庵はそれに加筆し、之を其の相識であつた一橋家の近習、山本繁三郎に示し、慶喜の内覽を要めた。此れやがて大橋訥庵其人の身上に

厄難の落ち下る誘因となつた。

岡眞、松鎮兩人出府、是も孤橋(一橋)へ嘆訴之策有之由、乍併孤橋は堅固極る人故、容易には受込申間敷と存候。

此れは當時宇都宮なる菊池淡如から、訥庵への書状の一節だ。之を見ても其事の成就は、豫じめ期待しゐられなかつたことが判知る。

【一五】大橋訥庵の下獄

安藤閣老
舉行決定

此の如く斬姦——安藤閣老要撃——の一事は、長州側でも尙早論を唱へ、大橋も亦た同様であつたが、水戸側は始終一貫にて、爾後大橋、菊池を中心とする宇都宮側と、水戸人士との協同事業として、彌よ舉行することとなつた。

參加志士

宇都宮側では大橋訥庵、菊池淡如の義兄弟を中心とし、小山春山、横田藤四郎、其

子大介、同藤太郎、得能淡雲、縣六石、椋木八太郎、中野方藏等何れも其の仲間であり、翌年——文久二年——正月十五日を期して、水戸側の希望通り、坂下門にて安藤對馬守を要撃することに決した。而して其の實行者——刺客——としては、兒島強介、横田大介、同藤太郎、河野顯三等、其任に當り、水戸側にては、平山兵介、小田彦三郎、河邊佐治右衛門、黒澤五郎、高島總次郎を選んだが、宇都宮側にては、兒島は病の爲めに果さず、横田兄弟も亦た故ありて加らず、遂ひに河野顯三人のみ宇都宮側を代表することとなつた。

訣別の宴

斯くて文久二年正月六日、宇都宮角樓にて、訣別の宴を張つた。當時の來會者は、平山兵介、黒澤五郎、小田彦三郎、河野顯三、兒島強介、小山春山、得能淡雲の七名であつた。而して坂下門の見取圖などは、平山兵介の手にて、それぞれ出來上り、今や其機の來るを竣つばかりとなつて來た。

變心密告者出づ

然るに意外の事件は、事前に突發した。それは前記の如く(參照一四)大橋訥庵は、岡田眞吾、松本鎮太郎の策謀に預り、其の意見書に加筆し、之を一橋慶喜の内覽

に供す可く、其の近習山木繁三郎に語り、山木も一旦は之を承諾したが、彼は疑懼の念、自から禁せず、之を一橋家の老臣に告げた。老臣は大いに驚き、其の意見書を持って幕府に訴へた。而して大橋同志の一人宇野東櫻も亦た變心して、密訴した。幕府では豫てから大橋の宅が志士浪人の本部とも云ふ可き模様を見て、其の舉動に注意したる際であつたから、正月十二日彼及び其の養子齋次を捕へ、其の家宅を搜索し、其の倉庫に封印した。

此の一事は、坂下門事件の實行者等には、少からざる刺戟を與へたるに相違あるまら。

大橋の缺點

大橋は尋常一様の儒生ではなかつたが、然も彼も亦た讀書人の常癖は免かれなかつた。それは理想に馳せて、實務には疎であることだ。彼に就ては水戸人鈴木大の日記に、江戸の劍客月岡一郎の談話として、左の如く記してある。

實行に疎

大橋云、當時罪魁久世、安藤二人を刺し、上野宮様を擁し、日光へ走り、此へ籠城いたし、義聲を天下へ布き候心得之旨申聞候に付、右は何に人數を以ていた

し候哉と申聞候處……八十人餘之由、月岡云、……右にては何共無覺東候のみならず、第一久世、安藤二人を刺し候も、やつとの事と奉存候。夫さへ安心、不致候。大橋云、櫻田外之事は、僅に十七人にて、彼之通りに候間、八十八人有之候得ば、此は安き事と申候に付、月岡云、夫は了簡ちがひに候。井伊は全く無用心之處なれ共、十七人大半怪我即死等有之、此度は兩家共用心も有之、殊に井伊之義は、全く天命と申ものにて、僥倖に候。且つ久世、安藤を仕をふせ候にいたしても、宮様を御連れ申し、日光迄如何様にいたし可申哉、夫等之處如何と申候得ば、大橋も窮し候様子にて、左様に候哉、杯申候。(水戸藩史料)

大橋捕へ
らる

斯る次第にて、大橋も時事に慷慨の餘、自分にも種々の畫策をなし、他よりも様様の計企を持ち込まれ、而して偶ま一橋卿に呈する意見書の一件にて、遂ひに幕吏の網に罹らねばならぬ始末となつた。小山春山は此事を記して曰く、

會々宇都宮人岡田裕(字は伯柔、眞吾と稱す、訥庵に學ぶ。又た春日氏に從つて餘姚の學を受く)、松本正凝(字は子桂、鎮太郎と稱す、池田草庵に學ぶ)、封事を一貴公に

上り、以て事を圖らんと欲す。公嘗て譴を幕府に獲、邸中に幽居し、外間を通せず。亦た之を正順(大橋訥庵)に謀る。正順公の近臣山木某(繁三郎と稱す)と舊有り、乃ち介して以て書を上らんと欲す。而して某懼、畏避、反て之を幕吏に告ぐ。幕吏大いに驚き、正順を給き、捕丁百餘人を其家に遣し、文書を檢索し、其子正燾(字仲載)を併せて獄に下す。是を正月十二日の事と爲す。尋いで裕及び正凝等を拘ふ。

至急要撃
決行の要

事實は正しく此の通りであつた。斯くては坂下門要撃の同盟も、愈よ最初の豫定の如く、正月十五日に、事を果すの外は無かつた。實を云へば、正月二十八日に改めたらしい。それは菊池淡如から大橋訥庵に當た書翰に、愈廿八日見世開相成可申由、何卒當日は花々敷商ひ致度と懇祈仕居候とあれば、それで分明だ。然も大橋の就縛が十二日に出来たからには、斯く空しく時日を經過する譯に參らなかつた。

下總間中雲帆説話

過にし跡の事にて、日をば忘れたれども、坂下事件前の事と覺ゆ。一日豫て懇意なる甲田顯三、河野通祖の稱余が岩井の宅へ來れり。舊來懇意の事なれば、此日は一泊せられよと勸め、夫々手當などせしに、甲田は常に變りて、秘密御相談申度事あり、是非別席に人拂にて御面會申度との事故一の土藏の内に案内し、借て事の次第如何と問ひしに、甲田は懐中より、大橋順藏の書簡を出し、此は此席限りにて焚棄すべしとの事にて、内密に余に示せり。披き見るに、其大意は方今の形勢人心日に離背し、夷狄月に猖獗にて此儘傍觀するに忍びず、因て此に義旅を募り攘夷を決行せんと云ふにあり。予依て其手段を問ひしに、甲田容を改めて言へるは、此事愈よ内決し、下野には小山春山之を引受け、水戸には原任藏之を心得らる。足下をば豫ての御同志と見込て、下總口を引受られ度と推參せり。此手管愈よ定らば、輪王寺宮を奉じて義兵を募らん、四方響の如く應ずべく、事もし成らずば、安藤久世二關老を斬んと決心にて、義氣色に顯はれたり。予も其壯圖には感じたれども、如何にも大事容易ならざれば、念を推して事の次第を質し、是には何か内勅にても奉ぜしかと問ひしに、左る次第にはあらずと云ふ。然らば輪王寺宮には御承知なりたるにやと問ふに、是も御承知には非ず、但事を擧ぐるに於ては之を奉ずるは容易なりといへり。余謂ふに、其事甚だ輕舉にして、實に深謀遠略なきのみならず、凡て浮きたる事の様なれば、篤と

利害を陳べ、凡て斯様の事は十分の準備成算ありてさへ破るゝ例少なからず、彼の頼政が平等院に據りたる如き始末にても知るべし。以仁親王にてさへ馬より落る様の次第にて、中々宮様など擁し奉るとて、意の如く行はるべくも思はれず、所謂仁義變じて氣節となり、氣節變じて客氣と爲るといへる如く、客氣の勇にて輕舉事を謀るは君子の取らざる所ならずや。かゝる見留もなき事にては、同意致し難しと拒みたり。然るに甲田は之を聞て色を作し、豫て御同志と見込て大事をも打明けたるに、御不同意とは怪しかる事かな、此上は刺違ひて死せんとこの事にて、決心色に顯はれしが、段々に談合して解合たり。然るに果して數日の後彼の事件を聞けり云々。

〔水戸藩史料〕

【二六】坂下門外の一擧

義盟の士
ら
び
事
を
擧
ぐる
に
際
して、
坂
下
門
義
盟
の
士
は、
宇
都
宮
側
は、
河
野
顯
三、
水
戸
側
では

平山兵介、黒澤五郎、小田彦三郎、高島總次郎、河邊佐治右衛門、而して江戸に於て加盟したるは、越後の志士、川本杜太郎であつた。

志士變名
彼等は何れも累を他に及ぼさんことを虞れ、左の如くそれぞれ其の姓名を變じた。

- | | |
|---------|--------------|
| 平山兵介 | 細谷忠齋 (二十二歳) |
| 黒澤五郎 | 吉野政之助 (二十歳) |
| 小田彦三郎 | 淺田儀助 (二十歳) |
| 川本杜太郎 | 豊原邦之助 (二十二歳) |
| 高島總次郎 | 相田千之丞 (三十五歳) |
| 河邊佐治右衛門 | 内田萬之助 (三十一歳) |
| 河野顯三 | 三島三郎 (二十五歳) |

以上の七士であつたが、河邊は期を逸して、其場には臨まず、自餘の六士は愈よ其の思を晴らす可く、正月十五日、閣老安藤對馬守の登城を、坂下門外に待ち構

安藤側の警戒

へてゐた、然も安藤對馬守側は、萬延元年三月三日、櫻田事變以來に懲りて頗る戒心する所あり、當日は朔望の登城日にて、雑沓の日であるから、特に警戒を嚴にし、其の供連には、佩強の壯漢三十餘名を撰拔し、駕の左先頭には、徒士頭野田信八、右先頭には、刀番小藥平次郎、其他大小姓十四人、徒士十八人、押方三人、道具方八人、用心堅固に行列を立て、御堀端なる安藤邸を出で、坂下門に向はんとする一刹那、一發の銃聲と同時に、石垣の蔭から六人の志士は、抜き連れて、駕を目懸けて飛び掛らんとしたが、其中の一人が、對馬守の背に一刀を浴せかけたばかりにて、六人は枕を並べて鬨死した。今ま安藤側の記録によれば、

志士躍出

先供にありたる徒士林録次郎は、殿(安藤)を狙撃したる兇賊豊原邦之助(川本杜太郎)を追撃し、徒士殿木常松、高澤幸之丞等之に合す。銃傷に一旦倒れたる松本鍊次郎は、起直り様拔放ちたる長刀を振つて、賊細谷忠齋(平山兵介)、淺田儀助(小田彦三郎)と渡り合ひ、再び頭部に深手して殞れたり。こゝに駈參したる大小姓那須松之助は、一氣に渡り合つて、今や松本の上を下さんとする淺

田の野太刀を横様に拂つて、之と相打てば、急を見たる書翰方友田六藏、徒士目付伊藤東右衛門等に合す。其隙を窺ひたる細谷忠齋は、巧に駕の後方に廻らんとせり。即ち小薬平次郎は、追跡して之を撃ち、押方師岡五百藏は、駆寄つて之を制せるも、賊の一刀は、嗚呼既に殿の駕を貫けるなり。

安藤僅か
に免る

此の如く安藤對馬守は、平山兵介の一刀にて、既に危く一命を失はんとしたが、幸に駕の背當の板蒲團の隔りと、駕の先進する緩みとによりて、切先僅に其の背部を掠むるに止つた。

高島總次
郎奮闘

此れと殆んど同時に、左方よりする賊(相田千之丞即ち高島總次郎)は、死を決して同く駕を刺さんとす。大小姓村上幸之進、同竹尾文藏等これを支ふ。賊はかくて其處に劍を負ひたる儘、逃れて下馬先へ走る。大目付山田彦八これを迎へて、打止めんとしたる、その勢ひづける切先は、帯にしか達せず、刀は空しく地上に剩れり。此時村上幸之進漸く追蹤し來り、山田彦八の氣を抜けるを見て、相田のひるめる腰部より腹部にかけて、貫傷を與へて斃したり。

河野黑澤
亦失敗

之を見ても、随分の激闘であつたことが判知る。

却説左右の背後に賊を受けたる昇夫(陸尺)は、顛倒の氣、平常の如く昇く能はず。駕は地を著くが如くして進めり。對馬守は即ち此機を以て、駕の右方より出で、悠々注視しつゝ、徒歩坂下門に入る。この途中を認めたる他の二賊(三島三郎即ち河野顯三及び吉野政之助即ち黒澤五郎)は、此機逸すべからずの勢を以て、殿(安藤)を追撃せんとす。御後を慕ひし大小姓上坂大五郎、同村上秀治、徒士吉田貞之進等迎へて吉野を撃退し、先進の一賊(三島三郎)は、押方中村茂藏之を追拂はんと務め、道具方藤田重五郎は、長柄傘を以て之を支ふるに際し、仲間頭横山森之助、賊の背後に迫つて、一刀斬り付けたり。時恰も秋山金八郎の合するあり。

斯の如く襲來の賊徒は或は撃退され、或は逃走し、或は殪されて、こゝに全く餘賊の襲來を見ず。それより殿(安藤)は小薬平次郎を隨行せしめて、一先坂下門の大番所に休憩す。(聞老安藤對馬守)

志士志成
らす

尙ほ六人の志士は、何れも決死の士にして、殊に平山兵介は、一刀流の達人、黒澤五郎、高島總次郎は、何れも東禪寺英國公使館の擧に加はりたる者、而して平山の如きは、豫じめ安藤對馬守の行列を視察して、其の嚴重なる備立てを熟知し、それに對する手段も考慮の上であつたが、然も衆寡敵せず、遂ひに志を果さず斃れた。

【一七】 河邊佐治右衛門の自殺

河邊機を
逸す

安藤對馬守は、背後に一刀を浴せられつゝも、辛うじて身を以て坂下門内に逃れた。六人の刺客は、何れも討死した。而して其の義盟の一人、河邊佐治右衛門は如何、彼は當日餘りに早く坂下門外に赴いたから、同志の者、未だ一人も來り居らず、その爲め附近を逍遙しつゝ、あつたが、やがて其の場所に至り見れば、既に

河邊自殺

事終りたる後であつた。仍て直ちに櫻田門外なる長藩主毛利邸に抵り、桂小五郎に面會し、其約を踐まんが爲めに自殺した。

此事件の盟約に加はつて居た水戸人河邊佐治右衛門（號名内田萬之助）は時機に後れて、現場に臨むことが出来なかつたので、深く之を遺憾として、桂小五郎（本戸孝允）に其意中を打明け、且つ後事を委託して、然る後自殺して死ぬると云ふ決心で、長州の櫻田藩邸へ訪ねて來た。其時丁度桂が不在で、奥平數馬が挨拶して、來意を尋ねたり何かしてゐる中に、桂が歸つて來たものであるから、早速桂に面會させ、能く聽き糺して見ると、懷中から斬奸狀を出して、期に後れて相濟まぬから、此所で切腹する、どうか後事を頼むと云うので、桂は死處は今後幾回も來るであらう、今度は思ひ止つて呉れ、潜伏の旅費は、此方で心配するからと懇々説諭した。河邊は中々聞き入れず、今ま少し認めぬものがあるから、姑らく避けて呉れとの挨拶に、奥平も桂も暫時中坐した。河邊は遺言狀等を認め、その儘立派に切腹した。（伊藤公實錄）

自殺實況

尙ほ伊藤博文の語る所によれば、

内田が屋敷の門を入つた頃、丁度吾輩は、海晏寺の方へ散歩に出掛ける積りで、門を出やうとすると、門番めは今浪人みたやうな者が、桂さんを訪ねて参りましたと云ふたけれども、其頃は浪人者などは屢々訪ねて来るものであるから、格別氣にも止めず、さうかと言ふて、それなり外へ出て了ふて、夕方歸つて來た。其頃吾輩は木戸の従者で、有備館に住つてゐたが、有備館には幾間も續いた書生部屋があつて、其一つの部屋には二三人宛寄宿して居たのであるが、木戸は其舎長で、恰も有備館の總裁見たやうなものであつた。其木戸（桂小五郎）の部屋は、講堂から續いて居て、吾輩が歸つて來ると、講堂から木戸が來て、今内田萬之助と云ふ者が訪ねて來て、斯様／＼の次第であると、事の始終を話し、それで自分は懇ろに彼を慰め、どうか死なしたくないと思ひ、酒肴などを侷め、今まで話をして居たところが、中々承知せぬ。そこで自分も共俱君と浪人しても宜い。尙ほ天下に爲すべき事は、澤山あるであらうと云ふ

て、段々説諭して見たけれども、一向承知しない。今猶ほ酒を飲ましてゐるが、少し認める物があるから席を避けて呉れと云ふので、今此方へ出て來たと云ふ話をした。

伊藤博文
の實見

其話をして居る中に、講堂の方で愉快／＼と云ふて、大きな聲で怒鳴つたので直ぐ駆付けて往つて見ると、内田（河邊）は腹を切り、咽喉を横に貫いて、鎧元まで刺透し打伏して居た。併しまだ絶命に至らぬやうであつたから、それで吾輩は襟首を掴へ引起して見ると、水戸の人は、總て長い脇差を指すが、其長い脇差で鎧元まで突き透し、咽喉を横に刎ねんとして力が足らなかつたものと見へ、突き透した儘になつて居たので、血は頻りに吹き出して居る。吾輩は其の脇差を引き抜いて、後方へ寝かしたところが、何しろ出血が非常であるから、其中間もなく絶命に及んだ。

桂伊藤
疑

河邊は實に悲壯の死を遂げた然も彼の懷中せる斬奸書は、やがて天下に喧傳せらるゝに至つた。尙ほ桂と伊藤とは、幕府から嫌疑を受け、一時監視に附され

たが、漸く二個月の後、お構なしのことにて、兩人は自由の身となつた。

【二八】所謂る斬奸書 (一)

斬奸狀本文

河邊佐治右衛門の手より、桂小五郎に交付したる斬奸狀は、實に左の通りであつた。

井伊刺殺の動機

申年(萬延元年)三月、赤心報國之輩、御大老井伊掃部頭殿を斬殺に及候事、毛頭奉對幕府候て異心を挾候儀には無之、掃部頭殿執政以來、自己之權威を振ひ、奉蔑如天朝、只管夷狄を致恐怖候心情より、慷慨忠直之義士を惡み、一己之威力を示さんが爲に、専ら奸謀を相廻らし候體、實に神州之罪人に御坐候故、右之奸臣を倒候はゞ、自然幕府におゐて御悔心も被爲出來、向後は天朝を尊び、夷狄を惡み、國家之安危、人心之向背に、御心を被爲付候事も可有之と存込、身

命を投候て及斬殺候處、其後一向御悔心之御模様も相見不申、彌御暴政之筋而已に成行候事、幕府之御役人一同之罪には候得共、畢竟御老中安藤對馬守殿第一之罪魁と可申候。

井伊大老刺殺の動機を説き、進んで安藤に及ぶ、此の文書は、水戸の志士原市之進の筆になつたと云ふ、原は藤田東湖の親類にして、東湖に器重せられ、後には一橋慶喜の懐中小刀となりたる者。

安藤奸謀

對馬守殿、井伊家執政之時より同腹にて、暴政之手傳を致され、掃部頭殿死去之後も、絶て悔悟之心無之而已ならず、其奸謀讒計は、掃部頭殿よりも趨過し候様之事件多く有之。

安藤對馬守が、罪魁である所以を説く、安藤の罪は、井伊と同罪にして、更らに過ぐるものあるを云ふ。

正義の士抑壓

兼て酒井若狹守殿と申合、堂上方に正義之御方有之候得ば、種々無實之罪を羅織して、天朝をも同腹之小人而已に致さん事を相謀り、萬一盡忠報國之志

烈敷、手に餘り候族有之節は、夷狄之力をかり取押へるとの心底顯然にて、誠に神州之賊とも可申。

安藤の罪狀を説く。

前途憂懼

此儘に打過候ては、奉惱寂慮候事は、申に不及、於幕府も御失體之御事而已に成行、千古迄も汚名を被爲受候様に相成候事、鏡にかけて見る如く、不容易御儀と奉存候。

前途の事憂懼に勝へなむ。

時機切迫

此上當時之御模様之如く、因循姑息之御政事而已にて、一年送りに被爲過候は、近年之内に、天下は夷狄亂臣之ものと相成候事、必然之勢に御坐候故、旁以片時も寢食を難安。

時機愈よ切迫の事を云ふ。

斬殺の要

右は全く對馬守殿奸計邪謀を専らに被致候所より指起り候儀に付、臣子之至情難默止此度微臣共申合、對馬守殿を斬殺申候。

罪狀の逐一

以上は對馬守の以て斬殺せざる可からざる所以を云ふ。

對馬守殿罪狀は、一々枚舉に不堪候へ共、今其端を舉て申候、此度皇妹御縁組之儀も、表向は天朝より被下置候様に取繕、公武御合體之姿を示し候得共、實は奸謀威力を以て、奉強奪候も同様之筋に御坐候故、此後必定皇妹を樞機として、外夷交易御免之勅諭を推て申下し候手段に可有之。

右は其の罪狀の逐條議である、如何に和宮御降嫁の一件が、當時の志士の眼中に映じたるかは、之を見て自から分明だ。

廢帝古例調査

其儀若し不相叶節は、竊に天子之御讓位を奉讓候心底にて、既に和學者共に申付、廢帝之古例を爲調候始末、實に將軍家を不義に引入、萬世之後迄、惡逆之御名を流し候様、取計候所行にて、北條、足利にも相越候逆謀は、我々共切齒痛憤之至、可申様も無之候。

此の廢帝の一件は、當時の志士専ら之を信じ、世上一般に通行せられたる風説であつた、但だ安藤には積極的に自から進んで廢帝杯と申す恐ろしき企謀の

存在す可き筈もなかつたが、然も孝明天皇には、屢々御讓位の御沙汰あらせられたる程にて、承久、元弘の故例は、安政年間から當時に到る迄、幕吏の口より往來漏れ來りたる言なれば、斯る風説の流行も、強ち不思議でもなく、意外でもなかつた。

【二九】 所謂る斬奸書 (二)

外夷親睦

扱又外夷取扱之儀は、對馬守殿彌增懇勸丁寧を加へ、何事も彼等が申處に隨ひ、日本周海測量之儀、夫々指許し、皇國之形勢悉く彼等に相教へ、近頃品川御殿山を、不殘彼等にかし遣し、江戸第一之要地を、外夷共に渡し候類は、彼等を導き、我國をとらしめんも、同然之儀に有之、其上外夷應接之儀は、段々指向にて、密談數刻に及び、骨肉同様に親睦致候て、國中忠義憂憤之者を以て、却て仇

敵之如くに忌嫌ひ候段、國賊と申も餘りある事に御坐候故、對馬守殿長く執政被致候は、終には天朝を廢し、幕府をたふし、自分封爵を外夷に請候様相成候儀、明白之事にて、言語同斷、不届之所行と可申候。此處が斬奸書中の、尤も力を籠めたる一節だ。此れは安藤信睦其人に取りては、頗る迷惑の文句であるが、當時有志者一般には、正しく斯く信じたものと思はるゝ。

安藤久世の比較

但だ事實は安藤其人は決して斯る大奸物でなく、彼は單に小才子に過ぎず、泰平の時節には、外相の椅子に就ても、さまでのへまはやらぬ丈けの才智、伎倆の持主であつたに相違ない。久世、安藤の兩人を比較すれば、安藤は兎角才氣が迸り出づる稟性があり、久世は何事も鼠色にて、白ともつかず、黒ともつかず、順潮にも、逆潮にも、追手にも、向ふ風にも、甘く船の舵を取りて行かんとする老翁の漢であつたから、世間の非難は、安藤一人にて引き受くることとなつて來た。此れは當人に取りては、寧ろ氣の毒であると云はねばならぬ。

シイボルト
ト雇聘

既に先達てシイボルトと申醜夷に對し、日本之政務に携り吳候様相頼候風評も有之候間、對馬守殿存命にては、數年を不出して、我國神聖之道を廢し、耶蘇教を奉じて、君臣父子之大倫を忘れ、利慾を尊び候筋而已に落入、外夷同様、禽獸之群と相成候事疑なし。

シイボルト雇聘の如きは、幕府に取りては、恐らくは尤も機宜に適したる所作の一であつたかも知れない。それを斯く色眼鏡にて見られては、安藤其人もたまらな。

災禍防止
の要

微臣共痛哭流涕大息之餘り、無餘儀奸邪之小人を令殺戮、上は奉安天朝幕府、下は國中之萬民共夷狄に成果候所之禍を防ぎ候儀に御坐候。

公邊に異
心無し

讀んで此處に至りて、此文は正しく水戸人の手に成りたるを知る。天朝幕府と一口に云うてゐるが、水戸は天朝を尊ぶが目的にして、幕府を倒すが主旨ではなかつた。此の意味に於て、水戸は孝明天皇御一代の二十年間を始終してゐる。毛頭奉對公邊(幕府)異心を存候儀には無之候間、伏て願くは此後之所、井伊、安

藤二奸之遺轍を御改革被爲遊、外夷を掃攘し、叡慮を慰め給ひ、萬民之困窮を御救ひ被遊候て、東照宮以來之御主意に基き、眞實に征夷大將軍之御職を、御勤被遊候様仕度、若も只今迄之儘にて、弊政御改革無之候は、天下之大小名各幕府を見放し候て、自分々々之國のみ相固め候様に成行候は、必定之事に有之候。外夷取扱さへ御手に餘り候折に相成候て、如何御處置被遊候哉。攘夷論を眞甲に翳して、幕府に打ちつかる。或る意味に於ては、癸丑甲寅(嘉永末安政始)の際に於ける水戸齊昭の意見などよりも、幾倍の過激論と云はねばならぬ。此れは畢竟幕府の親外政策に反撥して、此の如き過激論を挑發せられたる結果となつたものと見る可きであらう。

皇國危急
の時節

當時日本國中之人心、市童走卒迄も、夷狄を惡み不申ものは壹人も無之候間、萬一夷狄誅戮を名と致し、旗を揚候大名有之候は、大半其方へ心なびき候事疑無之、實に危急之御時節と奉存候。

此れも亦た杞憂の一。

幕府改心の要

且皇國之風俗は、君臣上下之大義を辨じ、忠孝節義の道を守り候風習に御坐候故、幕府之御處置、數々天朝之叡慮に相背き候處を見受候はゞ、忠臣義士之輩、一人も幕府之御爲に、身命を抛ち候もの有之間敷、幕府は孤立之御勢に御成果可被遊候、夫故此度御改正之有無は、幕府之御興廢に相係り候事に御坐候故、何卒此義御勘考被遊、傲慢失禮之外夷共を疎外し、神州之御國體も、幕府之御威光も相立、大小之士民迄も、一心合體候て、尊王攘夷之大典を正し、君臣上下之義を明にし、天下と死生を俱に致し候様、御處置希度、是則臣等身命を抛ち、奸邪を誅戮して、幕府要路之諸有司に懇願愁訴仕候所之微意に御坐候、恐惶謹言。

斬奸書の効果

以上の書類は、各志士の懐中にあつたのを、幕府では故らに陰蔽せんとしたが、端なくも前記の如く、河邊佐治右衛門が、之を長藩の桂小五郎に手交したので、遂ひに天下に隠れなく、脛なくして千里を奔ることゝなつた。而して此の斬奸書が、如何ばかり當時の志士を鼓舞したるかは、固より想像する迄もなし。

1107 負傷せる安藤對馬守

安藤の事變屆出

安藤對馬守は、仕合せに一命を全うしたが、然も其の無形的打撃は、決して少小では無かつた。

今朝登城掛、坂下御門外下馬先手前にて、狼藉之者、鐵砲打掛、七八人程、拔身を以左右より駕へ切附候に付、供方之者防戦致、狼藉之者六人討留め、餘之者逃去申候。拙者義取押方差圖致候内、少々怪我致候に付、坂下御門御番所にて、手當致候得共、出血も有之候に付、一先歸宅仕候。供方之者、手負之者有之候間、追て相糺御届可申上候。以上。

戊(文久二年)正月十五日

安藤對馬守

井伊の寫で間に合

此の如く當面の不首尾を取り繕うたる文句もて、届書を出したれども、十目を見る所、十手の指す所、如何にも嚴なるものがありて、當時の落首では、届書は井

伊の寫で間に合せの一句もて、之を冷嘲してゐる。坂下事件を去る約二年前、櫻田事件に際し、井伊掃部頭の名をもて、差し出したる届書は、左の通りだ。
 今朝登城掛け、外櫻田御門外松平大隅守門前より、上杉彈正大弼辻番所迄之間にて、狼藉者鐵砲打掛け、凡貳十人餘り拔連、駕を目懸ヶ切込候に付、供方者共防戦致し、狼藉者一人討留、其餘手疵深手等爲負候に付、悉く逃去申候。拙者儀捕押方指揮致候處、怪我致候に付、一と先歸宅致候。尤供方手負死人、別紙之通御座候。此段御届申達候。以上。

三月三日(萬延元年)

井伊掃部頭

朝廷への
事變奏上

如何にも互ひに似合つてゐる。但だ届主の井伊直弼は、幽靈であつたが、安藤信睦は、現世の人であつた相違があるばかりだ。此れは安藤が井伊の先例に懲りて、其の警戒を嚴にしたからであつた。
 尙ほ朝廷には、此の事變は、正月廿七日を以て、奏上した。

正月二十七日、廣橋一位(光成)殿言上(所司代より附武士に示達の書)

去十五日朝對馬殿登城掛け、坂下御門下馬所手前にて、狼藉者鐵砲打掛け、七八人程拔刀を以、左右より駕籠へ切掛候付、供方之者防戦致し、狼藉者六人討留、其餘は逃去、尤對馬殿儀、捕押方等指揮被致候内、乍少々怪我出血等も有之候付、一と先歸宅被致候。

一 對馬守怪我は誠に聊之事に候。

一 對馬殿へ及、狼藉候者共は、不殘死亡致し、睨とは不相分候得共、水浪殘黨之者之由相聞候。

一 對馬殿家來手疵請候者九人、右之内深手之者五人、淺手之者四人有之候。右之通年寄衆より申來候間、爲心得相達候事。

正月廿六日

右之趣酒井若狹守申越候に付、此段申上候。(内覽文書寫)

流言蜚語

尙ほ當時交通の不便に加ふるに、蜚語流言の甚だ行はれたる際なれば、世間で

は井伊同様、安藤も討たれたるものと認定したらしく、乃ち水藩志士住谷寅之介の日記を見るも、

二十七日(正月)對州も彌去る十七日死去の沙汰、

とあり、同二月四日は、

對州今以死生不相分。諸方へは多分死去の趣申來候よし、

同七日には、

對州も多分死去に突留候事、

とあり、同二十三日には、

邸外には對州死候沙汰あり、邸中にては不死沙汰あり、養子願出候は相違無之よし、

とある。又た水戸藩鈴木大の日記にも、正月廿九日の項に

安藤は彌十八日(正月)死去之由、右妾の弟え妻より運有之由説有之候事、

とある。されば斯る風説は、廣く世間に傳はつたものであらう。

然るに同鈴木大の日記には、二月六日の項に、

一 安藤對州疵平癒之處、二日方に少々痛み、又々淡膿疵の脇より出候に付、

三日には醫者をとるかへ候騒の由也、

とあり、又た、

安藤辭せ

一 安藤中々辭職願候様之景色も無之由にて、其申聞之趣にては、幸に死を免れ候間、其時死し候つもりにて、今一度罷出、諸事取計ひ候氣合之由に御座候。

安藤の傷

とある。尙ほ安藤の傷は、

背椎、十四椎之處に、幅一寸深一寸の刀突疵、其上之方に至て淺疵一ヶ處、頬のところへ薄疵一ヶ所、都合三ヶ所の事に御座候。背椎の疵一ヶ處、戸塚靜海二針相縫申候。其他は膏藥のみにて、相治候事に御座候。

林 洞 海

戸 塚 靜 海

とあれば、其の負傷は決して致命傷ではなかつた。然も焉んぞ知らむ。精神的には、此れが致命傷とならんとは、

當日諸侯の警戒

今日(正月十五日)公(水戸慶篤)にも御登城の處下馬下にて尾紀の御供は遂に屋敷へ人を遣し、御歸之節は紀州はかげ供六十人也。四十人御駕籠の前後左右二十人、御箱邊へ立、或は馬乗袴或は立付け等にて、御行粧もたぐひ無之仕合也。殊に尾紀御供は皆草鞋に相成候。然る所御家計は平常之通りに候。扱此義は公にても能く御了簡被遊、御供を増し候義は、御意地に御なり不_レ被_レ遊候様也。既に元日も大雪に付御供と不_レ申、御床机廻杯物見に出候は可_レ宜と申上候處、尊慮に用心いたし候ならば、登城不_レ致候方宜敷候。登城致候からは、供を増し候も無益也。且被_レ打候日には、大勢にても、小勢にても同様也とて夫切りに相成候。今日も少々も御供を増し候杯申内に御歸に相成候處、尾紀様御同道にて御家計は誠に少人数に候得き。(鈴木大日記)

【二】 至尊の御述懷書 (一)

主上宸憂 櫻田事件、坂下門事件等に就て、如何に孝明天皇は、宸慮あらせられたる乎、一條忠香公手録を按ずるに、

坂下門外變事被聞食、時勢御歎息、元來思食、方今思食被表候御一帖左の通として、宸翰の寫を掲げてゐる。此れは當時堂上の面々へは、禁中に於て拜見を許されたれども、書寫等の儀は、一切御停止となりたるものだ。(坤儀華正錄)

時勢嘆息 宸翰

夫聖人に非るよりは、内安ければ必外の患有りと、方今天下二百有餘年、至平に慣れ、内遊惰に流れ、外武備を忘れ、甲冑朽廢し、干戈廢鋪す。卒然として夷狄之患起て、不能應之。終に癸丑甲寅の年より、有司益駕御之術を失し、事模稜多し。

「事模稜多し」の一句、洵に幕吏の一大病所に申る。

戎虜交易

是を以戎虜不知所恐懼、求微無贖條約を定め關市を通せん事を請ふ。幕府因循不能拒其請、丁未の年以旗下小吏奏聽、朕知其誣罔斥之。

此れは安政四年十二月十四日林大學頭津田半三郎上京して、外國措置を奏し、勅許を得んとしたことを陳べ玉ひたるものである。

神州陸沈

翌巳(按するに午)年二月幕府以老吏堀田備中守及二三小吏登京事情を陳じ、切請不止朕熟案古今夷狄之憂雖不少、近年之如く甚は、未有之也。若一旦親狎之、膾流穢漲神州陸沈し、朕が世に至て、初て金甌を缺ば、何以先皇在天之靈に謝せんと、深謀遠慮し、群臣に咨詢するに、皆其不可なる事を白す。又列藩内密上言之者不少。

旗下小吏とは、川路聖謨、岩瀬忠震等のこと。以上は堀田正睦上京前後の事である。

一身の安を顧はず

乃幕府に命じ、天下之大小名に令し、務て時宜を陳せしむ。然るに幕府命を抗し、肯て之を天下に傳示せず。朕深憂慮し、未だ處置すること不有。於是群臣八

十八人奮然として奏狀を以て、朕が意を贊す。(參照 朝幕交渉篇 八三、八四) 又或曰朕若幕府之請に不從ば、必承久元弘の事を爲さんと、然れども朕何ぞ一身のことを以て、祖宗の天下に易んやと、卒に重て命ずるに前令を以し、次で幕吏を返らしむ。

以上は堀田正睦が要領を得ずして、歸府したる顛末である。

幕吏專斷通商

又使を發し、幣を三社に奉じ、戎虜國體を汚すことなく、人民其生を安せんことを祈請す。庶幾は弘安の先蹤を繼んと、豈圖らんや。旬日之間、幕吏朕命を不用、遂に條約を定め、通商を許し、片紙を以て奏曰、時勢切迫不得止事也と。

此れは井伊大老が、宿次奉書もて、ハリスと條約締結調印の旨を上奏したる事である。

一々聖慮に従はず

朕殊に其侮慢非禮を怒と雖も、未遽に是を讓責せず、三家家門或は大老を召し、其仔細を尋ねんとす。然るに尾水越其二三名藩臣を籠居せしめて、又嘗て命を奉せず。

事實は全く此の通りであつた。

次で前將軍(家定)薨せり。又忠言するもの有り。曰嗣子幼若將軍に任ずることなく、暫其爲す所を見て、而後任之よと。然ども直に其職に任じ、其人を以て其職を盡さしめんとす。然るに將軍幼若有司柔惰、朕が意に稱ふ事を不知、嘗て攘夷の念なく、却て之を親昵し、剩へ正義の士を排斥す。

是亦た事實である。

三家三卿
召せども
來らず

朕其三家三卿等を召せども不來、剩へ正義之名藩臣を退隱或は禁錮せしめ其積鬱之餘、激して變を生じ、外夷其虚に乗せんことを過慮し、特命を幕府水府に下し、天下の大小名同心合力、幕府を輔佐し、内奸吏を除き、諸藩勤王の志を慰し、外黠虜を攘ひ、各國窺視の念を絶せしめんとす。

以上は所謂る安政戊午八月八日の勅諭が、水戸及び幕府に降下せられたる事情である。恐れながら幕府側では、此の勅諭は至尊の命を矯めて、二三の者が降下せしめたるものと認め且つ稱したが、之を拜讀して、如何に此事が至尊の思

召に出でたるものであつたか、判知る。固より他に參翼し奉りたるものはあり得可しとするも。

【三】 至尊の御述懷書 (二)

公武不和
の懸

主上には安政戊午八月八日勅諭下降の事に付き、其の結果が意想外であつたとして、左の如く宣べ玉うた。

然るに皆朕が意を體し、其命を海内に示傳し、天下一心戮力、徳川を輔佐し、外夷征殄の議を不興、却て公武不和の難を醸す。朕深く之を憂ふ、其間事々紛々盡く言ふべき事難し。

而して更らに具體的の事實を、左の如く擧げ玉うた。

然れども其一二を言んに、人々以爲らく、幕府如此衰弱不振、戎狄如此猖獗不

事多く不
如意

懲然則外患何時止まん、神州正氣何時回復せん、人民何時生を安せん、是豪傑英雄の將にあらずんば治むること不能と、三家三卿の中一橋刑部卿は、其英雄なるを以て、之をして其職に當らしめば、寧よく大事を成就せんと、是以草莽有志の士、其事に周旋奔馳するものあり、又其間奸猾其意を快くせんとするものありて、事多く朕が意の如くならず。

良とに宸言の通りであつた。

不日にして間部下總守登京、幕命を以て、凡て天下の事を論ずる者一切を縛收して、之を江戸に下し、次で四大臣（鷹司父子、近衛、三條）落飾幽居し、正議の士、是に於て盡く。

正義の士
退けらる

間部の暴施、良とに此の如し。

下總守幕議を白して曰、條約押印のことは、先役備中守（堀田正睦）の所爲にして、當役の知る所に非ず、即今條約を返し、通市を止むる時は、外國に不信を傳へ、彼が怒を激し、異變不測に生せん、環海武備未だ充實せず、且大奸内に在り、

間部の言
白

若外患起らば、内憂之に乗せん、然らば忽ち天下土崩瓦解、如何とも爲すべからざるに至るべし、希は幕府の申す所に従ひ、姑く天下の時勢を覽せんことを、必不經年して、戎虜を掃絶し、神州の正氣を回復せんと。

以上は正しく間部其人が朝廷に向つて諫奏したるところ、其の巧言飾辭は、今ま一々之を指摘する迄もあるまい。

枉て其請
に任ず

是以朕不得止事、枉て其請に任せ、以て天下の事勢を見る。此の「不得止事」の四字に著眼せよ、恐れながら主上の御心事は、此四字に盡してゐる。

櫻田事變

其後庚申年三月三日、水府浪士井伊掃部頭を刺の事あり、其所爲は亂暴に似たりと雖も、其所懷中の狀書を視て、其意を察すれば、深く外夷の跋扈を憤怒し、幕府の失職を死を以て諫むるにあり、是朕が嘗てより所憂也。

櫻田事件に就て、主上の明鑒此の如し、彼等亦た以て瞑す可し。

外人刺殺

又其後年墨使を刺し、又東禪寺の件々、皆其意斯に基けり。

墨使とは翻譯官ヒュースケンのこと、東禪寺は英國公使館打入のこと、何れも既記の通りだ。〔參照 開國初期篇 七九―八一及九九―一〇二〕

其餘外夷の陸梁なる、對州の事、二個國相増事、兵庫より陸行江戸に至の事、海岸測量、殿山を借與の事等、朕一々幕府に其然らざる事を責れども、幕吏奏曰、是皆一時の權宜にして、浪華開商延期の術策なりと。

二個國相増事とは、葡萄牙、普魯西との條約締結を云ふ、兵庫より陸行云々は、英國公使アルコックが、東海道を經、富士登山して江戸へ赴いたことを云ふ。所謂「一時の權宜」此れが幕府の口吻だ。

和宮降嫁

又奏請曰、外夷を掃殄するに、天下一心戮力にあらずんば爲し難し、故に和宮を以て、將軍に尙し、公武一和を天下に表し、而後戎虜勦絶に可及也、不然ば公武の間を隔絶せんとするの奸賊ありて、外夷拒絶に及び難しと。

惟ふに幕吏の心中は、決して此の如きでは無かつた。彼等は攘夷の爲めではない、幕府の爲めに、和宮の御降嫁を乞うたのだ。然も此の如く奏請せざれば、主上

の御心を動かし難きことを知つてゐたから、斯く申上げたるまでのことであつた。此れも幕吏の慣用手段だ。

【三】 至尊の御述懷書 (三)

主上には和宮御降嫁の件に付き、左の如く仰せられた。

忍び難きを許す

朕念ふに先帝遺腹の妹を以て、百有餘里の外に嫁し、而も古來未曾有之武臣に尙せんこと、朕が意實に忍びざる所也、然るに幕吏切に内外の事情を陳述し、朕が憐を請て不止、朕も意に不忍と雖も、祖宗の天下の事には代へ難しと、意を決して、其請を許し、十年を不出、必然外夷掃除の事を命じ、且海内大小名に朕が意を傳示し、武備充實せしめんとす、幕吏連署奏狀し、皆朕が命を聽く、故に去冬和宮入城の事に及びべり。

以上は和宮文久元年十二月十一日千代田城大奥御入輿の事に及びたる次第を宣させ玉うた。

安藤刺殺の件

然るに今春に至り(文久二年正月十五日)幕吏安藤對馬守浪士の爲に刺さる。是等皆掃部頭を刺せし者と、同意の者にして、如此輩は、死を視ること歸するが如く、實に勇豪の士也。

至尊より此の如き御言葉を忝くす、櫻田、坂下の義士、實に死して朽ちざるものと云はねばならぬ。

愛むべきの士

嗚呼此輩をして少く其憤鬱する所を伸べしめて、諭すに丁寧誠實の言を以てして、暫く其勇氣を儲へしめ、他日非常の變に用ひ、其をして先鋒たらしめば、堅を衝き鋭を挫くに於て、何の難きことかあらんや、誠に愛むべきの士也。如何にも深切、愛惜の宸衷を拜察し奉る、百歳の下、尙ほ御聲を拜聽するの心地する。

大變激生を受ふ

然るを幕府意を斯に不著、日夜猶其餘黨を索る、是唯に怨を天下に構へて、事

に於て益なく其本に反らずして、只に威力を以て制せんとす、是を捕れば殃又斯に生じ、天下之變止む時なく、終に大變を激生するに至らん、是朕が深く憂慮する所也。

如何にも御尤の御言である。

開翌十六日(文久二年正月)將軍拜廟の事あり、有司前日の變を以て、拜廟の事を延引せんと請へり、然るに將軍嘗て拜廟の事を不廢して之を行へりと、朕其寬量を愛し、因て思ふ、庚申(萬延元年)三月以來、九門外に守兵を置き、又關白邸亭にも兵士を置、或は參朝に密々武士を具して、非常に備ふと、是等朕深く慚憂する所也。

以上は至尊の宸衷を披瀝遊ばされたる一端である。

因て又思ふに往年三社に奉幣せし以來、神州の汚穢を洒掃せんことを、朝夕禱請して、又法樂をも至今猶之を行ふ、庶幾くは以て前の志願を全うして、之を終んと。

汚穢洒掃禱請

更始一新の御望

是れ亦た宸衷の一端、至尊の至誠惻怛、國家の憂を憂とし玉ふ所、眞に恐れ多し、去年元を改め、天下と與に更始す。公主既に尙し、公武實に一和す。此時に迨んで、既往は咎めざるの教に由り、天下に大赦し、三大臣の幽閉を免じ、列藩臣の禁錮を赦し、有志の士の連座せる者を放んことを、速告幕府、以て此舉を行しめよ。是朕所深欲也。

更始一新の政、實に至尊の惓々の宸衷、拜讀し來れば、感激に勝へざるものがある。三大臣とは、鷹司父子、近衛等を云ふ。列藩臣は、尾水越其他を云ふ。

攘夷十年を期す

爾後天下心を合せ力を一にし、十年内を限り、武備充實せしめ、斷然として夷虜に諭すに、利害を以てし、一切に之を謝絶し、若不聽速に、膺懲之師を舉、海内の全力を以て、入りては守り、出ては制せば、豈神州の元氣を恢復せんに、難きこと有んや。

以上は至尊御志趣の存する所を、宣し玉うた。十年内とあるは、幕府からの保證條件であるからだ。

天皇親征の御志

若不然して、惟に因循姑息舊套に従て不改、海内疲弊の極、卒には戎虜の術中に陥り、坐しながら、膝を犬羊に屈し、股鑿不遠、印度の覆轍を踏ば、朕實に何以か先皇在天の神靈に謝せんや。若し幕府十年内を限りて、朕が命に従ひ、膺懲の師を作さずんば、朕實に斷然として神武天皇、神功皇后の遺蹤に則とり、公卿百官と、天下の牧伯を帥ゐて親征せんとす。卿等其斯意を體して、以て朕に報せんことを計れ。

所謂る常山の蛇勢、終局の一節は、實に維新興國の鴻謨の曙光たるに幾し。唯だ此の如き大氣魄が、我が孝明天皇に在せし故を以て、維新回天の事業は、種々の困難に遭遇したるに拘らず、逐次其の歩を轉じ來つたのである。

第五章 清河八郎の運動

〔二四〕 文久年間の新現象

薩長兩藩
運動開始

抑も文久年間に到りて、和宮御降嫁を一段落として、公武合體の實を擧げ得たりと、幕府側では安心の隙もなく、安藤對馬守の要撃あり、天下愈よ多事の兆候を現し來つた。此時に際して、薩長二藩が、各自に藩の名若しくは藩主の名によりて、運動が開始せられ、又た藩若しくは藩主を代表せず、各個の志士としての所謂有志浪人の運動が出で來つた。即ち分類すれば、長藩の運動、及び有志の運動である。而して有志の運動中には、薩長二藩の急進派も、自から聯絡を持つてゐたことは、固より云ふ迄もなし。

各藩内の
急漸兩派

長と云ひ、薩と云ひ、必らずしも其の藩論が一致するではなかつた。何れも其の藩内に於て、急漸の二派があつた。而して勿論其藩の代表的意見は、漸進的、若し

くは妥協的なる公武合體論であつた。長に於ては藩の重役長井雅樂の開國遠略の意見書として、それが出で來つた。薩藩に於ては、藩主の父島津久光の朝主幕從公武合體論として、それが出で來つた。然も長井はやがて藩士中の急進派即ち概して吉田松陰門下の連中より排斥せられ、其の意見書と與に、長井彼自身も葬り去らるゝこととなつた。

薩長藩論
一變

即ち長の藩論は、長井の開國遠略的の公武合體から一變して、周布を首として、松陰門下の高杉、久坂等の攘夷尊皇論に一變した。云ひ換ふれば、長藩は藩論として、急進的傾向となつて來た。之に反して薩は、折角孤島幽囚の中から召喚せられたる西郷隆盛も、殆んど嚴科に處せられんとし、前に倍する酷刑もて重ねて遠島の身となり、又た其の藩士の最急進派たる有馬新七、田中謙助其他の面々は伏見寺田屋にて斃れ、若しくは生存する者共も、それ〴〵處分せられ、藩論は全く島津久光の意見通りに纏つた。

薩長協調
の困難

元來兩雄並び立ち難き際に於て、薩と長とは均しく公武合體と云ひ、均しく尊

皇攘夷と云ふも、其の緩急、疾除を殊にしてゐたから、其の歩趨も、自から同一なることは、全く不可能でなければ、餘程困難であつたに相違ない。此の如く兩藩の自然的、若しくは必然的競争、嫉妬ばかりでなく、其の意見の相違を見るに於ては、何等かの機會にそれが破綻を見ることは、殆んど免れ難き運であり、數でありと云ふも、過言ではあるまい。固より兩藩に於ても、大局を見るの明識の士無きにあらざれば、相互ひに強めて正面衝突を廻避するに努力したらんも、人事は必らずしも識者の思ふ様には動かない。

有志浪人
の介在

それに此の兩藩の間柄を、一層面倒ならしめたる動機は、有志浪人等が、其間に介在したることであつた。此の有志浪人等は、井伊大老安政の大獄以來、一時影を戢め、跡を潜めたが、それもほんの轉瞬の間にて、やがて櫻田事件となり、東禪寺英公使館襲撃事件等より、續いて坂下門事件となり、各地の志士は期せずして、時機の到來を待ち、遂ひに田中河内介、清河八郎等によりて、四方有志の遊説となつた。而して此の有志者の中には、其の意見が、其藩に容れられざるが爲め

に、故らに浪人となりたるものもあり、又た藩士として一個人の資格にて、立ち働らきたる者もあり、或は薩長二藩士中の最急進派も、自から此の仲間に加盟せざるまでも、それと聯絡を取るに到りたる者も少くなかつたことは、是れ寔とに必然の趨勢と云はねばならぬ。

長州急進派本營となる

但だ長、薩、有志の三派の運動は、遂ひに長が藩論として、急進に傾きたるが爲めに、長は自から急進派の本營となり、諸國の浪士は勿論、急進派の縉紳さへも、長藩の庇護の下に投じ來る様になつて來た、此れは後から生じたる現象であつたが、然も其の兆候は文久の初年から出で來つた。

以上略記したる要領を、最初に呑み込みて、而して後其の大勢の推移を釋れば、糾紛錯綜したる局面の變化、權力の葛藤も、自から刃を迎へて解明することが容易であらう、此れより次を逐うて、先づ有志浪人の運動から説き出さむ。

尊王攘夷の主張者

封建の積弊

尊攘の功名利達の機

尊攘黨の種々人種

抑も幕府封建の制度を鞏固にして、百般の事物を規矩の中に置き、貴賤上下を格式の間、拘束して、嚴に社會の秩序を定め、以て二百有餘年の久に及びたるが爲に、官職秩祿みな世傳して、動く所なく、英才明智の人物ありと雖も、其驥足を展ばずの地を得ること能はずして、空く槽檻に伏し、徒に執持長袖の輩をして、社會の上流に威福を恣にせしめたり。左れば、何にもあれ、苟も事變あるに逢はば、大に氣勢を吐て我平素の鬱抑を伸ばさんと希ふは當然の事にして、所謂希事好功の士は、封建の世に多しとは、即ち是なり。此輩にして、攘夷は功名を達するの機なりと思はば、攘夷をも唱へん、尊王は榮達を計るの地なりと思はば、尊王をも唱へんこと、決して怪しむに足らざるなり。況や其平生の教育は概ね尊王攘夷に在りしに於てをや。當時幕府の名士水野筑後守が眞に攘夷説を妄信する輩は、恐るゝに足らず、攘夷を名として、尊王を説き、其志を伸ばさんと欲するもの、恐るべきなりと云ひしは、眞相を看破せるの名言なりと云ふべし。試に此の尊攘黨は、如何なる種類の人物より成立たる乎を視よ。先づ開國論の本城たる幕府にては、開國説は總に閣老參政并に當路有司の間に行はるゝ而已にして、其非職の輩に至りては、攘夷説を執て以て、幕閣の政略に反對せる者も少なからざりき。次に諸藩の國內に於ては、其家老頭人等の如き政治に關係せる役人は、大抵幕命を遵奉して、開鎖は其令に従ふべしと議したれども、其他は概ね皆寧ろ幕令に背くも攘夷すべしと、藩議に反對せる者の多かりしに非ずや。

其他諸國の浪人處士の如き、みな世に容れられずして、鬱鬱せる輩は、概ね攘夷説を喜びて、一人として開國説を云ふもの無かりき。故に京都に於てさへ、攝關議傳の官員派には、開鎖は幕府に委するの論ありしも、是を論破して其意の如くならしめざりしは、非職若くは薄祿の公卿にてありき。是を約言すれば、攘夷論は薄祿非職の士流に盛にして、厚祿奉職の上流に鮮かりしは、是れ京都及び諸藩の間に於て、文久元年ごろの状況なりき。

然るに文久元年の秋頃よりして、諸國より出京したる攘夷黨は、公卿の攘夷黨と合體して、其勢力を得たるに由り、京都の威權は、全く攘夷黨の左右する所となるに及びたれば、彼の諸藩の士籍を脱したるもの、及び其他の有志者は、皆浮浪の名稱の下に一括して、専ら過激の政論を主張し、其勢は延て關東に及び禍機一たび潰裂せば、底止する所を知らざるの危に類したりき。而して幕閣は益々是を處するに苦しみ、殆ど策の出るを知らざるに當り、此時よりして時勢を左右するの機軸と成りたるは、實に薩州長州の二藩なりとす。(幕府衰亡論)

【三五】 清河八郎 (一)

有志中の
較著者

清河四方
の志

抑も浪人有志の中にて、尤も較著なる働きを做したるは、清河八郎、田中河内介を挙げねばならぬ。その中にも、清河の運動を以て、最も効果的とせねばならぬ。清河八郎は天保十年羽前國東田川郡清川村に生る。本名は齋藤元司、自から地名によりて清河八郎と稱した。少にして不羈、弘化四年十八歳のとき家を脱して江戸に赴き、東條一堂に學ぶ。而して同門の士、安積五郎と相得、兄弟の義を結ぶ。嘉永元年東海道を経て京都に赴き、關を拜し、勤王の志を起し、大阪、岡山、廣島等を巡遊し、歸途は高野、奈良、山田等を経、其の見聞を廣め、其の志氣を養うた。やがて郷に還つたが、更らに四方の志禁じ難く、強ひて父母の許を得、路を北越に取、再び東條一堂の塾に寓し、傍ら千葉周作に擊劍を學び、更らに安積良齋に接し、其門に入り、遂ひに昌平爨に遊び、四方俊秀の士と交る。同六年三月故郷に

還り、奥羽二州を経て、北海に航し、蝦夷の形勢を探り、歸途總房地方を經、窃に畫策する所あつた。

江戸ト居

名譽天下に聽ゆ

幕府の注意人物となる

斯くて居を江戸三河町にトし、家塾を開き、子弟を教授したが、自から思ふ所ありて歸郷し、母を奉じて、安政二年の三月、西遊の途に上り、北越より伊勢神宮に詣り、京都を經、四國、九州に赴き、還りて大阪に至り、江戸に入り、又た歸郷した。爾來故山に獨居し、心を著述に委ねた。芻蕘論、兵鑑、四書贅言等は皆な當時に成つた。而して幾もなく復た江戸に出で、駿河臺及びお玉ヶ池に宅を求め、門戸を張りて、文武の指南をした。此に於て交道日に廣く、其名漸く世間に聽え來つた。而して彼亦た時勢の日に非なるを見て、雄心自から禁せず、直接運動を期し、水戸天狗黨の常總の間に横行するを聞き、自から同志數輩と、下總佐原に抵り、其狀を偵察するに、彼等は水戸藩士でなく、近郷の浮浪なるを見て、共に成すに足らざるを看取し、江戸に還り、同志を會し、爲すあらんとしたが、稍く幕府の注意人物となり、危險身に迫るを察し、姑らく時機を待つこととしたが、偶々同志と柳

橋萬八樓に會飲し、黄昏歸途街上に於て、醉に乘じ、人を斬り、更らに探偵一層嚴密となり、急に身を以て江戸を逃げ、其の同志安積五郎、伊牟田尙平、村上俊五郎等と川越附近に匿れた。

水死を装ひ失踪

幕吏は彼の家宅を搜索し、其妻及び弟を捕へ、獄を投じたが、兩人共口を緘して語らず、八郎は一たび江戸に還つたが、窮天極地、身を容るゝ所なきを見、自刃せんと決したが、友人等の勸告にて思ひ止まり、安積五郎と與に、兩國川開らきの日、常用の双刀と訴狀とを永代橋畔に遺し、投水の狀を装ひ、服裝を變じ、舟を僦ひ、行徳に向ひ、土浦、水戸等を過ぎ、間道より會津に出で、越後を經、莊内に入つたが、故郷の地は、偵察更らに嚴密にして、遂ひに其の母を見るを得なかつた。政府にても彼が水死を信せず、人相書を傳へて、彼の踪跡を追索した。

幕府追索人相書

酒井左衛門尉様御家來

羽州清川村出生

清河八郎

歲三十位、中丈け、江戸お玉ヶ池に住居、太り候方。

顔角張、惣髮、色白く、鼻高く、眼するどく。

清河の面目が宛然として、幕吏探偵書中に描き出されてゐる。

尙ほ序でながら、清河同志の面々に就ても、

清河同志
の人相書

阿州出生の由

村上俊五郎

歲三十餘、太り候方、顔丸く色赤く、鼻高く、眼長く、眉毛濃く。

江戸出生歟

安積五郎

歲三十餘、丈高く、色黒く、あばた有、一眼にて江戸言葉。

元薩州御家來

伊牟田尙平

歲三十位、丈高く、太り候方、色黒く丸顔、頬骨高く、眼丸く、眉毛濃く、口並、鼻

大く、

八郎は暫らく越後の山中に潜んでゐたが、それも危険であつたから、更らに信濃路から江戸に入つた。

【二六】清河八郎(二)

失踪中伊
牟田に會
す

江戸では彼の同志、或は捕はれ、或は走り、一人も見當らず、此に於て彼も奥州に赴く可く、利根川を渡り、水戸、相馬を經、仙臺に入り、舊知櫻田敬助を訪ひ、更らに幕吏の追跡を避けて、蒲生村に匿くるの際、さきに江戸にて別れたる伊牟田尙平が、彼の後を追うて來たるに面會した。

伊牟田水
藩の計畫
を語る

扱も尙平は語るやう、水戸人士大舉の機既に熟し、將さに十一月を期し、京都に入り、天子を奉じて、天下に號令を發せんとす、仍て予(伊牟田)をして薩摩に入り、

同志を募り、京都に令し、應援を做さしめんと、經畫であると、八郎等も之を聞いて、激昂禁じ難かつたが、期未だ熟せざるをもて、銘々別所に潜むこととなり、清河は小船越に、安積は遠野に、而して伊牟田は水戸に還つた。然るに十月七日、清河は間行して仙臺に至りたるに、伊牟田又た同地に來り、嚮きに告げたる京都大擧の件は、愈よ機熟し、實行に取り掛らんとしたが、軍資缺乏の爲め果さず、その中に安藤對馬守は、國學者塙次郎をして廢帝の典故を調査せしむるの報を得、先づ安藤を殺して、而して後事を擧げんと、議決した故、諸君を誘ふ可く、再び來たとの言であつた。

清河入京

清河は曰く、一醜虜を斬り、一奸吏を刺すは、固より我が屑とせざるところ、しかし直に京都に入り、田中河内介會て中山家に仕へたる武士に因りて、書を天皇陛下に奉り、奸吏の逆謀を告げ、而して後九州に赴き、薩摩の諸有志を募り、大義を天下に鳴らさんにはと、此に於て何れも旅裝を整へ、西上の途に就いた、乃ち清河は安積伊牟田を伴ひ、仙臺から信夫、栃木等を経、秩父から山路を取りて甲州

に入り、路を轉じて伊勢に至り、神宮を參拜し、十一月九日文久元年京都に入つた。

田中河内介に頼る

田中河内介は、元來中山家の侍にて、義氣を以て、京師に名高く、薩州士多く此と交り、殊に有馬太郎は、尤も懇意にして、伊牟田なども、再應相結びし士の由、兼て承る故に、中山家の手寄もありて、此方共の志を相達する事もあるとて、態々訪はる。〔泮中始末〕

田中と謀議

是れは清河自から記する所、而して清河は遂ひに田中の家を主として、前途の事に就き、評議した。

夫より河内介の宅に内々移る。河内介に委細の様子を話す。叡覽に入るべき上書の旨も話す。どうもなるべしと云ふ。併中山公忠能は思の外平和人にて、近頃和宮様の御供にて、關東に下る。さて又田中も先年よりして中山公と不和に及び、退去せし由、右に付中山公の嫡子中將公忠愛は、親に勝る大器量人にて、今上の御側を致し、青蓮院宮などと、尤も懇意遊されしも、親の氣に入ら

ぬとて、近頃は差控ある由、此御方誠に英才にして、河内介を殊の外御親しみの由、同上

青蓮院宮
奉擁策

以上は田中の語る所によりて記したるもの。
然るに今度御讓位の事にて、關東の奸計申すばかり無きを、よきに相話すに、河内介も大に深慮致し、窃に中將公、及び青蓮院宮の思召の程を相話し、近きに宮の御令旨出づると云ふて、鎮西勤王の義士共を相勵まし、同志相結びし上は、青蓮院宮を奪ひ、直様征夷大將軍を奏乞致し、攘夷すべしと密議いたす。當時青蓮院宮は、相國寺中の桂芳軒に蟄居遊ばされ、獅子王院宮と稱し奉つてゐた。然も内々田中等とは、交通あらせられたるものと察せらるゝ。

九州に義
兵募集の
計

右に付此方共（清河等）の慮見も、大に勇み、然らばとて中將公よりの書狀等も頂き、直様九州に罷下り、右河内介心持の所に、手狀を遣し、義兵を募るべしとこそ相約しける。當春（文久元年）河内介九州遊覽の時、内々結びし肥後の松村大成、及び大野鐵之助（後に太田黒伴雄、神風黨の領袖）川上玄（彦）齋などにも、豊後

岡士、小河八（彌）右衛門（一敏）且は薩州の美玉三平、是枝柳右衛門外七人等に河内介の手狀を認め、専ら時機を認め、委細我等（清河）の口上にあるべしとて、義兵を相企すべき事こそ相勧めける書狀なり。我等も此一條と相成り、大に力を得て、直様出發すべしとぞ相約しける。勿論河内介も此迄色々の難苦を経て、世上伺ひしも、今度此方共の勧めに如何にもと覺悟し、かくは決斷しけるなり。同上

此の如く清河八郎と、田中河内介とは、互に相得、清河は愈よ田中の添書を懐にし、九州の諸有志を尋訪して、義兵を擧ぐ可く、西下することとなつた。

【二七】 清河八郎の九州遊説 (一)

清河企謀 清河の企謀は、彼が自から記する所によれば、

直に九州に下りて、相成る丈義兵を相募りて、九州の士は、京師に忍入り、水府の士をも忍寄せて、青蓮院宮を相奉じて、天子を挟み、一時に天下諸侯及び草莽の士民に號令いたし、第一に若州（京都所司代酒井忠義）を伐殺し、關東の氣を奪ひ、夫より宮を奉じて、夷狄を征伐して、我三千年來の皇威を復し、天下萬世の大功を建つべき事ぞ相約す。田中（河内介）も、此迄は因循の風なりしも、我等の言葉に従ひ、今度は天下第一の事機とて、力を盡して相計る。（潘中始末）

清河九州に赴く

とある。斯くて彼は安積五郎伊牟田尚平を伴ひ、十一月十五日（文久元年）京都を發し、馬關に抵り、白石正一郎の家を訪うて一宿したが、清河は、必竟頼むに足らぬ町人腹の男なりき」と一言にて断定し、一宿直ちに去つて九州に渡つた。當時筑前には平野二郎、筑後には眞木和泉守、熊本には松村大成、豊後には小河彌右衛門等あり、何れも勤王無二の士であつた。乃ち薩摩に於ては、所謂精忠組の面々、尙ほ當年—安政五年—の意氣を存してゐた。

松村大成訪問

廿九日（文久元年十一月）頃に、高瀬（肥後玉名郡）近村の下村にて、松村大成のう

ちを相訪ふ。先づ此方は東都の詩文書の遊學士と偽り、尚平は仙臺書生と偽る。（安積は軟脚にて落伍）……彼も心ある者と見え、我等を奥の座に通ず。子息深藏も出で来る。愈心底も見えける故、則河内介の書帖を差出し、實を明すに、彼父子、且驚き且喜びぬ。

當時松村は所謂「豪富の醫生」にて、云はゞ水滸傳中の柴進の役目を努めたる一人であつた。

松村平野の計を語る

大成云ふ、誠に身に餘り忝し、今春河州（田中）入來より、油斷なく同志を募りあり。且筑前の浪士、平野二郎なる者、元來河州も面會の士にて、已前月照を京師より薩に送る時、筑前よりして、西郷などと、一衆に入薩已來、國元より亡命の身と相成り、正一郎方に、久しく潜居の處、あの通りなる俗物故、終ひ世話届かず、去年よりして大成方に潜みありて、専ら諸同志を語らひしに、久留米水天宮の神主眞木和泉守は、有馬隨一の人物にて、十餘年蟄居せるが、其志愈盛にして、且文學もある名高き人物なるを、今度平野二郎に勸めて、薩國の主、十

得十失の論を認め、義兵を揚ぐる事を勧め、若し義兵揚げかぬる時は、天下の浪人を集め、時機を相待つべき事を勸むる爲、其策愈相決し、二郎入薩の積にて、同行の者を伴ひて、和泉守方に到り、一兩日中に歸るべしと相待居る處に、諸君の入來、旁以て幸甚の至と申されける故、右二郎は兼て聞きある人物、幸の事故と千萬相悦びける。

平野と相
知る

此の如くして偶然にも清河は平野二郎、眞木和泉守と相見、相知り、相約するの端緒を得た。

其翌日に相成て、平野二郎偶然と歸り來る。則我等の到る仔細を、大成より委細申談するに、二郎も悦び限なし……其人物も中々沈著、よろしき志操あらはる故、別意なく相談す。

此れは清河の眼中に映じたる平野國臣だ。好漢好漢を識り、惺々惺々を知るものであらう。

二郎云ふ、然らば和泉守を内密に相招き、熟談すべしとて、幸よき便のある故、

平野の肥
後人物論

七日に二郎より委細認め、忍び來會すべしと和泉守に申遣す。

此れから平野二郎の肥後人物評論に入る。

今夜二郎密かに云ふ、肥後の人物は、表のみ飾りて、實事稀なり。油斷ならず、所謂肥後の議論倒れと云ふ噂あり、併し松村及び川上(彦齋)などはよかるべきも、其外は見計ふべし。鎮西人物和泉守に越す者なしと云ふ。

肥後の議論倒れは、往年吉田松陰の來遊の際——嘉永六年——にも諷したる程にて、平野の此言も、肥後人士に取りては、頂門の一針であつたに相違あるまい。

眞木和泉藩公に上る書の一節

去酉八月、關東にては、塙某と申國學方へ、承久元弘廢帝之舊例、取調差出候様被_レ命。然處其嫡子以外之儀と父子相争ひ候事、自然流布仕候間、奥御右筆河内某、爪木某兩人に被_レ申付、専ら右御取調有_レ之候由、天下有志之者聞付、關東は清川八郎、安積五郎、伊牟田昌平、京都に販付け、中山付屬六位田中河内介に申入候處、京都にても荒々右之件々相聞え、田中氏へ兼て薩州より大久保市藏、堀忠右衛門、有村武次七人之姓

名を叡聞に達し、置候事も有之、個様差迫り候ては、大變之儀に付、青蓮院親王へ申上候處、令旨を以て諸國の義徒御集め可被遊候間、早々右七人之内上京可仕候様被仰出候に付、清川等三人差急ぎ罷下り、肥後高瀬松村大成方へ參り申候。其節丁度私より相頼み申候筑前平野次郎儀薩州へ參りがけ、右大成方にて一同落合申候。(眞木和泉守遺文)

〔三八〕 清河八郎の九州遊説 (二)

眞木和泉守訪問

清河は平野二郎と相見、互ひに國事を談じ、平野二郎、伊牟田尙平をして薩に入らしめ、自から筑後に赴き、眞木和泉守を訪ふこととした。平野、伊牟田の兩人は、十二月九日(文久元年)入薩の途に上つた。而して彼も亦た同日眞木訪問に出掛けた。

和泉守と語る

下村より水田迄、八里の處、夜分に入りて相達す。水田と申すは、次滿宮の鎮守處にて、太宰府に續きたる九州第二天滿宮なり。則和泉守は、直弟大鳥井敬太方に蟄居せり。別に小一室を構へて、一切人に會するを得ず。併近來は少しづつ遊歴者などにも稀に會すると云ふ。則ち忍びくゞに小室に到るに、和泉守自ら手燭を點じ、雨戸より迎ひに出で、其體五十位の惣髮、人物至てよろしく、一見して九州第一の品格顯はる。頗る威容ありき、誠の小室にて、僅六、七枚敷の坐なり。思ひ寄らぬ尊來とて、此迄ありし事共、御互に相話し、自ら食物を製して、遠來を勞はる。如何様人の信ずる程のある人物なれば、我も信の知己の如くに思はれ、西來の次第、其外とも別意なく相談す。

此れにて和泉守の人物は、活躍し來る。流石の人を人とも思はぬ。清河も、頭が下つたのであらう。彼は此處にて岡藩なる小河彌右衛門との交渉の件を相談した。斯くて清河は松村宅に還りたるが、彼は肥後人とは、遂ひに相ひ得なかつた。十二日(文久元年十二月)に隈(熊本より深藏(松村大成子)歸り來り、轟武兵衛を

阿蘇大宮
司訪問

同伴せり兼て聞ゆるにも似合ぬ人體なり。夫々議論もあれ共、一向口舌の上のみにて、更に取結びたる決談もなく、案に相違せり。(清中始末)

と記してゐる。又阿蘇大宮司を訪問したが、大宮司云ふ、色々深慮に及び候へ共、家來共とて必死の者も多くあらず、且老年となりて、我も必死をきはめ、勤王なり難し、併國家の爲なれば、敢て免る心は無けれ共、諸君と共に、天下に先ちて義を擧ぐる事は、残念ながら決し難しとて、虚容にあらで、仔細を盡し談せられ、いと不便なる體なりければ、強て勸むるも力及ばぬ事と思ひ、よき様にとりなほし、然らば又よき時もあるべし、必ず此期に限るべからずとて慰む(同上)

とあれば、彼も大宮司に對しては、相互ひに左までの惡印象は留めなかつたであらう。當時の大宮司は、阿蘇惟治にて、歴代大宮司中の傑出したる一人であつた。

川上彦齋
訪問

川上彦齋の宅を問ふに、折悪しく留守なれば、書残しいたして、清正廟に詣ず。

……其より門前際に、かの永鳥三平(松村大成の弟)なる者の宅ある由なれば、問ひ見るに、幸在宅にて、向より我事を待あるものと見えて、直様に天下形勢なども論ずれ共、元來虚容のみの人物にて、一向に信ずべき風體の者に非ず。暫くは論ずれ共、英雄豪傑の深く相結ぶべき程の者ならねば、よきにいたしける。……暮方よりして川上の宅に到る。彦齋我を待ありき。彦齋は未だ一向事に馴れぬ者、且容體とても、人の頭たるべき位もあらざれ共、此國の風を脱して、少しく果斷のある者故、我等などにては三平などよりは、遂に意氣も合へり。終夜談合、例の惡酒にて頭痛に及ぶ。(同上)

平野等薩
摩より還

尙ほ十二月二十四日には、平野、伊牟田の兩人は、薩摩より還り來つた。彼等は肥後人を誑き、何れも要領を得ずして追ひ出されたと云うたが、其實は、

城下に送り届けられて、兩人共別々になり、書簡を君公の手に取あげられ、尙平は側頭小松帶刀方に、内々忍び居らせ、二郎は旅宿に忍ばせて、外人には一切面會を許さぬ由……兩人に金十兩づゝ、餞別いたし、意外の望を得たる

由、〔同上〕
とある。

薩摩の消息

仔細は君公(忠義の後見島津三郎久光)自ら義兵を揚るにて、是迄亡命人西郷三平(隆盛)始め、何れも召出し、政法總て一新、頗る相盛にて、此度御讓位の説を聞きても、殊更に奮發せり。なれ共大藩の動く事故、匹夫とは違ひ、手間の入る由、此れが薩摩の消息だ。

計を秘す
人に秘す

右に付此機會を失ひては宜しからぬ故、此より直様上京の上、綸旨を受下し、一時に相奮はし申すべしとの策にて、罷出づる由、此事明かに肥後人に相表はしては、國家の安危にかゝる事故、忽ち騒ぎ立て、自然江戸にも聞え、時を誤る事もあるべき故、態と相隠し候由、〔同上〕

以上は兩人の所言を、清河が記したるもの。而して清河は平野、伊牟田を伴ひ、筑後瀬高に抵り、此處にて眞木和泉守と、今後の運動方略を協議し、伊牟田と共に上京して、愈よ綸旨を申し下すこととした。

【二九】 清河八郎の九州遊説 (三)

熊本人士
と最後會
見

清河八郎は、肥後人士とは、兎角相得なかつた。十二月二十五日夜、筑後瀬高にて、眞木等と打ち合せ、二十六日には肥後高瀬附近の松村宅に歸り、二十七日熊本人に到り、熊本人士と最後の會見をした。

廿七日、此より豊後に到りて、金を募るべしとて、松村を出でて隈(熊)本に到る。實は上京の心得故、委細五郎(安積)に内實を明し、矢張此處に待在るべし、委細は二郎(平野)に相談すべしと申残す。一昨日深藏(松村大成の子)は隈(熊)本に到られて、諸士に相談す。然る處途中にて深藏に出會す。此より深藏引返りて共に同道す。

清河は肥後人には、一切薩摩の消息も、自己の今後の運動も、其實を明さなかつた。

川上(彦舟)來る。實は肥後の者は兎角空議論のみ多くして、必死の策も決し難

宮部鼎藏
來らんとす

き處、一昨日宮部鼎藏なる者、此藩中の軍學師とやらにて、尤も人望のある由にて、此度は是非此方共に面會せんとて、明日來る由なれば、川上、松村兩人の者、強て面會を乞ふ。尤も宮部は五里ばかり田舎にありて、態々來る由なり。清河は自から氣を負ひ、眼一世に空しき漢なれば、元來肥後人に好まれなかつたのも、強ち不思議ではない。肥後人が彼を好まなかつた以上に、彼が肥後人を好まなかつたことも、亦た察せらるゝ。此の間に周旋したる松村父子、川上などの心配も察せらるゝ。

我(清河)云ふ、先日より度々申遣す事故、別に面會にも及ばず、且永鳥氏などは、兎角不決斷の事故、強て勸むるに及び申さず、明日に面談は時日が無用なり、急ぎ豊後に赴くべしと云ふに、彦齋及び深藏は、左様に非ず、是非面會を乞ふとて、廿八日無體に面會を乞ふに付、四ツ頃(午前十時)永鳥氏に到るに、有志の人とて、兩三士會せり。

如何にも清河の傲岸の模様が、自から描き出されてゐる。

宮部來る

八ツ過(午後二時過ぎ)に及び宮部來る。三平氏よりは一體の人物宜しき様に思はる。久しき間空論のみ申立て、更に赤心の決斷もなく、剩へ諸有志に面會の作法とてもあらず、誠に卑吝のあしらひ、苦々敷有様なれば、とても御決心無き處に、長々と罷在るにも及ばずとて、暮方に早々立去る。

宮部と永鳥

宮部は重厚篤實、永鳥は奇俊輕快、惟ふに永鳥は清河をば、大法螺吹きと認め餘り相手としなかつたものであらう。清河が宮部を永鳥の比でないと言つたのは、宮部の資質が上記の通りであつた爲めであらう。但だ彼が誠に卑吝のあしらひと云うたのは、肥後其物を解しなかつた爲めであらう。當時の士人は、貧乏でもあるし、且つ其の生活は本來質素であつたから、強ひて異郷の客に對しても、別段の待遇をも做さなかつたのだ。

何れも案外不興の體にて、中にも、川上、松村は大に氣の毒に思はれたとひ外、外の士は、不決斷なりとも、此兩人丈は、是非とも諸君に御同意議を立て申すべしとぞ決せらる。實に兩人丈は感心せり。(藩中始末)

小河彌右衛門訪問

斯くて清河は、伊牟田尙平と與に、十二月二十九日熊本を發し、阿蘇内牧に泊し、三十日岡城下に小河彌右衛門を訪うた。

小河も中川家にて、五百石の侍にて、此土地第一の侍なり。……小河は四十七八の人にて、至て氣の爽かなる男にて、文學も和漢共ある由なり。我等を喜び、年の始に珍客を得しと悦び限なし。

彼は小河と相得た。而して文久二年の元旦を其家にて迎へた。

二日の早天に出立せんとする時……金子調へ吳候様申遣すに、小河氏譯なく承知いたし、然らば五十金出すべしと云ふ。誠に感入りたる心得、肥後人なども及ぶ所にあらずと、兩人共内心感涙に堪えず。

入京

斯くて清河等は三佐港より正月七日出帆、順風にて九日兵庫に著、十日大阪に、十一日朝入京した。

十一日(文久二年正月)朝に恙なくして上京いたし、委細を河州(田中河内介)に語る。河州も喜び限りなし。十三日夜に入り、中山中將公(忠愛)を招請いたし酒

興あり、且河州共に薩摩の方に率ゐ奉らん事を相謀る。十五日に到りて肥後國の有志連、宮部鼎藏、及蒲生太郎上京す(原注 松村大成息深藏事なり)……二十日に及び東都にて諸浪士ども安藤對馬守を路途に屠る由。此元河州同志西村敬藏君來り告ぐる。……此機會に乗じて、速に義舉相催すべし、猶豫すべからずとて、先以て蒲生、宮部の兩人を相返す。早速此方共の罷下るを相待つべしとなり、則中山中將公より、書簡等を認めさせ、鎮西義氣を速に興さしむ。兩人感悦して立去る。

此の如く清河八郎の九州遊説は、當人としては十分の成功を齎らし、其前途に多大の光明を期待せしめた。

第六章 京都に於ける長井雅樂の運動

〔III〕 密使萩に至る

長州藩運動

清河八郎其他浪士の運動に就ては、其の概略を語つたが、此れから薩長兩藩及び兩藩を中心とする運動に就て觀察せねばならぬ。先づ順序として、長州から始めるであらう。そは文久元年六月には、長門藩主毛利慶親が、其臣長井雅樂をして、公武合體國是一新の建白書を、朝廷に奉らしめ、此れが爲め大なる波紋を、時局の上に描かしめたからだ。

従來の長州藩

毛利氏に就ては、既に本書「雄藩篇」に於て語つてゐる。(參照 三八―七九)而して其の藩の先達村田清風に就ても、略ぼ其の大體を陳べてゐる。(參照 七八、七九)更らに其の藩の志士吉田松陰に就ては、「神奈川條約締結篇」(參照 五二―五八)、又た「安政大獄下篇」に於て(參照 八六―一〇〇、及び一〇五―一〇七)語りてゐる。されば

此處では個人としてではなく、藩としての安政以降の運動を語ることに止めて置く。

毛利氏の勤王

毛利家は、其先祖元就が、正親町天皇の御即位の御料を獻納し、又た石州銀山を、朝廷へ獻納し、自から其の探掘者となりたる緣故もあり、朝廷へは武家傳奏を經ず、勸修寺家によりて、御取次ぎをなし、又た毎年歲始歲末には、獻上物をなし、安房奉書を賜はる恒例があつた、乃ち毛利家は、朝廷とは元就以來、豊臣徳川の時代を經て、特種の關係があつた、云はゞ毛利家は、元來勤王の家柄であつた。

長州への密使

却説十六代慶親(後に敬親)の時、安政五年八月の末、甲谷岩熊(後に兵庫)なるもの直目附梨羽直衛の宅を訪ひ、中山忠能、正親町三條實愛より内旨を齎らしたる旨を告げた、此に於て同人を益田彈正の小亭に招き、清水圖書、内藤造酒、前田孫右衛門、周布政之助、兼重讓藏等と立合の上、親しく同人に要件を質した、同人は八月五日、正親町三條大納言から朝廷の非藏人口に招かれ、長州への密使を託せられたとて、錦囊から一通の書を取り出した。

密勅を賜はる

小子熟天文を推考ふるに、十一月上旬迄之内善惡吉凶は不辨と雖も、國中頗騷動之兆有之、蠻夷覬覦之時節、帝都警備未全備、事情急迫にして、心中私に深く苦惱す、有沈勇忠烈之人て、事を他事に屬し、密に衆を攝州之邊に潜居し、若有急變ば、應機而速に内裏を守護し、奉安、叡慮者、誠以可云天下之忠臣、然に未得其人、憂國難て、忘寝食、何日か奉休、叡念む、悲哉々々。

南呂初五(八月五日)

密使甲谷

此の如く宛名もなく、署名もない、只だ其の月日のみだ、此れは固より途中の危険を慮かりて、故らに然かしたるものにて、一見直ちに密勅であることが判知つた、此の密使甲谷は、元來家老毛利筑前の家來にて、繪畫もて京都に客遊し、正親町三條卿等より、信眷せられたる實直の者であつた爲めに、その選に當てたのだ、此に於て長藩では取り敢へず周布政之助を上京せしむることとした、斯くて、同人が内命を受けて、未だ出發せざる以前に、京都留守居福原與三兵衛から急使が來た、それは鷹司輔熙からの書簡を携へたものにして、その中には、八

水戸下賜勅諭原本來